



cutting through complexity

FINANCIAL SERVICES

保険規制の進化

状況のめまぐるしい変化

2014年3月

kpmg.com



本レポートについて

本レポートは、KPMGが擁する規制関連専門家グループが作成した地域別シリーズの1つです。様々な知見は、弊社顧客とのディスカッション、弊社専門家による主な規制動向の評価、各地域の各種政策機関とのネットワークを通じて得られました。

その他の地域のレポートについては、fsregulation@kpmg.co.ukにご連絡いただくか、www.kpmg.com/regulatorychallengesをご覧ください。

GLOBAL INSURANCE LEADERSHIP TEAM



Gary Reader
Global Head of
Insurance and EMA
region Coordinating
Partner
KPMG in the UK



Laura Hay
Americas region
Coordinating
Insurance Partner
KPMG in the US



Simon Donowho
ASPAC region
Coordinating
Insurance Partner
KPMG in China



Frank Pfaffenzeller
Joint Global Insurance
Audit Lead
Partner
KPMG in Germany



Frank Ellenbürger
Joint Global Insurance
Audit Lead
Partner
KPMG in Germany



Brian Daly
Global Insurance
Tax Lead
Partner
KPMG in Ireland



Ferdia Byrne
Global Insurance
Actuarial Lead
Partner
KPMG in the UK



Rob Curtis
Global Insurance
Regulatory Lead
Director
KPMG in Australia



Mary Trussell
Global Innovation
and Emerging
Markets Lead
Partner
KPMG in the UK



Sam Evans
Global Insurance
Transactions and
Restructuring Lead
Partner
KPMG in Switzerland



Mike Walker
Global Insurance
Restructuring Lead
Partner
KPMG in the UK



Mark Longworth
Global Insurance
Management
Consulting Lead
Partner
KPMG in the UK



Matt McCorry
Global Insurance Risk
Consulting Lead
Partner
KPMG in the US

目次

2
はじめに

4
エグゼクティブ・サマリー

展望

22

米州の展望

38

アジア太平洋の展望

52

欧州・中東・アフリカ (EMA) の展望

73
略語集

6

規制体制の改革 —
グループ監督の重視

46

消費者保護の拡大

16

グローバルにシステム上重要な
保険会社 (G-SIIs) に対する圧
力の高まり

64

リスク管理に対する保険監督
アプローチの変化

32

国際基準設定主体の台頭 —
導入と評価

70

保険会計に関する最新情報

「保険規制の進化」第4版をお読みいただきありがとうございます。KPMGは今回、初めて国際的に活動する保険グループ (IAIGs) を対象に世界的な調査を実施し、新たな国際規制要件について懸念事項を尋ねました。その結果をご紹介できることを大変喜ばしく思います。本レポートでは、保険会社の健全性要件や消費者保護要件に多大な影響をもたらすであろう、世界レベルで生じている重要な保険規制に関する進展と各地域が抱える多くの課題について検討します。

状況のめまぐるしい変化



Jeremy Anderson (ジェレミー・アンダーソン)
チアマン、KPMGグローバル・ファイナンシャル・サービス



Gary Reader (ゲイリー・リーダー)
KPMG保険部門グローバル・ヘッド

金

融危機から約6年。その痛みを軽減し、次の危機を防ぐために、ここ数年間に行われた改革が今、保険会社とその規制に直接的な影響を及ぼしています。保険業界は、従来の保険監督機関を越えた政策立案者の監視の目にもさらされるようになりました。保険監督者国際機構 (IAIS) は今年、創立20周年を迎えました。この間のIAISの成果には目を見張るものがありますが、その活動計画に対する金融安定理事会 (FSB) の権限が強まる中、今後の独立性を疑問視する向きもあるでしょう。

FSBの新たな影響力は過去2年間、以下の取組みにおいて示されてきました。

- ピア・レビューの実施 (FSBはIAISに保険基本原則 (ICPs) の採択後すぐに着手するよう要求)
- グローバルにシステム上重要な保険会社 (G-SIIs) の指定
- グローバルな資本基準の策定
- 最近発表されたIAISの再編 (会議の透明性やオブザーバー参加の縮小)

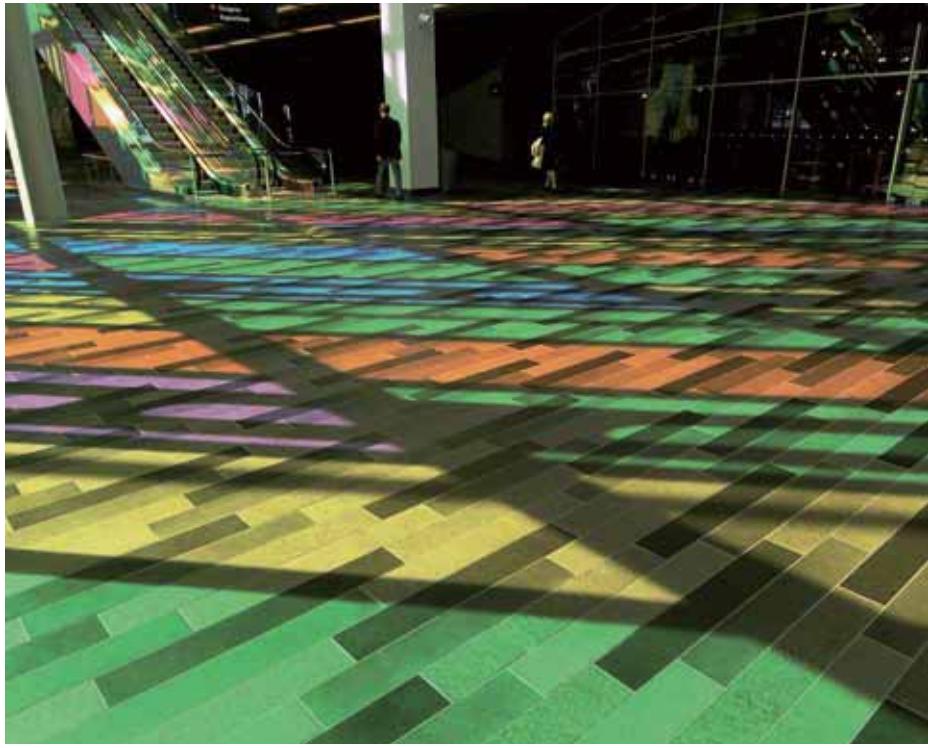
FSBによる介入の強化は明らかに古い規制構造への挑戦であり、保険規制当局は世界・地域・現地レベルで新たな課題に直面しています。保険規制当局にとって最大の課題は、保険セクターに関連する問題に注力し続けることでしょう。

米国では、連邦準備制度理事会 (FRB) が複数の大手保険持株会社を対象に統合的な規制当局としての役割を強め、国内生命保険料収

入の3分の1近くを監督下に置こうとしています。同様に、監督下に置かれる損害保険料収入の割合も増加しつつあります。さらに、米国財務省内の連邦保険局 (FIO) は、2013年12月に「米国における保険規制システムの近代化と改善の方法」(Solvency Modernization report) を公表し、特にグループレベルの監督に関する方針設定に新たな勢いをもたらしています。

ソルベンシーIIの導入が近づつつある欧州でも、各機関が保険会社の規制監督を強化しようと準備を進めています。2010年に創設された欧州保険年金監督機構 (EIOPA) はすでに、技術的基準の策定や監督カレッジへの参加の権限を有するほか、メンバー国がソルベンシーIIを施行しない場合には規制当局として措置を講じることもできます。EIOPAは2013年、ソルベンシーIIの導入に向けて規制の調和を図るため、自らの権限を拡大解釈し、4つの主要領域 (リスクとソルベンシーの自己評価 (ORSA)、ガバナンス、内部モデル、報告) におけるガイドラインを公表しました。メンバー国はガイドラインを遵守するか、遵守できない場合はその理由を説明するよう指示されました。

欧州中央銀行をユーロ圏の単一の銀行規制当局にするととの決定を受け、EIOPAも直接監督機関としての自らの役割について問題提起を始めています。EIOPAのガブリエル・ベルナルディーノ議長は2013年、欧州議会宛てのレポートで、EIOPAは内部モデルの承認において中央監督権限を持つべきであり、最大規模および最重要の国際保険グループに対する監督上の役



割を強化すべきであると提言しました。KPMGはこうした構想を支持しています。興味深いことに、私たちの調査に参加した多くの関係者も同様の見解を持っています。

欧州レベルの監督機関はEIOPAだけではありません。欧州連合(EU)内で金融システムのマクロ健全性評価を担当する欧州システム・リスク理事会(ESRB)が保険事業に目を向けています。ESRBは保険会社からのデータ収集に関する基準を策定していますが、この基準は今後年内にデータ収集が開始される際にEIOPAの活動計画に盛り込まれる予定です。

KPMGの世界的な調査で示された業界の主な課題

本レポートの議論に役立てるため、KPMGのメンバー・ファームは多くの大手国際保険グループに調査を行い、特にIAISによるComFrame提案に焦点を当て、監督上のコンバージェンスや協力の推進について意見を尋ねました。詳しい調査結果は12ページ以降に掲載しています。

調査では、国際的に活動する保険グループ(IAIGs)の多くが、各国/地域の利己主義的側面やグローバルに利害を整合させることの難しさから、既存の保険規制当局は新たな国際基準で合意に達することはできないだろうと懸念していることが明らかになりました。国際的なフレームワークの策定に向けた政治的意志の欠如が深刻な問題と考えられています。また多くの回答者が、ComFrameの目的は優れているものの、政策立案者が何年も基本要件で合意に

達しなかったソルベンシーIIと同様に、深刻な遅延に悩まされるのではないかとの懸念を示しています。

したがって、調査に参加した多くのIAIGsは、ComFrameがもたらす恩恵に確信を持つことができず、それどころか、競争条件の不公平化や規制上の裁判行為を促す環境、規制の重複や負担の増大など、予期せぬ結果を招くのではないかと心配しています。さらに大半のIAIGsは、ComFrameが導入された場合、システム変更と資本要件に関連した追加コストが必要になると考えています。こうした結果は、IAISがいまだ、ComFrameがもたらし得る恩恵について説得力のある論拠を示していないことを示唆しています。

調査参加者は、ComFrameで導入される保険契約者保護の程度について明確化を求めていました。また、ComFrameが実際にどのように運営されるのか、すなわちそれが既存の監督制度に取って代わるのか、あるいは漸進的に移行することになるのかを知りたいと考えています。多くのIAIGsは、複数のグループ監督機関への対応が必要になればコストと混乱が増大するとの不安を抱いており、欧州と米国の両方でグループレベルの監督機関が一本化されることを支持しています。また、EIOPAとFIOがそれぞれIAIGsの監督により大きな役割を担うこと幅広い支持が集まりました。

調査では、IAIGsが資産と負債の評価に対応する上で、会計と保険数理に関し、より一貫性のある国際基準を求めていることも明らかに

なりました。KPMGのメンバー・ファームは長年、こうした基準を提唱してきました。また、ORSAと情報開示やガバナンスに関する規制要件との間で一貫性を図ることは有用であるとの意見も多く見られました。一方で、価格設定や報酬に関する国際要件にはほとんど支持がなく、世界的な消費者保護のフレームワークの調和についてはさらに反応は消極的でした。

保険規制の意図と保険会社への影響

ComFrameによって監督要件の国際的なコンバージェンスと一貫性を実現する上で、解決すべき最も重要な課題の1つは、適切なレベルの保険契約者保護を確立することでしょう。言い換えるれば、IAIGの破綻に関する監督機関のリスク選好を決定することです。調和の取れたアプローチを確立し、ComFrameが約束する効率化とコスト削減を実現するためには、最低資本基準に関し、十分な情報に基づいたオープンな議論を行う必要があります。ComFrameのこうした利点は議論では言及されているものの、IAISはまだ正式なコスト便益分析を行っていません。しかしながら、これは最優先で取り組むべき課題であると私たちは考えます。

さらにIAISは、ComFrameを銀行事業に関するバーゼル合意と同様に機能させようとしている(各国がComFrameを現地の法規制に組み込み、既存の要件に変更することを意図している)のか、あるいはもっと緩い規制体制を意図しているのかを決定する必要があります。これは深刻な問題であり、ComFrameのために策定される仕組みと最終要件について適切な情報を提供するために、オープンな議論を行う必要があります。

IAIGsは、ComFrameによって監督機関の取組みが重複し、複雑性が高まり、報告やコンプライアンスにかかるコストが増大し、場合によっては資本要件も厳しくなりかねないと懸念しています。ComFrameは既存の国内要件にさらに一連の規制要件を加重するものであるとの懸念も残っており、業界の全面的な支持と関与を得ることは依然として困難です。

今後のステップ

国際的な保険規制の策定において今後の2年間は極めて重要であり、十分な情報に基づいたオープンかつ透明な議論を行い、最も効果的で効率的なフレームワークを確立することが何より求められます。今こそ古いパラダイムに立ち向かい、効果的な規制改革の推進と新システムにふさわしい規制当局のあり方について、新たな方針を設定するべき時です。KPMGのメンバー・ファームは、この取組みに今後も積極的にかかわり続けたいと考えています。

規制改革は保険業界を根本から作り替え、保険会社に戦略上・業務上の課題をもたらしています。今年のレポートでは、世界的・地域的なレベルの規制改革が、いかに規制体制を変化させているかを考察するとともに、保険会社がそうした動向に対応する上で直面している問題を探ります。さらに、保険規制における新たな政策立案者の役割の拡大、保険規則と銀行モデルの整合を求める圧力、監督上の遵守状況を評価するためのプログラムの推進、消費者保護法の広まり、最近の保険リスク、国際財務報告基準(IFRS)による会計基準の変更にも焦点を当てています。

エグゼクティブ・サマリー

規制改革は保険業界を根本から作り替え、保険会社に戦略上・業務上の課題をもたらしています。

グループ監督に関する国際的な検討課題

「規制体制の改革」では、保険監督者国際機構 (IAIS) が金融安定理事会 (FSB) からの強まる介入と、それに伴う時間的圧力にどう対応しているかを考察します。IAISは、国際的に活動する保険グループ (IAIGs) の監督に関する共通のフレームワーク (ComFrame) および国際的な保険資本基準を策定するため、組織の再編を進めています。どちらも2019年までに施行される予定です。IAISは今後3年間、フィールドテスト・プロジェクトに注力し、提案内容の改善に努めます。フィールドテストには定量的および定性的な調査が含まれます。約25社の保険会社とその監督機関がプロジェクトに任意参加しました。その結果は世界の規制に重大な影響を及ぼすでしょう。なぜなら、その結果を反映した規制を様々な国／地域が監督下のすべての保険グループ (国際的な活動を行っていないグループも含む) に適用するとみられるからです。

本レポートの「はじめに」で、ComFrameに対する業界の準備態勢を評価するためにKPMGのメンバーファームが調査を実施したと述べました。これは、新たな国際的規制のフレームワークの潜在的なコストと便益を検証することで、こうした変革が市場をどのように再編し得るかを理解するとともに、変革に対する業界の準備態勢を評価することを目的としたものです。

システム問題に関する議論の継続

2013年、9つの保険グループがグローバルにシステム上重要な保険会社 (G-SIIs) に指定されました。IAISと全米保険監督官協会 (NAIC) は、システム・リスク (特に非伝統的・非保険 (NTNI) 業務) の分離が金融安定政策の目標であると繰り返し述べています。「システム・リスク」に関する章では、FSBが発表した一般的なフレームワークに基づいて策定された、IAISのG-SIIsに対する政策措置を考察します。これらの新たな措置には、監督の強化、実効性ある破綻処理、より高い損失吸収 (HLA) が含まれます。IAISはFSBに対し、G-SIIsに対する基礎的資本要件 (BCR) を2014年末までに、HLA基準を2019年までに策定すると約束しました。これに伴い、IAISは3月後半に、BCRに関するファクターベースのアプローチについてフィールドテストを行っています。

IAISはまた、監督機関がマクロ金融の脆弱性を評価、軽減することを支援するために、ツールキットやデータ・テンプレートを含め、マクロ健全性監視プロセスの策定も行っています。IAISは、保険領域における国際的なデータ収集を改善するために、他の国際機関とどのように協力できるかを評価しています。

米州 - 域外適用の問題

規制改革、特にソルベンシーIIの影響はIAISに限られたものではありません。「米州の展望」では、欧州および世界の改革に対応して進められている変革を考察します。

全般に、米州ではソルベンシー、会計、コーポレートガバナンス、消費者保護の領域で重大な改革が行われています。ラテンアメリカの経済ストレス下にある国々も例外ではありません。IMFの2回目の評価が近付きつつある米国は、資本基準の変更やグループ監督の選択肢を探っています。連邦準備制度理事会 (FRB) や連邦保険局 (FIO) などの新たな関係当局も、監督構造における自らの役割を精査しています。

長年、ソルベンシーIIでは同等性評価プロセスが進められてきました。同等性を認められた国／地域の企業は具体的なメリットを享受できます。米州地域の多くの国々がソルベンシーIIに似た制度を採用するべく修正を進めており、これにより完全または暫定的な同等性を認められる可能性があります。

国際基準の導入状況評価

国際基準設定主体は長年、新たな健全性要件を策定してきましたが、多数の国／地域が実際にこうした改革を導入するようになったのは、つい最近のことです。G20の要請を受け、国際基準の導入レベルやその有効性・明確性を評価するための様々なメカニズムが用意されました。「国際基準設定主体の台頭」では、こうした監視プログラムを考察します。特に、2011年に採択されたIAISの新たな保険基本原則 (ICPs) に関するIMFが実施した10件の評価の結果を検証し、ICPsの受け入れ状況と導入における問題点を概説します。



基準を引き上げるアジア太平洋

私たちは過去のレポートで、IAISのICPsや新たな会計基準が、アジア太平洋地域に急激な規制改革をもたらしている状況を説明しました。「アジア太平洋の展望」では、主にガバナンス要件の強化、市場整合的な評価、統合的リスク管理(ERM)要件の改善、ソルベンシー資本水準の引き上げに関する改革を取り上げます。

アジアの規制当局は特に、再び危機が発生した場合に現地企業の資本・流動性管理に与える影響を懸念しているほか、大規模自然災害リスクにさらされている状況を踏まえ、再保険の質も重視しています。

消費者保護への関心の高まり

IAISは当初、健全性基準を重視するあまり、消費者保護問題を二の次にしてきました。しかしここ1年間、国際基準設定および各国／地域の双方において、市場における重要な問題として消費者保護への関心が高まっています。IMFは現在、消費者保護に関するリソースの確保や監督の評価に相当の時間を費やしており、より積極的なアプローチを取るよう規制当局に呼びかけています。また、特に投資商品に関し、商品設計や適切性に対する規制当局の関心も高まっています。「消費者保護の拡大」ではこうした問題について詳しく考察します。

欧州・中東・アフリカ(EMA)地域—新たな改革計画

「欧州・中東・アフリカ(EMA)の展望」では、ソルベンシーIIの最終的な導入に向けた欧州の準備態勢と、この指令の実現が現地の保険業界に及ぼす影響を検討します。この取組みはすでに始まっており、その第1段階としてEIOPAが、リスクとソルベンシーの自己評価(ORSA)、内

部モデルの承認、ガバナンス、データ報告の領域において予備的ガイドラインを策定しました。2014年内に導入措置とより詳細な規制が公表され、コンサルテーションに付されます。

中東でも規制改革が起き始め、国際慣行と整合を図るための規制変更が進められています。この地域では引き続き、地元の問題やタカフルのようなシャリーア(イスラム法)に準拠した保険商品に重点が置かれています。

アフリカはこの地域のどこよりも変革が遅れていますが、南アフリカは前進を続けており、ソルベンシー評価・管理(SAM)フレームワークを2016年1月に施行する予定です。

リスク管理—収益性と持続可能性の観点から
世界金融危機は、多くの保険会社のリスクガバナンスとリスク管理のフレームワークの脆弱さを浮き彫りにしました。多くの保険監督機関が既存の中央銀行機能に統合される中、保険規制に銀行中心的な手法が取り入れられるとみられます。当然、多くの関係者がこれに対して不安を覚えています。この手法のプラスの面は、銀行規制当局が銀行のビジネスモデルや資本ニーズを理解することに注力し始めたことでしょう。銀行のビジネスモデルが重視される結果、保険会社は、事業上の意思決定が収益性や持続可能性に与える影響を証明しなければならなくなります。「リスク管理に対する保険監督アプローチの変化」では、将来を見据えたORSAを軸に、この問題を考察します。

規制当局は、取締役会の意思決定、およびそれが企業のリスク選好やリスク文化と十分整合しているかどうかについて、監視を強めていくでしょう。一部の企業は、こうした監視の強化に向けた準備ができていない可能性があります。

長期的なビジネスモデルに合致した会計基準

最後に、IFRSの保険契約に関する公開草案のコンサルテーションが完了したことで、国際会計基準審議会(IASB)はIFRSを公表する可能性が高まりました。「保険会計に関する最新情報」では、新たなIASB提案が保険会社の長期的なビジネスモデルにより合致したものであることを論じます。一方で、損益のボラティリティ、保険契約と金融商品の相互関係、表示に関する課題、基準全般にわたる非常に高い複雑性など、いまだ重要な決定がなされていない問題についても説明します。

今後のステップ

2014年も重大な規制改革が続き、保険会社に相当の負担がかかることはほぼ間違いないありません。しかし、こうした急速かつ重要な進展に率先して取り組むことで、保険会社は課題を克服し、機先を制することができるでしょう。KPMGのメンバーフームは、顧客が今後生じる変化に備えて計画を策定し、戦略的目的を実現できるよう支援しています。貴社は状況のめまぐるしい変化に備え、十分な準備ができますか？

規制体制の改革 — グループ監督の重視

重大な規制改革が進行中です。保険監督者国際機構 (IAIS) は今年、創立20周年を迎えました。この間のIAISの成果には目を見張るものがありますが、その活動に対する金融安定理事会 (FSB) の権限が強まる中、今後のIAISの独立性が疑問視されかねない状況となっています。

過去2年間、IAISの様々な取組みにおいてFSBの新たな影響力が明確に示されてきました。例えば、グローバルな資本基準の策定、グローバル

にシステム上重要な保険会社 (G-SIIs) の指定および規制、ピア・レビューの開始 (FSBはIAISに保険基本原則 (ICPs) の採択後すぐに着手するよう要求)、IAISの再編 (小委員会会議における透明性の縮小やオブザーバーの参加制限など) が挙げられます。私たちは本レポートを通じ、これらの課題を検討していきます。

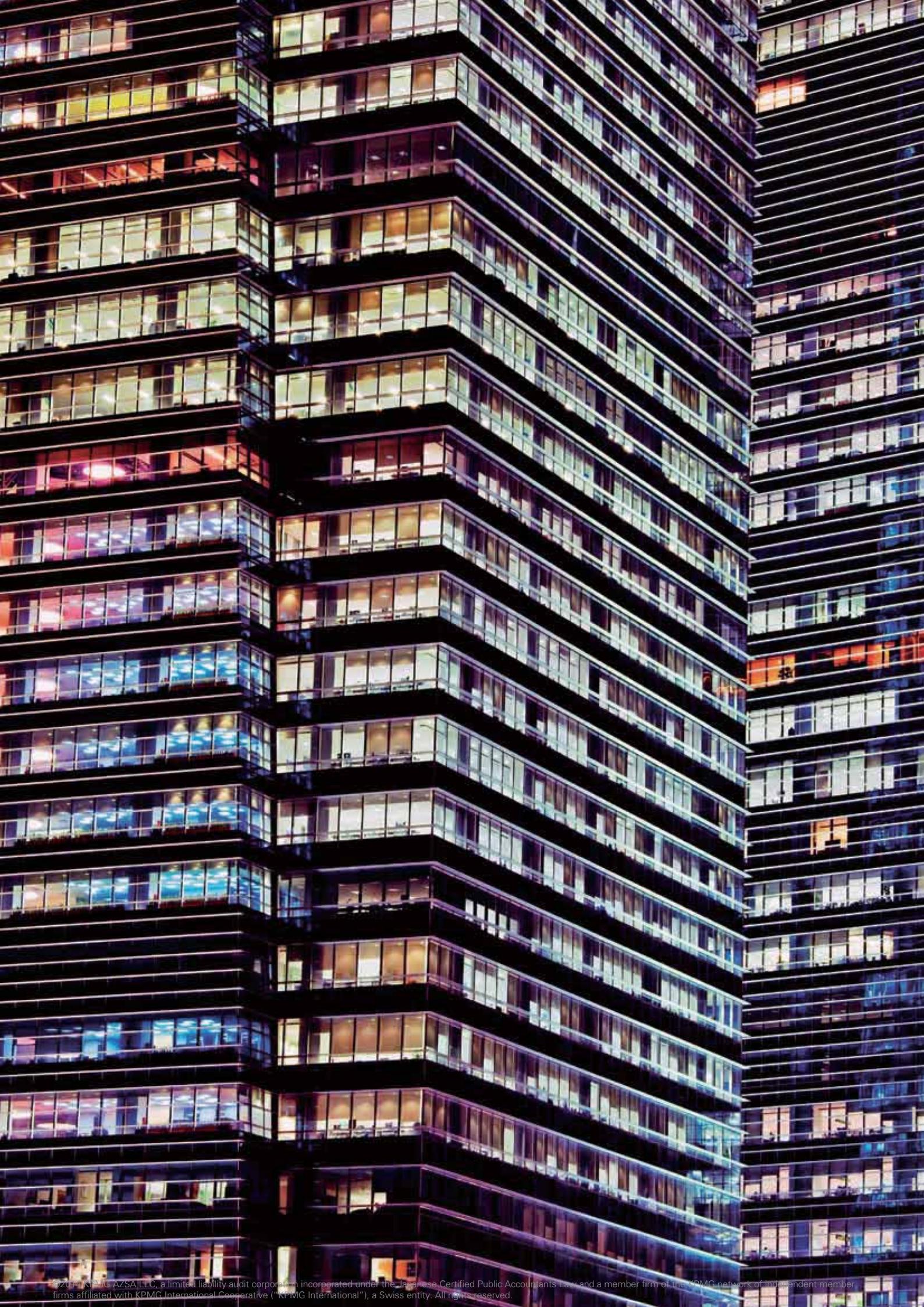
本 章では、資本およびグループ監督に着目した上で、国際的に活動する保険グループ (IAIGs) に対する調査結果に基づき、これらの改革が保険会社に及ぼし得る影響について検討します。

新たなIAISの夜明け

FSBとG20からの圧力を受け、IAISは過去1年間に、IAIS自らと大手保険会社の方針全般を左右する2つの重要な決定を下しました。保険監督機関は保険グループの中核会社に対し包括的な監督を行うべきであること、そしてその監督の一環としてリスクベースのグローバルな保険資本基準 (ICS) を設けるべきであることをIAISは決定しました。

IAISの河合美宏事務局長は、メンバーに宛てた2013年のアニュアルレポートで、グローバルなICSを策定するというこの決定を「新たなIAISの夜明け」と表現しました。河合事務局長は、ICSは監督機関同士がコミュニケーションを取る上で必要となる共通言語、および金融安定化問題に対応するためのツールを提供するものだと述べています。

こうした進展に関する決定は、保険基本原則 (ICPs)、ComFrame、およびシステムック・



IAISの国際監督要件の構造



リスクに影響を与えます。IAISは現在、法人レベル、またはグループレベル、もしくはIAIGsとG-SIIsに対して適用される複雑な一連の規制基準を想定しています。ICPsはすべての規制基準のベースラインとなるものです。IAIGsとG-SIIsを対象とした規則は、ICPsの範囲を越えても構いませんが、ICPsに相反してはなりません。IAISが想定している規制基準の構造をこのページに図示しました。ただし、ICSなどの特定の具体的要件がどの規制基準に適用されるのかに関する最終決定はまだなされていません。

グループレベルの監督

IAISはICPsを採択した当時、保険グループへの直接的または間接的な監督のいずれも認めていました。ここ数年、グループ監督への支持が高まる中、ICPsにおけるグループレベルの監督に対する言及内容は「不完全で紛らわしく、解釈に幅がある¹」との意見が多かったことから、IAISはICPs全体を通じ、グループレベルの監督に対する言及内容の修正を行いました。ただし、グループ監督要件への焦点は引き続きICP23で言及されています。

IAISは、この問題に対処するワーキンググループを任命しました。ワーキンググループは取組みの一環として、保険グループの定義を明確化

すること、およびICPsの対象範囲は金融コングロマリットやさらに広範なグループではなく保険持株会社（すべての保険事業体を統括する会社）に直接適用される旨を確認することを提案しました。これによりIAISは、保険グループの中核会社はすべての保険業務を統制する最も下位の事業体であるというジョイント・フォーラムの定義に従うことになります。これは金融コングロマリットの場合もありますが、別途設けられた持株会社である可能性のほうが高いです。その保険持株会社の傘下にある他の金融機関や非規制事業体はいずれも保険グループの監督において考慮されなければなりませんが、持株会社の上位にある事業体は保険グループにリスクをもたらす場合にのみ検討対象とされます。この明確化が専門委員会で承認されると、ComFrameの対象範囲も明確化されることになります。

ワーキンググループは、ICPsが保険グループ（その中核会社を含む）の監督に関する規定を確実に盛り込むよう、ICP23の書き換えを進めるとともに、他の複数のICPsをわかりやすく変更するための協議を行っています。変更の主目的は、保険持株会社のグループレベルの監督において監督機関に確実に権限を持たせることです。こうした権限のテストは、ジョイント・フォーラムの金融コングロマリットに関する原

ICPsはすべての基準のベースラインとなるものです。IAIGsとG-SIIsを対象とした規則は、ICPsの範囲を越えても構いませんが、ICPsに相反してはなりません。

¹ ポーランドのクラクフで2013年9月、ICP23／金融コングロマリット共同ワーキンググループによって行われた、IAIS保険グループおよび分野横断的問題に関する小委員会へのプレゼンテーションのページ4。ICPs 1、2、23の自己評価とビア・レビューを実施したレビュー・チームによるIAISのレポートに基づく。<http://www.iaisweb.org/Supervisory-Material/Other-supervisory-papers-and-reports-764>

則で定義されている通り、結果重視でなければなりません。直接的監督および間接的監督という用語は今後使用されません。IAISはまた、ICP23で生じた問題を回避するため、IMFと協力し、金融セクター評価プログラム (FSAP) におけるグループレベルの監督の評価に関するガイダンスを作成する予定です。

保険資本基準 (ICS)

IAISのICSの詳細とその適用範囲については依然議論されていますが、少なくともIAIGsには適用されること、およびComFrameにおける現行の資本要件に取って代わることは明確です。ICSは2016年までに策定され、2019年までには導入される予定です。IAISは、ICSがICP17で定義された通り、グループレベルの規定資本要件 (PCR) のモデルとして策定されることを前提に作業を進めています。²

ICSは、2014年と2015年のフィールドテストを通じて具体化されます。IAISは2014年の定量的フィールドテストで参加者に対し、比較目的で4つのバランスシートに関する情報を提供するよう要請しています。

- 1) グループ連結ベースの既存のエコノミック・キャピタル・モデル (調整なしのもの)。IAISは、適切なリスク感応度を維持する一方、比較目的で必要となる諸原則を決定する。
- 2) 本国／地域におけるグループの法定連結バランスシート (ベースラインデータのみ)。
- 3) 本国／地域の一般会計原則に基づいたグループの連結バランスシート。
- 4) IAISが比較可能性向上のために設定した基準に基づき調整された、公開財務報告情報を用いた市場調整後評価。IAISは、完全に市場ベース評価のバランスシートを提案してはいないが、重要な資産・負債についてはIAISが提示する仕様に基づく市場ベース評価を求めている。資本リソースは、ComFrame草案に基づき、のれん、繰延税金資産、特定の再保険資産、劣後債を除外するよう調整される。負債は、いかなる健全性マージンも除外した現在の推計値に基づくことになるが、単純化による概算も認められている。IAISは、負債計算に用いる調整済みリスクフリー金利のイールドカーブを規定する予定である。

バランスシートへの影響度を評価するためにストレステストが用いられます。これには金利ストレス、株価変動ストレス、死亡率ストレス (生命保険の場合)、保険金増加ストレス (損害保険の場合) が含まれます。IAISはその後、2014年12月に、ICSに関するコンサルテーション草案を公表します。IAISは、ICSに関して2

つの異なる目標基準をテストする可能性を探っています。それらは予備的措置として、期間1年で99.5% VaR、および90% CTEと説明されています。³

ComFrame

世界金融危機を受け、IAISは2009年、ICPsを26要件に拡大するとともに、保険グループの監督に関する共通のフレームワーク (通称ComFrame) の策定に着手しました。ComFrameプロジェクトでは、フレームワークと当初要件の概要を説明するための公式なコンサルテーション期間が3度設けられました。2011年と2012年の夏に1度ずつ行われ、3度目のコンサルテーションは2013年12月に終了しました。IAISは現在、最終コメントの評価を行っています。

ComFrame提案は、その策定段階において表現が大幅に修正されましたが、プロジェクトの対象範囲はほとんど変わっていません。2013年のコンサルテーション草案では、モジュールの数が3つに縮小されました。また、監督機関の法的権限、十分な規制リソース、機密保持に関して設けられたと考えられる、特定の前提条件が追加されました。

モジュール1は、ComFrameの対象となるIAIGの定義に焦点を当てています。監督機関の裁量となる部分もありますが、選定基準はこの3年間でほとんど変わっていません。

- グループは、支店活動を含め、3つ以上の国／地域で保険を引き受けなければならない。
- 本国／地域以外で引き受けた総保険料の割合が、グループ全体の総引受保険料の少なくとも10%を占めてはいけなければならない。
- グループには、保険事業に関連する総資産が少なくとも500億米ドル、もしくは総引受保険料が少なくとも100億米ドルなければならない。

モジュール1では、監督カレッジで意見の相違がある場合の、グループレベルの監督機関の選定基準も定めています。これはIAIGの中核会社の所在地に基づきますが、中核会社とは保険事業活動を統制している、またはバランスシートの最大割合を占めている、もしくは主要な事業活動を行っている事業体のことを指します。IAISは現在、IAIGの指定において必要となる基準および裁量の程度について、フィールドテストを行っています。

モジュール2は、IAIGの取るべき行動に焦点を当てています。これらの要件は、経営体制、ガバナンス、統合的リスク管理 (ERM)、資本充実度に関連しています。このモジュールにおける

COMFRAMEの概要

→モジュール1:

ComFrameの対象範囲

- IAIGの定義、およびIAIGsの指定プロセス
- ComFrame監督の対象範囲、および監督機関が監督対象となる事業体を決定する方法
- グループレベルの監督機関の指定

→モジュール2:

IAIG (監督機関がIAIGに遵守を求める基準)

- IAIGsの法的体制および経営体制
- グループのガバナンスフレームワーク、およびIAIGの中核会社の統治組織と上級経営陣に期待される役割
- ERMに関する要件
- IAIGが策定・実施すべきグループレベルのERMポリシー
- IAIGが資本充実度を評価する際に従うプロセス
- IAIGsに対する報告・情報開示要件

→モジュール3:

監督機関 (IAIGsがモジュール2の要件を満たしているかどうかを監督機関が評価するためのプロセス)

- グループレベルの監督プロセス
- 関係する監督機関同士の協力・交流、および監督カレッジに対する要件
- 危機管理および破綻処理に対応するための手段

出典: IAIS 2013年 ComFrame草案
<http://www.iaisweb.org/Common-Framework--765>

2 IAIS金融安定・専門委員会共同会議 (2014年1月27～28日) の要約記録草案

3 IAIS金融安定・専門委員会共同会議 (2014年1月27～28日) の要約

提案されているBCRとICSが、実際に現行の資本要件とともにどのように運用されることになるのか明確ではありません…

これらの様々な資本測定手段を整合させるには、IAISによる一層の明確化が必要になります。

る最大の懸念事項は、資本のリソースおよび要件に関わるもののです。

こうした問題に関する決定は、後述するフィールドテストの結果に委ねられることになりました。

モジュール3は、グループレベルの監督機関の役割、および監督カレッジにおける協調プロセスを詳述しています。このモジュールでは2セクションだけ（グループレベルの監督プロセス、および監督カレッジと監督機関同士の協力）が公表され、コンサルテーションに付されています。3つ目のセクション、すなわち危機管理と破綻処理については、「実効性ある破綻処理のフレームワークの主要な特性」に関する金融安定理事会（FSB）の追加作業を待っているため、依然草案段階にありますが、協力的合意、再生・破綻処理計画、危機管理グループに関する要件が盛り込まれる予定です。IAISはこれらの側面のうち、それがIAIGsに適用され、それがグローバルにシステム上重要な保険会社（G-SIIs）のみに適用されるか、議論を続けています。このセクションは2014年半ばに公表され、コンサルテーションに付される予定です。またIAIS、あるいは保険会社の危機管理を目的に新設されるFSBのワーキンググループが、危機状況下で国／地域レベルの監督機関が利用可能資金を隔離するのを防ぐため、危機時の資金配分に関して拘束力のある協定を構築する可能性もあります。しかし、こうした提案は一部の規制当局から反対されるとみられます。

草案に対する業界からのコメントは、グループの数理部分の監査やグループレベルで保険引受・保険金支払ポリシーが求められるなど、一部要件が過度に規範的である点に集中しています。もう1つ、より新しいところでは、資本リソースの定義に関する懸念があります。特に、2つの資本ティアの確立、およびティア1資本からの無形資産、劣後債、繰延税金資産など一部項目の除外が懸念されています。また、オブザーバーはIAISに対し、監督機関同士の紛争を解決する方法が未対応だと指摘し、ComFrameにおける監督カレッジの役割をさらに拡大するよう

促しています。

IAISは、ComFrameのコンサルテーション期間中に出されたコメントを評価し、2014年6月に修正を出すことを検討していますが、大きな変更は予想されません。次のコンサルテーションは、ICSに関する提案が完了した後の2015年中に予定されています。

フィールドテスト

IAISは、ICSに加え、ComFrameの3つのモジュールすべてについてフィールドテストを行います。テストの一部は定量的、一部は定性的なものとなります。G-SIIsに指定された9社を含め、25を超える保険グループとそのグループレベルの監督機関がテストへの参加に関心を示しています。フィールドテストは2018年末まで実施され、2018年末には完全なComFrameパッケージが採択される予定です。IAISは、G-SIIsとIAIGsの資本要件にも取り組んでいるため、これらの領域での作業もComFrameのフィールドテストに統合されています。

ComFrameに影響を与えるその他の活動

IAISは2013年、支店の監督に関する論点書を承認しました。これは、IAISメンバーに対して行われた、各国／地域における支店の規制方法に関する調査に基づくものです。⁴ この論点書は、支店は子会社ほど安全ではないとの懸念が一部の国／地域で生じていたことを受けて作成されました。しかし、最終的にはバランスの取れた視点を示す内容となりました。

IAISは、2014年にもガバナンス手法に関する論点書を公表する予定です。この論点書は、グループ内で異なるグループガバナンス手法が採用されているとの認識が高まっていること、そしてこうした手法がグループのコーポレートガバナンスフレームワークの中核をなす統制部門に異なる影響や要求をもたらす可能性があることを理由に、作成されることになりました。

／ KPMGの見解

破綻処理時に下さなければならない決断の必要性から、支店対子会社という構造の問題の重要性が高まっています。特に、国／地域レベルの資本要件や、グループ親会社による資本調達に関する事前許可要件が存在しない場合はなおさらです。

こうした状況下では、国／地域が地元の保険契約者を保護するため、支店要件を再考し、現地支店業務のソルベンシーに対する統制を拡大しようと考えるでしょう。

IAISの再編

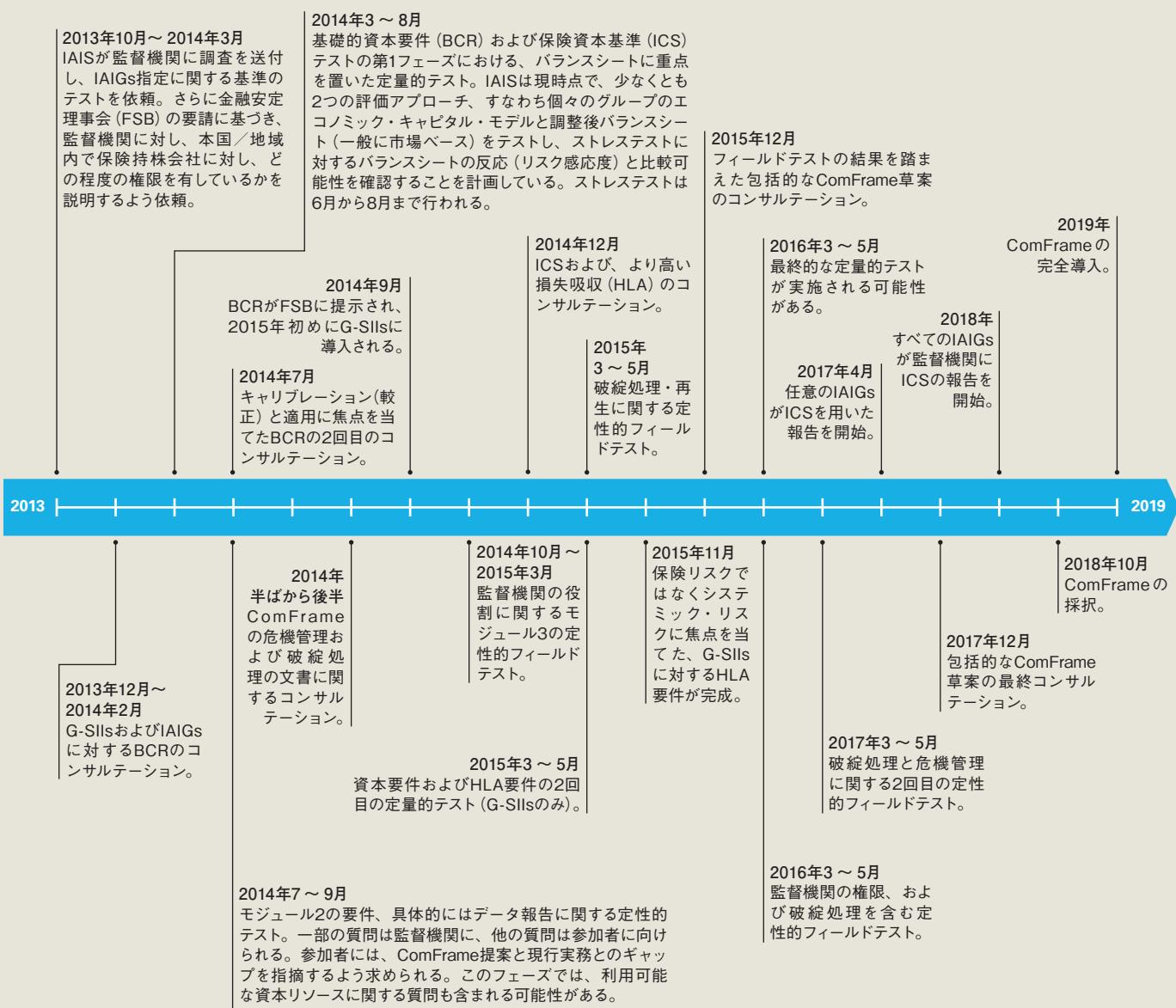
IAISは昨年、効率を高めるとともに、リソースを資本規制、グループ規制、G-SIIs関連の主要タスクに集中させるため、体制を合理化すると発表しました。公表された再編の目的の1つは、IAISが「高まる外部の期待」に対応できるようにすることでした。⁴

計画の詳細は現在、最終段階に入っていますが、基本的には、IAIS小委員会を解散させ、より規模の小さいタスク特化型のワーキンググループを設置する予定です。こうしたワーキンググループでは電話会議による話し合いが奨励されるため、オブザーバーに対して閉鎖的になるでしょう。このため、IAISのポリシープロセスにおけるオブザーバーの参加は、専門委員会・実行委員会会議での特別公聴会、および公式コンサルテーションに限定されることになります。オブザーバーは、専門家として招聘されない限り、他のすべての会議から除外されるとみられます。

⁴ 支店を通じたクロスボーダー事業の監督に関するIAISの論点書、2013年10月



スケジュール



出典：KPMGインターナショナル、2014年3月

／KPMGの見解

私たちは、IAIGsの監督に関し、より明快で一貫性のある国際要件の実現を目指すIAISの取組みを大いに支持します。

しかし、このような重要な取組みにすべての利害関係者を関与させるためには、オープンで透明な議論が求められます。IAISは、一連の改革の中で求める保険契約者保護レベル(信頼水準)を明確化すべきです。合意された規制上の目標資本水準が存在しない状態で

新たなフレームワークを構築しようとしても、すべての利害関係者、特に保険監督機関自身から合意を得ることは非常に難しいでしょう。

また、提案されているBCRとICSが完成した後、実際に現行の規制当局の資本要件とともにどのように運用されることになるのかも明確ではありません。これらの様々な資本測定手段を整合させるには、IAISによる一層の明確化が必要になります。

IAIGsが経済上および規制上、保持すべき適切な資本水準について、十分な情報に基づいた議論を行う必要があります。そしてその結果得られた情報をリスクベース資本(RBC)のフレームワークやその後の要件の策定、特にキャリブレーション(較正)、ストレステスト、その他のリスク管理、ガバナンス要件において活用しなければなりません。

ComFrameに対する業界の準備態勢

KPMGのメンバーファームは2013年12月、世界的な規制改革、特にIAISによるComFrame策定がもたらし得るコストと便益についてオンライン調査を実施しました。ComFrameは、国際的に活動する保険グループ（IAIGs）の監督に関する共通フレームワークの策定を意図したものとなっています。

私たちは、こうした変革が市場をどのように再編し得るかを理解するために調査を行い変革に対する業界の準備態勢を評価しました。

IAIGs30社に回答を依頼し、そのうち約3分の2から貴重な意見を得ました。以下にその結果をまとめます。

→主な結果

- IAISのComFrame策定に対する認知度は高く、回答したIAIGsの89%が認識していると答えたが、すでに準備を進めているのは50%のみであった。
- 世界的な健全性フレームワークの策定に対する支持は高いが、一連の消費者保護要件を調和させることへの支持は低い。
- しかし、多くのIAIGsは共通基準の策定によるメリットをいまだ確信できていない。
- ComFrameが規制の重複や企業への負担をもたらし、競争条件の不公平や規制上の裁定行為といった意図せぬ負の結果が生じることへの懸念がある。
- IAIGsは、ComFrameが複数の国／地域をまたいで有効となるためには、一貫性のある国際会計基準に加え、より調和の取れた法的フレームワークが必要だと明確に望んでいる。
- ComFrameをリスクベースにし、評価基準に対応させる（会計および保険数理の両分野において）ことや、リスクとソルベンシーの自己評価（ORSA）、規制上の開示、ガバナンスに関する要件の一貫性を図ることに対しては、高い支持がある。
- 価格設定や、報酬要件の世界的な一貫性確保を支持する声はない。
- 資産・負債評価のための標準的な会計慣行が存在しないなど、世界的フレームワークを導入する上での課題がある。保険監督機関の自己利益や、各国と世界の目的を整合させることの難しさから、監督機関同士が新たな国

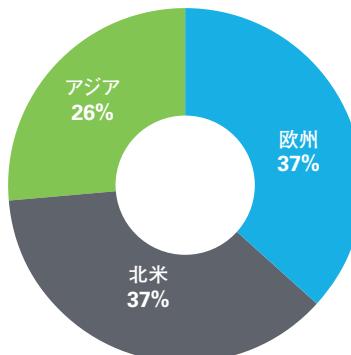
際基準に合意できない可能性があるとの懸念も寄せられた。

- 世界的フレームワークの策定における政治的リーダーシップの欠如が、国際的な取組みの大きな妨げになりかねないと懸念がある。回答者らは、ComFrameが合意達成の難しさという点でソルベンシーIIと同じ道を歩みかねないと懸念している。
- ComFrameは、特にシステム変更や資本の面でコストの増加をもたらすだけで、支出削減にはつながらないのではないかとの不安がある。
- 調査対象のIAIGsの大半は、現在、規制対応に費やしているリソースのコストを推計できていない。
- 欧州、米国の両市場において、グループレベルの監督機関の一本化が支持を得た。1つのIAIGに対してグループレベルの監督機関が複数存在すると、不要なコストや混乱が生じるとの懸念が挙げられた。

→世界中の企業が調査に参加

本調査では、19の世界的な大手保険グループから回答を得ました。地理的バランスも十分に取れています。

本社所在地はどこですか？



出典：KPMGインターナショナル、2014年3月

→IAISのComFrame要件に対する高い認知度
回答者の74%がIAISのComFrame策定についてよく知っていると答え、ある程度知っているや、よく知らないとの回答が26%にとどまることは心強いことです。これはIAISにとって明るい兆しであり、IAIGsが新たな国際的な保険のフレームワークの構築に積極的に関与することを望み、世界の規制当局を支援するためにリソースを費やしていることを示しています。

→健全性規制要件の調和に向けた世界的フレームワークへの支持

保険の健全性規制要件の調和に向けた世界的フレームワークの策定には高い支持があり、調査対象のIAIGsの3分の2が賛同しています。これに対し、行為規制の世界的調和を支持したのはわずか35%でした。

要件が調和されれば、特に世界的な保険会社の業務に関し、グループ監督の効果、効率、国／地域を越えた一貫性が高まり、規制当局やアナリストが保険会社の資本充実度を世界規模で把握できるようになるとの意見が多く見られました。一方で、以下に示すように警戒する声も多数挙がっています。

- 保険事業を行う方法はそれぞれの国／地域によって異なる。こうした違いを考慮しなければ、国際的基準は金融安定化と消費者保護の両面で、意図せぬ負の結果を招きかねないと強い意見があった。
- 規制の重複や負担が不公平な競争条件をもたらし、最悪の場合、国／地域の主権を侵害するリスクがある。この点においては、単体による監督を強化することが重要だと考えられる。
- 他の監督制度における新たな基準や全く異なる基準、相反する基準が保険グループに適用される場合がある。
- ComFrameの性急な導入および計画の不備は、最悪の場合、消費者への保険商品の提供、および金融市場における長期投資を阻害する恐れがある。

回答者は、国際会計基準と法的フレームワークが整合し、クロスボーダーの一貫性を確保しない限り、規制上の裁定行為が生じるだろうと指摘しています。さらに、こうした改革には特に欧州連合(EU)のバイアスがかかり、EUが過剰な影響力を持ち続けることになりかねないと懸念も聞かれます。

行為規制に関しては、要件の国際的調和が必要かどうかについて大きな疑念が示されました。規制は現地の市場、経済、事業環境に適したものでなければならないというのが主な理由です。消費者にとっては、国／地域内の保険会社の比較可能性のほうが、国際的な比較可能性より重要です。

→世界的フレームワークの中核的要素

調査では、仮に世界的フレームワークが策定された場合、その新規制フレームワークの中核的要素として具体的に何を望むか尋ねました。

その結果、IAIGsの間では、リスクベースの資本フレームワークと評価基準(会計および保険数理の両分野)に関し、一貫性のあるグローバルな要件が強く求められていることがわかりました。他に支持を集めたのは、ORSAを含む広範なリスク管理要件、規制上の開示、ガバナンス要件、投資／資産に対するアプローチの一貫性でした。

これに対し、価格設定や報酬に関する要件の一貫性を実際に支持する回答はなく、行為規制を世界レベルで調和すべきかについては意見が分かれました。

89%

調査対象のIAIGsの89%がComFrameを認識しているが、すでに準備を進めているのは50%にとどまる。

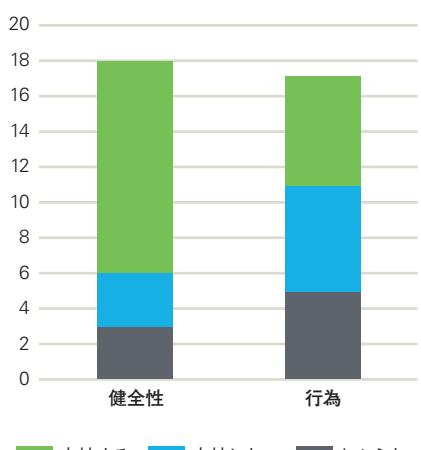
2/3

調査対象のIAIGsの3分の2が保険の健全性規制要件の調和に向けた世界的フレームワークを支持している。

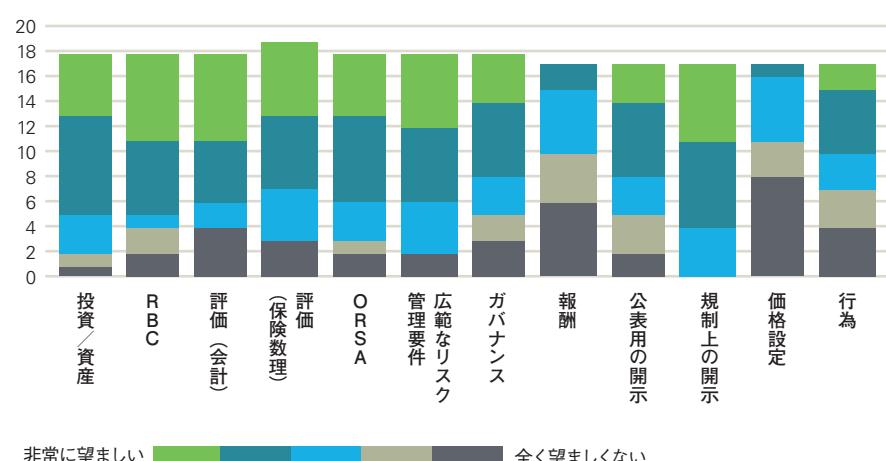
35%

行為規制の世界的調和を支持した回答者は35%にとどまる。

保険規制要件の調和に向けた世界的フレームワークの策定を支持しますか？



仮に世界的フレームワークが策定できるとした場合、その新規制フレームワークの中核的要素として何を望みますか？以下の各項目に関し、要件の一貫性が望ましいかどうか答えてください。



ComFrameに対する業界の準備態勢（続き）

- 世界的フレームワークを導入する上での課題
世界的フレームワークを導入する上での主な課題について尋ねたところ、以下のような回答が得られました。
- 監督機関が保険事業の性質を理解していない（銀行中心になりすぎているとの指摘）。
 - 標準的な会計慣行が存在しない（特に保険負債および資産の評価において）。
 - 世界中の様々な利害関係者の間で、または何らかの取引等で合意に至る過程において、異なるまたは一貫性のない解釈や適用方法を用いている。
 - 様々な規制当局（特に米国の規制当局）を1つの見解に同調させることは困難である。またFSBの役割に関して混乱が生じる可能性がある。監督機関の協力・協調の欠如が多く指摘された。また、IAIGsが地元規制当局との関係性を失うことを恐れる可能性も考えられる。
 - 実効的なグループレベルの破綻処理に関する課題がある。
 - リスクおよび資本のキャリブレーション（較正）要件に関する合意達成は、特に様々な既存のフレームワークや現在の状況を考慮した複雑である。
 - 商品性の違い — 商品名が類似していても商品性が異なることがある。
 - 監督機関自身に地元での監督権限を弱めるフレームワークを策定させることは、利益相反に当たる。
 - 合意達成に向けた政治的リーダーシップや政策立案者の意志の欠如を反映し、法的権限に相違が見られる。例として現在のEUと米国の違いが指摘されている。
- 銀行セクターや他のクロスボーダー通商協定では数十年単位で要件の調和に取り組んでいるのに対し、保険の監督機関は改革を急ぎすぎているとの意見も散見されました。

→コスト

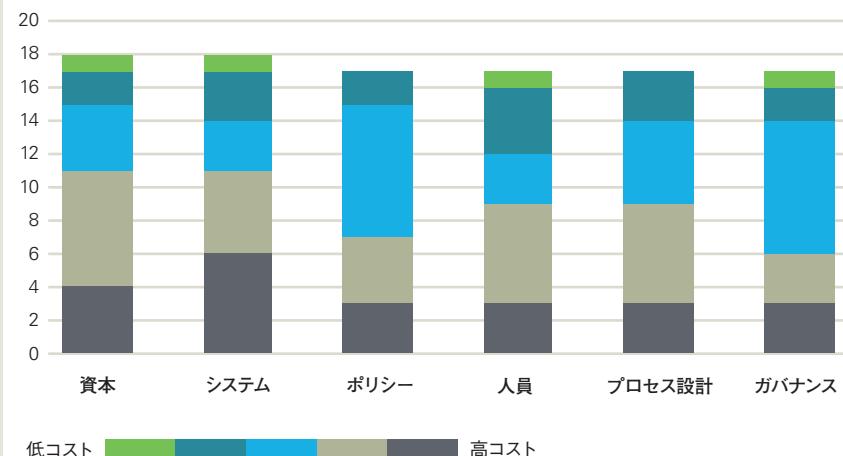
IAIGsがComFrame導入に伴い特にコストがかかると考えているのはシステム変更と資本の2項目で、それぞれ61%が高コストを見込んでいると回答しました。

ガバナンス、ポリシー、プロセス設計導入についても、中～高コストを見込んでいるとの回答が多くありました。人員コストは中程度と考えられています。

61%

調査対象のIAIGsの61%が、ComFrameに伴いコストが増加すると見込んでいる。

ComFrame導入に伴い、各項目についてどの程度のコストを見込んでいますか？



→支出／コスト削減の可能性

IAIGsの72%が、ComFrameは健全性、行為のいずれのフレームワークであれ、組織の支出／コスト削減にはつながらないとの見解を示しています。支出／コストの増加もしくは削減を予想する理由を尋ねたところ、ComFrameによってグループ全体の業務の重複が減るとは思えないと回答が散見されました。一方で、ERMフレームワークが合理化されるかもしれませんと期待する声も一部ありました。ただし、大半の回答者からは以下のように批判的な意見が出ています。

- ・グループレベルのバランスシートの作成や、現行の制度、内部モデルと異なる資本要件への対応が求められた場合、コストが増加する可能性が高まる。
- ・ガバナンスや報告関連のコストが増加する。
- ・今のところすべての提案は追加的かつ冗長で、適切に調整されていないとの考えが一般的である。

→米国と欧州におけるグループレベルの監督機関の一本化に支持

IAIGsの55%が、米国においてグループレベルの監督機関を一本化すべきとの考えに支持を示しました。欧州市場に関しては半数が一本化を支持しています。

監督機関の一本化に賛成または反対する理由を尋ねたところ、様々な回答が寄せられました。以下に例を挙げます。

- ・米国のグループ監督は、現在の州別のやり方ではなく連邦レベルで行ったほうが効果的だと思われる。
- ・グループレベルの監督機関を一本化すれば、組織の全体的な健全性を検証することができる。これにより、必ずしも各地の監督機関が各国の保険会社への影響力を失うわけではない。

- ・ComFrameの下では、IAIGsと監督機関（あるいは監督カレッジ）との間のコミュニケーションは、「IAIGsの持株会社または本社」と「グループレベルの監督機関」との間で行われるのが理想的である。1つのIAIGに対してグループレベルの監督機関が複数存在すると、不要な負担や混乱が生じかねない。
- ・あらゆる国／地域（米国か欧州かにかかわらず）を越えたグループ全体に対し、グループレベルの監督機関を1つにすべきである。

→資本要件

十分な消費者保護を提供するためには資本フレームワークに関する全体的合意が必要だとする回答があった一方、様々な規制当局がComFrameのようなフレームワークで合意に達することができるかどうかは疑問であり、結局ソルベンシーIIと同様に交渉が難航するのではないかとの回答も多く見られました。また、危機時にはComFrameは役に立たず、米国特有の個別対応の方が優っているのではないかとの指摘もありました。

→総引受保険料 (GWP) に占める規制コストの割合

回答者の多くは、現在、規制に費やされているリソースのコストがGWPの何パーセントに当たるのか推計を示すことができませんでした。これは特に消費者保護関連で顕著でした。また、健全性関連でも不確かさが見られ、大半の回答者がGWPの1～2%と推計していたのに対し、ある回答者は5～10%、別の回答者は40%と推計していました。

→ComFrameに向けた準備

IAIGsは、ComFrame対応に取組み始めたところ、そうでないところと半々に分かれました。

グローバルにシステム上 重要な保険会社 (G-SIIs) に対する圧力の高まり

保険監督者国際機構 (IAIS) はG20と金融安定理事会 (FSB) の要請を受けて、財務上の困難や無秩序な破綻に陥った場合に、その規模や複雑性、相互連関性ゆえに世界の金融システムや経済活動に大きな混乱を引き起こしかねない保険会社を特定するための評価手法を開発しました。こうした保険会社はすべて、グローバルにシステム上重要であると見なされます。

FSBはIAISの手法に基づき、グローバルにシステム上重要な保険会社 (G-SIIs) としてAIG、アリアンツ、アビバ、AXA、ゼネラリ保険会社、メットライフ、中国平安保険、プルデンシャル・フィナンシャル、プルデンシャルの9グループを指定しました。

主

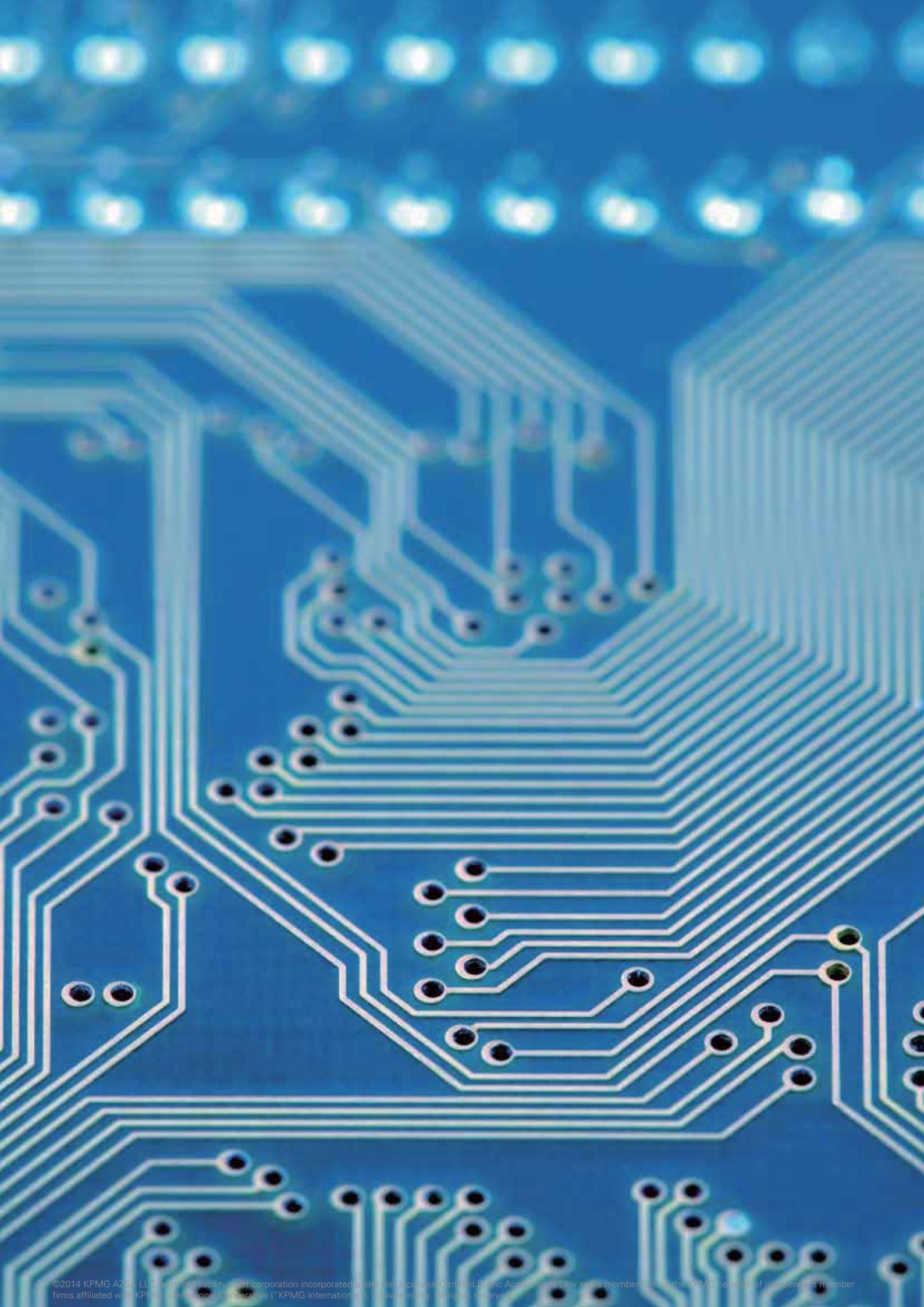
要再保険会社のG-SIIs指定については、対象となる各再保険会社の状況評価に時間がかかるため、2014年7月まで決定が延期されました。IAISは、G-SIIs評価手法が非伝統的・非保険 (NTNI) 業務に重点を置いたものであるものの、再保険会社は代替可能性や相互連関性に関しては保険会社より複雑であり、追加的な調査と分析が必要であると述べています。

評価手法

IAISが保険会社のシステム上の重要性を評価する手法を開発したと私たちは昨年説明しましたが、業界は評価手法の非伝統的保険事業の定義が不明確であるとの懸念を示し続けており、特に変額年金のような商品の選定においては、ある国／地域で伝統的とされるものが、別の国／地域では非伝統的とされる場合もあると主張

しています。G-SIIsにNTNI業務のリスクを削減させることが主な目標だとIAISが言及していることから、こうした用語の意味を理解することは極めて重要で、企業側は、計算方法や定義を完全に理解しない限り、その目標を達成することは不可能だとしています。

現在、多くの国／地域がG-SIIs要件を国内のシステム上重要な保険会社 (D-SIIs) にも拡大しようと検討していることに鑑みれば、この問題の解決は一層重要になります。例えば、英国では健全性監督機構 (PRA) が最近、事業に関する諸原則の見直しを発表し、企業監督の指針となる新たな基本要件をいくつか採択しました。その1つは、万一破綻が必要になった場合に重要なサービスの中断を最小限に抑え、秩序ある破綻処理が行えるよう、事前に準備しておくことが保険会社に対して求めるもので、こうした動きは重要な進展であり、他の多くの監督機関が追随すると思われます。



グローバルにシステム上重要な 保険会社 (G-SIIs) に対する圧力の高まり

G-SIIsに対する政策措置

IAISはG-SIIsに対する政策措置のフレームワークも策定しました。このフレームワークは、FSBが発表した一般的なフレームワークに基づいたもので、保険セクターの特徴を踏まえて調整が加えられています。保険会社が他の金融機関と異なる要因やシステムックになり得る要因が、評価手法と同様に政策措置のフレームワークにも反映されています。

G-SIIsが取り組まなければならない追加的措置の例

監督の強化：G-SIIsに適用される1つ目の措置は監督強化にかかるもので、IAISの保険基本原則 (ICPs) およびFSBによる「監督の強化と実効性」に関する文書を基礎としており、システムック・リスク管理計画や高度化された流動性計画の策定が含まれます。システムック・リスク管理計画の目的は、グループがシステムック・リスクをどのように管理、軽減し、可能な限り削減するかを示すことです。総合的なグループレベルの監督機関が直接アプローチできるように、グループレベルの監督機関が持株会社に対して直接権限を持つ必要があります。ComFrame措置も完成後にはG-SIIsに適用される予定です。

実効性ある破綻処理：今年概要が示される2つの改革は、危機管理グループの設置、破綻処理・再生計画の策定、破綻処理の実行可能性評価の実施、金融機関固有のクロスボーダー協力協定の締結を求めるものです。保険固有の要素を考慮するため、NTNI業務を伝統的保険業務から分離するための計画、ポートフォリオ移転やランオフ、既存の保険契約者保護制度や保証制度がIAISの提案には含まれています。FSBは近い将来、保険会社の破綻処理計画に関するより具体的なガイダンスを公表する予定で、「主要な特性」に関する文書について保険固有の付属書類を公表する見通しです。

より高い損失吸収 (HLA) 能力：IAISが説明している通り、2015年に基礎的資本要件 (BCR) がG-SIIsに適用されます。BCRは、2019年にG-SIIsに適用されるHLA要件の基礎となるもので、BCRとHLA要件はいずれも2014年と2015年のIAISのComFrameフィールドテストに含まれます。IAISは、HLA能力の適用においては、企業のNTNI業務が伝統的保険業務から実質的に分離されているかどうかを考慮すべきだと述べています。可能な場合、HLAはシステム上重要な業務が所在する事業体をターゲットすることができます。

基礎的資本要件 (BCR)

FSBはIAISに、グローバルにシステム上重要な保険会社 (G-SIIs) のフレームワークの一環として2014年末までにバックストップ⁵資本要件 (BCR) を策定するよう要請しました。BCRに対するアプローチについては大いに議論がなされています。現在、IAISはファクターベースのアプローチを検討しており、BCRに関する2回のコンサルテーションの1回目を2013年12月に開始し、2回目は2014年3～6月のフィールドテストの結果を受け、2014年7月に開始の予定です。

IAISはBCR開発の指針となる原則を策定し、主要なリスクカテゴリーの反映、管轄地域間での結果の比較可能性、およびストレス耐性、という3つの本質的要件から構成されています。この基本的構造においては、代替的な評価指標が選択される予定で、そのファクターはキャリブレーション（較正）されます。保険負債・資産の代替評価指標としては、各国／地域の一般会計原則に基づいて測定された現在推計の金額をベースに一定の調整を加えた値とすることが提案されています。BCRの計算基礎は、非保険事業体を含むグループレベルの連結バランスシートです。重要なオーバランのエクスポージャーも考慮する必要があります。BCRに関する詳細は、下の囲みを参照してください。

5 現在、IAISはこれを基礎的資本要件と呼んでいます。

提案されているBCRの計算

$$\text{BCR十分性比率} = \frac{\text{適格資本量}}{\text{所要資本量}}$$

所要資本量

- ファクターベースのアプローチ
- 各リスクに対して代替係数を使用
 - = (負債の基準額に負債係数を乗じた値の合計)
 - + (資産の基準額に資産係数を乗じた値の合計)
 - + (NTNIの基準額にNTNI係数を乗じた値の合計)
 - + (その他の基準額にその他の係数を乗じた値の合計)

適格資本量

- = 資本+/-BCR目的の適格資本量への調整

現在意図されているBCRのG-SIIsへの適用は再考すべきです。

出典：BCRコンサルテーション文書、IAIS、2013年12月16日

KPMGの見解

1回目のコンサルテーションでは、全体的な設計、最良推計値を割り引くためのイールドカーブ、セグメンテーション、契約の境界、全体的なアプローチに関連して多くの問題点が指摘されており、さらなる対応が必要と考えられました。

2回目のコンサルテーションで扱う問題はより広範にわたり、例えば、キャリブレーション(較正)、BCRとグループレベルの資本要件(保険資本基準(ICS))との関係、BCRを存続させるか一時的措置とするか、BCRを各国／地域のフレームワークにどう統合させるか、といった問題が含まれます。BCRをG-SIIsのみに適用するか、あるいはすべての国際的に活動する保険グループ(IAIGs)に適用するかについても、IAISは今年中に決定する見通しです。

IAISと業界にとってさらに広範な問題は、すべての大規模グループ、およびおそらくすべての保険会社に対して、G-SIIsに対するこれらの提案のうち最終的に何件が適用されることになるかという点です。これに関連し、BCRのこれまでの進展について私たちの所見をいくつか示します。

- IAISは、BCRの設定基準となる資本水準を明示していない。

そのため、リスク・ファクター・チャージやフレームワーク全体の設計の適切性に関する議論に、参加者が深く関与することは難しいでしょう。

- 現在意図されているBCRのG-SIIsへの適用は再考すべきである。

世界最大規模のいくつかの保険グループに対し、現時点で目標資本水準を伴わない新たな最低限の基礎的資本要件を設定することは、実務的ではないと考えられます。BCRの水準が過度に低く設定された場合、実際にこれらグループの全体的な監督にどういった価値がもたらされるかを把握するのには困難で、特に各G-SIIsが本国／地域の監督機関が定めた最低資本要件の下で既に事業展開していることを考えれば、なおさらBCR適用の価値を把握するのは難しいと言えます。

- BCRは、G-SIIsに適用される措置としてはあまりに単純にみえる。

単純なBCRマトリクスの中で、分散効果によるリスク軽減が認められるかどうか不明な

ため、企業も監督機関も、企業の負担リスクを把握するための適切な基礎として、あるいはシステム上重要な保険会社に資本サーチャージを課す際の適切な基準としてBCRを受け入れることはおそらくないでしょう。

- 多くの再保険会社もG-SIIsに指定される可能性があるが、再保険会社をどの程度考慮してBCRが策定されるか不明である。

再保険会社もフィールドテスト・タスクフォース(FTTF)の活動に参加する可能性があることは私たちも認識していますが、BCRが再保険会社に適用される可能性について何も言及されていないのは怠慢と言えるでしょう。この点で、BCRのファクターは、再保険会社がもたらす便益を十分認識し、ポジションのエクスポージャーを総額ではなく純額で考慮するべきです。再保険会社の取扱いに関しては、さらなる説明が求められます。

- BCRの導入に対する市場反応の問題が不透明なままである。

G-SIIsへのBCRの適用に対する市場の反応を、IAISの議論からうかがい知ることはできません。この点については、例えばBCRの違反が実際には何を意味するかなど、さらなる分析を行う価値があるでしょう。

- IAISはまず、BCRにおける最適な評価アプローチを特定しなければならない。

これまで保険セクターで、このような国際基準を実現することは困難であったため、BCR自体を導入する前にまず、この問題が解決されることが望されます。評価アプローチの問題に対して多数の監督機関が異なる立場を維持する中、こうした重要な決定がなされない限り、BCRが十分に進展できるかどうかは不透明です。

- IAISは、BCRにはリスクベースのファクターモデルとして定量化可能な指標のみを含めるべきだと決定している。

そのような基本的なフレームワークは、高度な統合的リスク管理(ERM)およびガバナンス要件で補うことは十分にできます。

IAISは、BCRの設定基準となる資本水準を明示していません。そのため、リスク・ファクター・チャージやフレームワーク全体の設計の適切性に関する議論に、参加者が深く関与することは難しいでしょう。

グローバルにシステム上重要な 保険会社 (G-SIIs) に対する圧力の高まり



米国の動向

FSBによりG-SIIsに指定された保険会社の本国／地域の政策決定に及ぶ影響を、多くの保険会社は懸念しています。

米国では金融安定監視委員会 (FSOC) がシステム上リスクのあるノンバンク企業として、AIG、ゼネラル・エレクトリック・キャピタル・コーポレーション、プルデンシャル・フィナンシャルの3社を指定しました。4社目のメットライフには現在レビュー中であるとの書面が送付され、バークシャー・ハサウェイ(ジェネラル・リインシュアランス、GEICO、ナショナル・インデムニティの親会社)は予備データの要請を受けたことを明らかにしています。メットライフが指定されると、G-SIIsに選ばれた米国の3グループすべてが米国内でもシステム上リスクのあるノンバンク企業として指定されることになります。

保険会社に関するFSOCの決定には、議論が付きまといます。保険に関して十分な知見を有する者を含むFSOCの3人のメンバーは、プルデンシャル・フィナンシャルをシステム上リスクがあると指定することに反対しました。例えば、プルデンシャルへのエクスポートジャーナーによって生じた損失によって、カウンターパーティに著しい損失が及ぶとは分析では示されていない、との反論がありました。反対意見ではさらに、この選定手法全体が、保険事業の本質（すなわ

ち、保険は事前積立の特徴を持つなど銀行モデルとは異なる点）や、保険規制当局の持つ権限や仕組みが考慮されていないことが批判されました。

FSOCが指定したこれらのノンバンク金融企業は、米連邦準備制度理事会 (FRB) の監督下に置かれ、より厳しい健全性基準が適用されます。指定されたノンバンク1社に対し、連邦準備銀行の1支店が総合的なグループ監督機関として監督責任を有します。この監督制度は、州による監督に代わるものではなく、その上に追加されるものです。指定企業にどのような資本要件を課すべきかに関しては、引き続き議論が行われています。FRBは、ノンバンク持株会社に対する定量的要件を調整する一定の柔軟な対応を示唆しています。銀行を対象としたリスクベースのレバレッジ資本基準について保険会社の遵守を免除する法案が現に議会へ提出されています。

保険会社数社が、資本に関する代替アプローチを公に提案しています。メットライフは、全法人の報告の総計に基づく資本比率を使ったモデルを提唱しています。またバーゼルの資本規制に基づいて保険会社の資本要件を検討している企業もあります。プルデンシャル・フィナンシャルは、保険会社の資産のうち、どの程度損失吸収に利用可能な財源があるかを示す単純な比率を用いた案を提唱しました。

KPMGの見解

米国の監督制度は州単位であり、コングロマリットやグループ全体に対して正式に監督権限を持つ機関は存在しておらず、大手保険グループの全体的なリスクを適切に評価できる連邦レベルの監督が強く必要とされているようです。さらにこうしたフレームワークを導入すれば、IAIGsに対する米国以外の他国における監督方法と国際的に整合を図れるという利点もあります。米国以外の大半の国々は、コングロマリット（グループ）レベルの監督へと移行しつつあります。米国で連邦レベルの監督を推進するには、現在各州の監督機関が行っている監督カレッジのプロセスを活用した上で、これを補う連邦レベルのモデル法を制定し、連邦監督機関も監督カレッジに参加し、州の監督機関と協力して保険グループ全体の監督に当たればいいでしょう。

米財務省金融調査局は、同局の金融データ分析局 (Financial data analysis office) が保険セクターの詳細な調査を行い、システム的・リスクの問題や、こうしたリスクが現在の州単位の規制フレームワークでどう対処されているかを検証すべきであると提案しています。この提案では、規制逃れにより業界の一部で組織化が進んでいる可能性があること、レバレッジや非流動性（広く測定した場合）が増大する可能性があること、ハードマーケットとソフトマーケットを繰り返す損害保険業界のサイクルが保険会社や再保険会社の相次ぐ破綻を引き起こす可能性があることを問題として挙げています。

欧州の動向

欧州では、ソルベンシーIIに基づく最初の報告が始まるのに伴い、欧州システム・リスク理事会が欧州保険年金監督機構(EIOPA)と協力し、システム・リスクを目的とした継続的なデータ報告の確立に取り組んでいます。一方、EIOPAはマクロ経済環境を検討する一環として、保険会社と年金基金のストレステストを実施し、2013年7月、欧州経済領域の保険セクターおよび職域退職年金セクターの金融安定性に関する前半期のレポートを発表しました。EIOPAは、保険セクターと職域年金セクターが、金融市場の反転リスク、低金利の影響、そしてEU全般の金融安定性にとってリスクとなる脆弱な経済基盤と見通しにさらされていると述べました。

EIOPAは2013年12月の金融安定性に関するレポートでも再び、長引く低金利環境が重大なリスクをもたらすだろうと指摘しました。EIOPAは2014年に包括的なストレステストの実施を計画しており、長引く低金利環境がテストの重要な要素になると予想されます。

投資に関する観点では、ソブリン債や金融機関へのエクスポートが企業に様々な困難をもたらしているとEIOPAは報告しており、保有ソブリン債の非常に低い利回りに悩まされている例や、高利回りのソブリン債や銀行エクスポートのスプレッド反転リスクに直面している例を挙げています。

KPMGの見解

G20はこの1年間、経済成長や雇用創出を促進するにはインフラを含む投資を目的とした長期資金の調達が重要だと強調し、FSBに長期投資資金調達に影響する要因を分析・評価するよう要請してきました。私たちは、こうした長期投資に対する資金供給者として保険会社が担う重要な役割を特定するといった面で、この分析を支持しています。

IAISによるマクロ健全性監視の取組み

IAISは、G-SIIIs指定に向けた作業と並行して、保険におけるマクロ健全性政策・監視(MPS)のフレームワークを策定してきました。このフレームワークは、2011年10月に承認された保険基本原則(ICPs)、特に適切な当局によって実施されるべきマクロ健全性監視の原則と基準を定めたICP24を基礎としています。

個々の金融機関の存続能力を監督の対象とするミクロ健全性監督とは対照的に、マクロ健全性監視は、マクロ金融の脆弱性を特定、評価、軽減する監督機関(または関連の規制機関)の能力を高めることを主眼としています。金融機関の高まる複雑性と不透明性を監視し、クロスボーダー・エクスポートの度合を評価する有効なメカニズムが決定的に欠如していたことが金融危機で浮き彫りにされました。IAISは、監督機関がマクロ金融の脆弱性を特定、評価、軽減する能力を開発、増強することを奨励しています。

IAISは、マクロ健全性監視のフレームワークを改良するため、関連するICPsの実務的な適用に関するガイドラインを発行するとともに、ストレステストに活用できる早期警告に役立つリスク指標のツールキットとデータ・テンプレートを作成する計画です。さらに、一般的なマクロ金融の脆弱性を測る主要指標の決定、リスク伝播を定義する概念的アプローチの設計、各国／地域のマクロ健全性のフレームワークの策定も行います。ガイドラインの策定には将来的に、各国の権限の設定や必要なツールに関するガイドランスも含まれる可能性があります。これらのステップは、IAISによる2013年7月のレポート「保険におけるマクロ健全性政策・監視」で説明されています。⁶

この取組みでIAISが直面した問題の1つは、IAISは機構として組織されており機密保護が不十分なため、自らがデータ収集者の役割を果たすには限界があるという点です。現在、保険データを収集、分析している経済協力開発機構(OECD)は、自身が有している世界的規模の保険統計データのフレームワーク(Global Insurance Statistics Framework)をマクロ健全性当局やFSBのリソースとして活用する可能性を検討しています。このプロジェクトの第一歩として、OECDの保険および私的年金委員会は、各国でデータ分析ツールの実態調査とレビューを開始します。最終的にこのプロジェクトにより、対応が必要とされるデータギャップが特定されることになります。



国際決済銀行(BIS)、欧州中央銀行(ECB)、EU統計局(Eurostat)、IMF、OECD、国連、世界銀行で構成される経済金融統計に関する省庁間グループは、「金融危機と情報ギャップ」⁷と題するG20向けレポートで説明されたこれらのギャップに対応する方法について、FSBと協議しています。

米国の監督制度は州単位であり、コングロマリットやグループ全体に対して正式に監督権限を持つ機関は存在しておらず、大手保険グループの全体的なリスクを適切に評価できる連邦レベルの監督が強く必要とされているようです。

6 IAIS、2013年7月18日。http://www.aisweb.org/G-SIIIs-988

7 20カ国・地域(G20)財務相・中央銀行総裁会議向けレポート「金融危機と情報ギャップ」、IMFスタッフおよびFSB事務局によって作成。
2009年10月29日。http://www.imf.org/external/npg20/pdf/102909.pdf

保険規制改革は米州全体に広がり続けています。その背景には、IAISの保険基本原則 (ICPs) に基づいた最近の金融市場評価や、IFRS会計基準の採用、さらには一部の国／地域が欧州との同等性を望んでいることがあります。最近の変革では全般に、リスクに焦点を絞った規制の推進、監督機関の独立性の強化、消費者保護と情報開示の推進、保険会社に対するコーポレートガバナンス要件の改善が図られています。

本レポートでは、金融安定理事会 (FSB) のレビュー、国際通貨基金 (IMF) が実施している金融セクター評価プログラム (FSAP)、IAISのピア・レビュー・プログラムが、改革推進に果たしている役割に注目しています。こうしたレビューが米州の改革に影響を及ぼしていることは間違いありませんが、北米にはもう1つ、解決しなければならない問題が立ちはだかっています。現在、北米諸国は欧州との同等性に関する議論の渦中にあり、同等性評価を申請するかどうかについては各国がそれぞれ異なるアプローチを取っているのです。

米州の展望



バミューダとカナダは両極端の立場にあります。カナダは、1つの国／地域が別の国／地域を評価するべきではないとして同等性評価の申請を拒否し、より国際的なプロセスを要求しています。この立場は、ソルベンシーIIの同等性規定における法規制の変更を促し、EUの保険会社に関する限りにおいては第三国による申請がなくとも同等性の決定が認められることになりました。他方、バミューダは全面的な同等性評価をいち早く申請した国の1つであり、欧州委員会とEIOPAによって設定された基準を満たすソルベンシー制度の導入に向け、努力を続けています。メキシコ、ブラジル、チリは最近、暫定的な同等性評価を申請し、米国はEU・米国間対話プロセスを通じた独自の解決策を模索しています。欧州委員会は2015年早々に、同等かどうかに関する結論を下すと示唆しています。焦点となるのは、第三国（第三国）の保険会社による市場アクセス、第三国（第三国）のグループ監督の正当性の認識、EUに本拠を置く国際的な保険引受け会社に課す厳格なソルベンシーII資本要件に比べて資本要件を一部緩和するかどうかです。

バミューダ、カナダ、米国に本拠を置く、国際的に活動する保険グループが多数存在することから、こうした議論に加えてプレッシャーもあります。グローバル資本基準を設定するため、あるいはグローバルにシステム的な保険会社に対して特別な要件を課すためにIAISが行ういがなる改革も、その導入についてはこれらの地域の監督機関が責任を持つことになります。これらの地域の保険会社が懸念しているのは、公平な競争条件の確保を理由に、こうした新しい要件がすべての保険会社に適用されるのではないかということです。この懸念は、国際的にほとんどあるいは全く活動していない大手保険会社が多数存在する米国において特に顕著です。

重要な改革が進められている領域について以下にまとめます。

ソルベンシー規制：米州で起きている最も劇的な変革は、リスク評価における変更と、保険会社のソルベンシー評価における新たなリスク項目の追加が行われようとしていることかもしれません。一部の改革はソルベンシーIIの3つの柱アプローチに追随していますが、たとえそうでない場合でも、計算において市場リスク、信用リスク、オペレーション・リスクを明確に特定しています。

また、保険会社自身のリスク管理もより重視されるようになりました。米国、カナダ、メキシコ、バミューダはいずれも今後、保険会社にリスクとソルベンシーの自己評価（ORSA）報告書の提出を要求しようとしています。米州では、ソルベンシー規制目的での内部モデルの使用は遅れていますが、バミューダとカナダは資本要件の設定にこれを用いることを検討しています。

メキシコ、カナダ、一部のラテンアメリカ諸国でIFRSの採用が進む中、市場整合的な評価への転換も進んでいます。ただし、一部の南米諸国では財政問題を理由に進展が遅れる可能性があります。ブラジルとアルゼンチンでは、海外再保険に対する制約が増しており、数年来の改革が後戻りしています。一方、アルゼンチンでは、かつてのチリと同様、国家年金制度の脆弱さが民間市場に解決策を求める要因となっています。

コーポレートガバナンスと情報開示：保険会社の取締役会と経営陣の責任と役割をより明確に定義するとともに、財務情報の開示を求める新たな規制が、米州全体で採用されています。これはこの領域の国際的な基準に対応した動きです。

消費者保護：ラテンアメリカ、メキシコ、カナダでは、市場行為法や消費者保護方針が拡充されています。こうした変革が進んでいる一因は、消費者問題のより予防的な監視、保険金請求処理実務のオンライン検査、商品および仲介業者の販売慣行の適切性に関する管理をIMFから強く求められたことがあります。

監督体制：IAISのICPsでは、独立した監督当局の必要性が強調されています。ラテンアメリカのメキシコ、チリ、アルゼンチンでは、最近の法律制定により規制当局の権限が拡大されました。

キャプティブ保険会社：米国では、特に生命保険分野におけるキャプティブ保険会社の利用に対する懸念が高まっており、来年にも、米州全体でキャプティブ保険会社に対する制約が強まる可能性があります。

グループ：多くの国際的な保険グループが本拠を置く北米では、グループ監督が大きな問題となっています。カナダの金融機関監督庁（OSFI）は統合的な監督機関として、すでに数年前から国際的な活動に関する情報を収集しています。バミューダは現在、グループ資本要件（バミューダ・ソルベンシー資本要件（BSCR））の適用によって、独自のグループ監督体制構築の最終仕上げを行っています。

しかし米国ではこの問題は、州単位の規制という特質ゆえに、いまだ検討中の段階にあります。全米保険監督官協会（NAIC）は、持株会社に関するモデル法の改定を通じ、グループに対する統括監督機関としての権限を拡大していますが、今のところまだ半分の州しかこの改定を採択していません。この改定は、州の規制当局にグローバルな事業活動や非保険事業体に関するデータを収集する権限を与えるものですが、グループ資本要件を課す権限は与えておらず、法定のグループ連結会計報告に関する要件は存在しません。

この欠陥を補うため、米国の他の規制当局が保険分野に参入してきました。連邦準備制度理事会（FRB）は今や、米国の保険料収入の3分の1近くを監督下に置いていると言われています。これはドッド・フランク法の下、連邦認可貯蓄金融機関を運営する保険持株会社と、金融安定監視委員会（FSOC）が指定したシステム上重要な保険会社すべてに対し、規制権限を持つことになったためです。FRBは現在、これらのグループにどのような資本要件を課すか検討中ですが、銀行業界の基準をそのまま模倣すべきではないという考えがあるようです。

連邦保険局（FIO）は、規制上の裁定行為を排除するために連邦規制が必要であると証明できない限り、保険事業に対する直接的な規制権限を持ちません。長らく待たれていた「近代化レポート」の中で、FIOは米国における単体企業の監督上の欠陥に対処するため、一層の調和と監督カレッジ（規制監督当局同士の集まり）の活用が必要だと主張していますが、より抜本的な改革は提言していません。ただし、規制当局が国内および国際的に活動する大手保険会社の監督カレッジに参加することを求めています。

アルゼンチン



2年連続の景気減速にもかかわらず、アルゼンチンの保険市場は2012年比では鈍化したものの拡大トレンドを維持しました。

前年度は、数十年ぶりの大規模な自然災害（洪水、干ばつ、雹を伴う嵐）により巨額の損失を被りました。しかし、運用収益が保険関連の損失を前年以上に大きく相殺しました。アルゼンチン保険監督局（SSN）の提供したデータによると、2013年の保険料収入の増加に最も寄与したのは、自動車保険、労災補償保険、農業保険でした。自動車保険は引き続き最大の寄与要因となりましたが、これは自動車保有台数が増加したためです。一方、労災補償保険の増加は、本書の昨年度版で述べたようにインフレ傾向に伴う賃金上昇によるものです。また、農業保険の成長は作付面積の拡大を背景としています。ただし、上述したように、この分野は大規模な自然災害の影響で巨額の損失に見舞われました。

2012年とは異なり、2013年には業界全般に影響を及ぼす大規模な規制変更はありませんでした。行われた規制変更は、保険会社と再保険会社に係る最低資本要件の引き上げや、準備金計算の段階的な強化に関するものでした。

2012年に開始された再保険制度改革（これが国内再保険市場の誕生につながっています）については、統合フェーズが2013年に始まりました。事業を行っている再保険会社は以下の通りです。

- 外国企業のアルゼンチン支店として9支店
- 国内で組織された19社
- 再保険事業の運営を認可された保険会社5社

最初の2グループのうちの数社は、キャプティブ事業体として営業している（すなわち、自社の事業グループに所属する保険会社にのみ保険を提供している）ことに注意が必要です。

2014年の市場予想は以下の通りです。

- 2013会計年度に準備金繰入が前年比で増加したことを受け、企業はすべてのインフレ効果を手数料に転嫁できない状況を緩和するため、引き続き強固なコスト・支出抑制策を採用すると予想されます。
- 政府債や一流企業の株式などの国内投資の時価が上昇していることや、被った保険関連の損失をカバーする必要性から、短期的には財務成績は改善すると予想されます。

- 自動車保険：自動車販売台数の継続的な増加や新車・中古車の価格上昇を受け、保険料収入が増加するとみられます。
- 労災補償保険：インフレに伴う賃金上昇とともに引き続き増加するとみられます。

バミューダ



バミューダの保険市場はいくつかの異なる市場で構成されています。すなわち、グローバルな大手再保険会社、キャプティブ保険会社、特定目的保険会社です。各セクターは個別の規制体制を有しますが、いずれもバミューダ金融庁（BMA）の管轄下にあります。

BMAは2014年も引き続き、バミューダの保険制度全体を通じて漸進的なフレームワーク強化を図るとみられていますが、そのベースは国内市場で営業する企業に合ったものとなるでしょう。

2013年に、BMAは全米保険監督官協会（NAIC）の管轄区域認定プロセスの簡易評価に参加するよう求められました。このプロセスは、再保険担保の減額を目的として、米国以外の国／地域の再保険監督システムを評価するために設けられたものです。2013年末に、バミューダは他の3管轄区域の資格を与えられました。バミューダを拠点とする再保険会社はすでに、この資格を得たことによる直接的なメリットを享受しています。2014年に、BMAはNAICの管轄区域認定のための通常評価に参加する予定です。

BMAは、欧州のソルベンシーII指令に関する進展にも引き続き注目しています。EIOPAによるバミューダを対象としたソルベンシーIIの同等性評価では、民間（再）保険会社に対する規制のフレームワークはこの指令とおおむね同等であると確認されました。この評価は今も維持されています。EIOPAがその後、「部分的」同等性を認めることができると確認したこと、依然有効です。このことは、バミューダのキャプティブ保険会社に関する制度は引き続き、最終的な同等性確認の対象外にできるということを意味します。これは、その市場特性を考えると、バミューダにとって理想的な状況です。BMAも、バミューダのキャプティブ保険会社にはソルベンシーII型の制度を適用することはないだろうと述べています。

グループ監督

2011年以降、バミューダの最大手保険グループに対し、グループ監督が段階的に発効・施行されています。BMAは2014年もこのフレームワークの普及を続け、クラスC、D、E、3Aの保険会社を指定保険会社とし、これらを傘下に有するグループにまでグループ監督を拡大する予定です。

さらにBMAは、市場との協議を昨年終了し、2014年にグループ資本要件を導入することにしました。この要件は2013年末の財務報告から適用され、その後5年間かけて段階的に導入されます。BMAは、各事業体の規制上の資本要件を評価するため保険グループに適用するバミューダ・ソルベンシー資本要件（BSCR）の改訂版を策定しました。ただし保険グループには、規制上必要とされる資本を自社の内部モデルを用いて計算することも認められる予定です。

BMAの監督カレッジへの関与は2014年中も続きます。BMAは、監督カレッジへの参加、およびそのセッションの主催の両方を行いますが、後者はBMAがグループ監督機関を務めるグループに関する議論の場合に行われます。

長期性保険を扱う保険会社に対する制度

BMAが強化したリスクベースのソルベンシーのフレームワークの対象にバミューダの生命保険会社を含めるための主要な活動は、すでに完了しています。BMAは、広範な市場協議から得られた有意義な意見を取り込み、生命（再）保険会社特有のリスク特性を考慮するよう特別に調整を施してBSCRを改定しました。この改定版BSCRは、民間生命保険会社（クラスC、D、E）を対象に2014年に施行される予定です。2014年はこのセクターへの3年間の段階適用の初年度にあたり、これにより市場では、強化された資本要件を完全適用するまでに必要な調整を行うことができます。

内部資本モデル（ICM）

BMAは、損害保険会社、生命保険会社および保険グループを対象に、ICMの承認申請受付を2013年に開始しており、2014年中は受理した申請を引き続きレビューする予定です。さらにBMAは、組織内のスキルや知識を高めるため、国内金融サービスセクターの他のセグメントに関しても内部モデルをレビューする能力を検討する意向です。

BMAはまた、民間保険会社を対象としたエコノミック・バランスシートに関する議論を前進させるため、関連する業界団体との協議を継続するとともに、国際的な基準設定機関（米国財務会計基準審議会（FASB）や国際会計基準審議会（IASB））の最新動向を注視していく計画です。

ブラジル



保険規制当局であるブラジル保険監督庁 (SUSEP) は引き続き、業界に対する規制の改良・更新に取り組んでいます。保険市場は経済全体を大幅に上回るペースで成長しており、SUSEPが重要かつ適切であると判断するような国際的な進展についてはブラジルの監督規制に取り入れたいと考えています。また、税制変更が、保険業界を含め経済全体に影響を及ぼし続けています。

2013年を振り返り、2014年以降に目を向けると、保険業界における最も重要な規制上の検討課題は以下の点となります。

ソルベンシー規制

SUSEPはソルベンシーIIをフレームワークとして導入しないことを決定しましたが、各リスクカテゴリーを個別に管理するのに必要な規則や指令は導入を進めており、最近ではソルベンシーIIの同等性を模索しています。SUSEPはすでにこれまでに、保険リスク、信用リスクおよび市場リスクの管理に関連した指令を公表しています。市場リスクは2014年からソルベンシーの計算に含められる予定ですが、その影響は甚大であると予想されます。オペレーションナル・リスク管理については市場で活発に議論されており、その規制は2014年末に打ち出されるものとみられます。

流動性規制

2013年12月、SUSEPはより大きな流動性バッファーの維持を保険会社に求める規制を公表しました。この流動性要件は利用可能資本の割合に基づきますが、すでに保険負債と関連付けられている特定の資産は除外されます。このため保険会社は月次流動性予測の計算に慎重な配慮が求められることになります。

負債十分性テスト (LAT) による剰余金の会計記録への反映

2012年後半、SUSEPはLATの計算に関し、保険会社間の一貫性を高めるための追加規制を公表しました。この新たな計算方法により、2013年1月1日時点での剰余金が発生した場合、保険会社は遅くとも2014年12月までにこの剰余金を会計上の利益に計上しなければなりません。

IFRSコンバージョン後の税制変更に関する移行措置

2008年に、ブラジルはIFRSを会計目的で採用しました。税務面においては、ブラジル企業は2007年12月31日時点での有効なブラジル一般会計原則 (GAAP) に従って法人所得税を計算してきました。2013年11月に、税当局はIFRSの法人所得税計算への適用を定めたいわゆる暫定的法令を制定しました。原則として、この法令は2015年1月1日から適用されますが、ブラジルの納税企業は2014年1月1日から適用しなければなりません。これにより、特に(i) 移行期間中に稼得した資本からの株式配当金支払に関する税務処理、(ii) のれんの税務処理について、一部で議論が生じています。これらのほかにも、いまだ検討中の問題がいくつかあります。この規制は、おそらくさらなる手直しを経て、2014年4月に最終承認される見通しです。

外部アクチュアリーによる証明の義務化の兆し

2014会計年度から、技術的準備金に対する外部アクチュアリーによる証明の年次取得を保険会社に義務付ける規制の草案が、2013年に公表されました。この要件の形式的および実務的な適用に関する議論が依然続けられています。最終的な規制は2014年3月に公表されるとみられます。

金融セクター評価プログラム (FSAP)

2012年初めに、ブラジルはIMFの金融セクター評価を受けました。その結果、ソルベンシー要件、開示規則、消費者保護、不正防止対策の面で改善が見られたとして称賛されました。一方で、コーポレートガバナンス、顧客情報、国際協力協定、グループ監督、監督機関の政治的独立性、再保険市場の開放性については、改善が必要だと示されました。

同等性

ブラジルは現在、ソルベンシーIIの下での暫定的同等性の認定を申請しています。

カナダ



カナダの保険規制当局は、引き続き国内の規制慣行を強化し、IAISの保険基本原則 (ICPs) との一層の調和を図っています。カナダはソルベンシーIIを採用しておらず、同等性の認定も目指してはいませんが、カナダの規制制度はICPsとの調和により、すでにソルベンシーIIと共通の要素を多く有しています。

規制上のソルベンシー資本とリスク管理

ICPsの影響は、以下に挙げる金融機関監督庁 (OSFI) の主な取組みに反映されています。

- 2013年1月に、OSFIは同年末までに発効・施行される予定の最終ガイドライン「連邦規制金融機関のコーポレートガバナンス」を公表しました。ガイドラインには、上級リスク委員会の設置、リスク管理最高責任者 (CRO) の任命、ガバナンスとリスクの監視に関する要件の大規模な強化が盛り込まれています。当然ながらこれらの要件を受け、小規模保険会社への適用可能性を巡って懸念が生じています。OSFIは、これらの要件について「明確な境界線」は存在せず、導入は保険会社の性質、規模、および複雑性によって決まると言っています。これは、導入については保険会社に一定の余地が残されるということですが、ガバナンスの目的が達成されていることを規制当局に納得させる必要があります。
- 2013年11月には、OSFIはリスクとソルベンシーの自己評価 (ORSA) に関する最終ガイドラインを公表しました。新たなORSA要件は、ソルベンシーIIの下でのORSAに非常に類似しており、比較的迅速に導入され、多くの他の国/地域に先駆けて2014年に発効する予定です。ORSAはOSFIの監督下にあるすべての保険会社だけでなく、外国保険会社の支店にも適用されます。こうした支店の多くは、本国でもORSAを完了した経験がないであろうと考えられます。
- カナダにおける規制上の資本要件は、OSFIと業界関係者の活発なコンサルテーション・プロセスや、生命保険会社と損害保険会社の両方を対象とした一連の定量的影響度調査 (QIS) を経て、進展し続けています。規制上の資本に関する現行制度は、基本的に「標準」モデルであり、オペレーション・リスクや分散効果によるリスク軽減などの特定のリスク要素は明示的には測定されません。しかし、OSFIが2013年11月に改定した生命保険規制のフレームワーク (LIRF) に反映されて

いるように、今後これらの要素が組み込まれる方向にあることは明らかです。内部モデルは2016年から、生命保険の個別分離運用型ファンドの資本要件で利用することが可能になり、その他の生命保険リスクへの利用拡大を検討する長期計画もあります。規制当局による内部資本モデルは、より緩やかなベースで受け入れられていくものとみられます。

ICPsを中心とする国際基準の進展による影響は、コーポレートガバナンスやリスク管理、資本規制の領域だけにとどまりません。保険会社の対顧客行為規制や仲介業者の利用に関するICPsも、市場行為規制に影響を与えています。保険会社の市場行為に責任を持つ各州の金融サービス規制当局は、OECDの概念である「顧客本位原則」と「顧客利益 (Customer Outcomes)」にこれまで以上の関心を示しています。そのため今後は、コンダクトリスクのフレームワーク強化が要求されるなど、カナダの保険会社にとって、コンプライアンスに関する市場環境はますます厳しいものとなりそうです。

自動車保険を巡っては、消費者が保険料の安さに関心を示す一方、保険会社は保険金不正請求リスクの低減を含め、保険金関連コストの抑制を重視していることから、規制当局、保険会社、消費者の間で激しい議論が続いています。

チリ



過去2年間、保険業界では重大な規制改革が進められました。第1に、IFRSの導入により、国際基準に沿った新たな会計のフレームワークが取り入れられました。これが保険セクターに大きなメリットをもたらしたことは疑いありません。なぜなら、様々な市場関係者に分析される開示情報の質が大幅に向上したからです。財務諸表については、移行期間中の2012年とは異なり、2013年は比較財務諸表方式となります。第2に、現地規制当局は既存のコーポレートガバナンス体制の改善に重点を置いてきました。その結果、新たな原則や慣行の確立、取締役会の役割と責任の強化が図られました。最後に、現地規制当局が保険セクターにおけるリスク管理プロセスの改善を目指し、証券・保険監督局 (SVS) が主導する新たなリスクベースの監督モデルに則した基準を公表しました。

保険契約

保険契約に関する法規制の改善を主な目的とし、保険契約の商品化に関するあらゆる側面を盛り込んだ法律第20.667号が2013年5月に公表されました。同法は、既存の保険契約に対する変更も対象に含めており、保険契約者の権利強化を図っています。これにより、対象となる保険契約の範囲が拡大されるとともに、意図的な不正行為は犯罪とみなされます。さらに同法の導入により、市場で活動するすべての当事者の権利と義務に対する監督・監視プロセスが促進されることになります。同法は2013年12月に施行されました。

リスクベース資本

2013年1月に、SVSは保険セクターでリスクベース資本を定量化する際に使われる手法に関する最初の公開草案を公表しました。これまでのところ、業界ではこの手法を適用して第1回目のフィールドテストを実施しており、その結果は現在、現地規制当局が分析中です。SVSはリスクベース資本の定量化に関するガイドラインを示した公式白書を2014年に公表する見通しです。

証券取引委員会

現在、チリ議会では、現行のSVSを証券取引委員会に改組するための法案を審議しています。この取組みの主な目的は、新たな規制基準の導入や制度上の透明性の確保を通じて、自立性のある独立組織を設立することです。

同等性

チリは、ソルベンシーIIの下での暫定的同等性の認定を申請しています。

メキシコ



メキシコの保険に関する法的フレームワークは、2013年の保険保証機関法 (LISF) の採択により全面的に見直されました。同法の発布により、資本要件は強化され、監督システムはソルベンシーIIなど他のリスク重視の制度に同調したものとなります。同法は2015年に施行されるとみられます。

メキシコの新たなソルベンシー制度は、EUのソルベンシーII指令の3つの柱構想を取り入れています。第1の柱は、すべての定量的要件を扱っています。第2の柱は、保険事業における様々な定性的要件 (コーポレートガバナンス、リスク管理、アクチュアリーの機能、内部監査と統制)、および監督プロセスに関する問題を検討しています。第3の柱は、透明性、開示、市場規律に関する要件を定めています。

技術的準備金

同法は、技術的準備金の市場整合的な評価を取り入れています。ソルベンシーII指令の場合と同様、技術的準備金の金額は最良推計とリスクマージンの合計と等しくなければなりません。さらに新規制では、技術的準備金の充実度に関する取締役会と経営陣の責任についての明確な定義も定めています。

ソルベンシー資本要件 (SCR)

同法では、保険会社がSCRの計算に標準フォーミュラまたは各社の内部モデルのどちらを使用することも認めています。内部モデルを使用する場合は、監督当局の承認が必要になります。承認申請にあたり、内部モデルがユーステスト、および統計品質、キャリブレーション (較正)、評価、文書化に関する規制要件を満たしていることを証明しなければなりません。いずれの方法でSCRを計算する場合も、期間1年の信頼水準を99.5%として、リスクカテゴリー別 (保険引受リスク、市場リスク、スプレッドリスク、信用リスク、流動性リスク、集中リスク、オペレーションル・リスク) の資本要件、およびそれらの相関関係の評価を考慮する必要があります。適格自己資本 (EOF) は、その量と質とともに、SCRを十分にカバーできなければなりません。保険会社は、起こり得る様々な不利なシナリオの下でもSCRをカバーする十分な資本があるかどうかを評価するために、少なくとも年次でストレステストを実施する必要があります。

投資方針

同法では、保険会社は取締役会および経営陣が承認した投資方針に従って投資活動を行わなければならぬと定められています。投資方針は、資産・負

債マッチングを考慮し、負債の性質、期間、通貨と整合的で、適切な流動性レベルを維持したものでなければなりません。保険会社は、自社の投資リスクを個別および累積ベースで継続的に識別、測定、監視、管理、報告するために必要な戦略、プロセス、報告手続からなる、効果的なリスク管理システムを構築しなければなりません。

再保険

同法では、再保険事業の監督については現行の間接的な仕組みを維持しています。メキシコ市場で事業を行う外国の再保険会社は登記所に登録されていなければなりません。

コーポレートガバナンス

同法はコーポレートガバナンス慣行を強化するもので、保険会社の事業に関する取締役会と経営陣の責任について明確な定義を定めています。保険会社のコーポレートガバナンス・システムには、リスク管理機能、内部統制機能、内部監査機能、アクチュアリー機能、およびアウトソーシング活動の監視が含まれていなければなりません。

リスク管理

保険会社は、自社がさらされている、またはさらされる可能性のある個別および累積ベースのリスクとその相互依存性を継続的に識別、測定、監視、管理、報告するために必要な方針、戦略、プロセス、報告手続からなる、効果的なリスク管理システムを構築しなければなりません。保険会社はリスク管理システムの一環として、リスクとソルベンシーの自己評価 (ORSA) を実施する必要があります。

開示

第3の柱で考慮された要素に関し、保険法草案では、市場への情報開示に関する要件が明確に定義されています。これらの要件は新たな規制制度の特性と整合的なものとなっています。保険会社は、一般に開示すべき情報を記したソルベンシーおよび財務状況報告書 (SFCR) を年次で公表しなければなりません。

監督プロセス

保険会社の統制・監視の面では、国家保険保証委員会 (CNSF) の監督権限が新たな規制フレームワークの性質と整合するよう修正されています。監督サイクル (営業認可から清算まで) を一本化するため、現在財務省が果たしている機能の多くがCNSFに移管されることが定められています。

IAIS原則の遵守

2012年のIMF評価では、メキシコがIAISのICPsを高いレベルで遵守していることが示されました。⁸ 今回の新たな法律により、遵守レベルはさらに向上するとみられています。

監督当局

IMF評価では保険監督機関であるCNSFに関し、独立性の欠如、予算の自律性、専門知識の流出など、いくつかの懸念も示されました。一方で、プロセスの透明性や業界とのオープンな対話に関しては、高く評価できると強調されています。

同等性

メキシコは、ソルベンシーIIの下での暫定的同等性の認定を申請しています。決定は2015年になされる見通しです。

⁸ 2011年9月に実施されたFSAPは、改正前のICPsに基づいている。

米国



米国における保険規制の構造は、ドッド・フランク法（金融規制改革法）の規定の実施を受け、劇的に変化しています。現政権は、依然として州単位での保険規制に注力していますが、持株会社レベルでは、統合的な連邦規制の対象となる保険事業の割合が増加しつつあります。来年は、連邦準備制度理事会（FRB）、連邦保険局（FIO）、全米保険監督官協会（NAIC）の力関係が大幅に変わるかもしれません。

連邦準備制度

ドッド・フランク法によって創設された金融安定監視委員会（FSOC）はこれまでに、AIGとブルデンシャル・フィナンシャルをシステム上重要な保険会社に指定し、FRBの監督下に置いています。メットライフも2014年に同様の指定を受ける可能性があります。さらに、連邦認可貯蓄金融機関を運営する保険持株会社も監視対象となっており、これにはステートファーム（State Farm）や他の個人向け大手保険会社が含まれます。FRBは今後数ヶ月以内に、ノンバンク金融機関に対する資本要件を設定するところとされています。現在、複数の提案が検討されていますが、この要件はバーゼルⅢ基準の影響を受けることになりそうです。こうした新たな要件を課される保険会社からはすでに、他の大手保険会社に課される資本基準がより低いものになった場合、米国での競争条件が不公平になるとの懸念が上がっています。この要件が最終的にどのようなものになるかによっては、任意の連邦規制を長年求めてきた一部の保険会社は、より均一的な規制を実現し、不利な州単位の料率規制を回避するための1つの手段としてFRBを意識するようになるかもしれません。

連邦保険局（FIO）

FIO自身は監督機関ではありませんが、ドッド・フランク法はFIOに、特定の種類の保険の連邦規制、および規制上の裁定行為を排除または最小化するための連邦規制の必要性について検証する権限を与えています。2013年12月に、FIOは「米国における保険規制システムの近代化と改善の方法」⁹と題するレポートを公表し、FIOの関与が推奨される多くの領域を提示しました。これには、モーゲージ保険、再保険担保要件に関する多国間合意（covered agreements）、監督カレッジへの関与、ブローカーの認可、料率規制に関する試験的プログラムなどが含まれます。

同レポートでは、FIOの役割、および米国の保険規制システムの短期的改善に向けた提言に重点が置かれています。ソルベンシーや財務報告に関する

ない規制項目（市場行為、破綻した保険会社の処理メカニズムなど）については、詳細に検討されていません。

FIOレポートの主旨

FIOは、各州の保険規制当局をすべてまとめて単一の連邦規制当局に置き換えることを推奨していません。レポートでは、二分割アプローチを採用しています。すなわち、一方では連邦当局の介入が妥当とする領域を特定し、もう一方では、現行の州単位での規制システムに対して短期的変革を提言しています。各州間、各国間で協力し、州や国を越えて知識やリソースを蓄積することが、継続的な課題とされています。

レポートでは、米国における現行の州単位での保険規制には、特に以下のようないくつかの問題があると強調しています。

- 保険料1ドル当たりの規制関連コストが高い。
- 統一性、一貫性に問題がある。
- 非米国企業が対象から外れている（特に再保険において）。

一方で、一部の保険商品の地域的特性（必ずしも生命保険や健康保険にだけ該当するとは限らない）によっては、州単位での規制のほうが適切な場合もあることを認めています。

レポートでは、問題は連邦規制と州規制のどちらにすべきかということではなく、連邦当局の関与が妥当とされる領域があるか、あるとすれば、それはどの領域かを追究することだと結論付けています。各領域において連邦当局の関与が必要かどうかは、以下に基づいて判断するべきだとしています。

- その領域を効果的に規制する各州の能力
- その領域を統一性を持って規制する各州の能力
- その領域における国家／連邦レベルの利害の程度
- その問題と、それにより最も影響を受けるグローバル企業との関係

レポートではさらに、連邦当局の関与が妥当と判断された場合は、次にどのような関与形態にするかを検討するべきだとしています。以下のようないくつかの形態が考えられます。

- 直接規制する。
- 基準を設定する。
- 破綻した保険市場を支援または代替するプログラムを運営する。

各州に対する具体的な短期的改革の提言

上記に基づいて、レポートでは米国の保険規制システムを近代化・改善するために以下の提言をしています。

1. ソルベンシーや監視に関する重要な決定については、しかるべき州規制当局が、対象の保険会社の営業範囲である他州の規制当局から同意を得なければならないような仕組みにする。
2. NAICの金融規制基準認定プログラムに関し、独立した第三者レビュー体制を設ける。
3. キャプティブ再保険会社へのリスク移転に関し、

- 均一で透明性の高い監視体制を設ける。
- 4. 各州の監視および資本充実度に関する体制をベストプラクティスに合わせ、統一化を図る。
- 5. 原則主義的責任準備金評価（PBR）への移行を慎重に進める。そのためには、(a) 会計およびソルベンシーや要件に関する一貫的拘束力のあるガイドラインの作成、並びに (b) PBRの適切な監督レビューを確保するための州レベルでの均一的なガイドラインの作成と十分なリソースの確保が必要である。
- 6. 保険会社の規模と複雑性に応じた、取締役・役員向けの各州のコーポレートガバナンス原則を策定する。
- 7. 単体企業の監督における欠点に対処するため、グループ監督のアプローチを引き続き検討していく。特に、監督カレッジの概念を検討する。¹⁰

レポートではその他に、(a) 州による最大便益の保証、および(b) 破綻企業の財産管理（特にカウンターパーティとの適格契約の清算）に關し、均一的なアプローチを提言しています。さらに、市場行為の問題についても多くの提言をしています。

9 本レポートの全文は下記サイトで閲覧可能。

<http://www.treasury.gov/initiatives/fio/reports-and-notices/Documents/How%20to%20Modernize%20and%20Improve%20the%20System%20of%20Insurance%20Regulation%20in%20the%20United%20States.pdf>

10 監督カレッジとは、多くの国／地域で巨額の保険を引き受け特定の保険グループの規制上の監視について、各國／地域の保険規制当局が集まって議論する仕組み（NAIC保険政策研究センター（NAIC Center for Insurance Policy and Research）、2012年7月のニュースレター参照）。IAISは、共通のフレームワーク（ComFrame）プロジェクトの一環として、監督カレッジの運営と効率性を世界規模で改善することを目指している。



連邦当局の直接関与が推奨される領域

レポートでは、連邦当局の関与が推奨される、もしくは短期的な関与が推奨され得る領域を多数リストアップしています。以下のうち、項目2と3は、生命保険および健康保険業界のソルベンシー規制に関する多国間合意を追求する。

- モーゲージ保険会社の監視に関する連邦基準を策定する。
- NAICの再保険控除に関する模範法および規制 (NAIC Credit for Reinsurance Model Law and Regulation)に基づき、再保険担保要件に関する多国間合意を追求する。
- 国内および国際的に活動する大手保険会社を監視するための監督カレッジに関与する。
- 全米登録エージェント・ブローカー協会 (NARAB) 改革法を採択し、FIOがその施行の監視を担当するべきである。
- 州をまたいで強制力を持つ米軍関係者向け個人向け自動車保険契約を開発する。
- 個人向け商品を提供する保険会社の数を最大化するために、料率規制に関する試験的プログラムを立ち上げる。
- 個人情報が保険の価格設定や保障範囲の決定にどのように使用されているかについて報告を行う。
- ネイティブ・アメリカンに対し、より利用しやすい手頃な価格の保険を提供するための方法を見いだす。

- 利益課税の徴収の簡素化を監視し、連邦当局の関与が妥当かどうか判断する。

同レポートのその他のセクションには以下が含まれます。

- 米国の保険業規制の歴史。金融危機、AIG問題、業界への政府支援、教訓など。
- 健全性の監視に関する議論 — 資本要件の全体的なフレームワーク、会計基準、投資ポートフォリオの制限、保険会社の安全性と健全性を推進するための慣行、州の保証基金、破綻した保険会社の破綻処理プロセス。このセクションは、提言や結論を導くための分析を示し、「結論の根拠」としての役割も果たしている。
- 市場の監視に関する議論 — 消費者保護と保険へのアクセス。

来年は、連邦準備制度理事会 (FRB)、連邦保険局 (FIO)、全米保険監督官協会 (NAIC) の力関係が大幅に変わるかもしれません。

連邦保険局 (FIO) の役割

FIOはドッド・フランク法の一環として2010年7月に創設され、以下の権限を与えられました。

- ・保険業界のあらゆる側面を監視する。これには、保険業界や米国金融システムにシスティックな危機をもたらしかねない保険会社に対する規制の問題点や欠陥を特定することも含まれる。
- ・歴史的に十分なサービスを受けていないコミュニティーや消費者層、マイノリティーの住民、低・中所得層の人々が、健康保険を除くすべての保険商品をどの程度手頃な価格で購入できているかを監視する。
- ・FRBの監督下に置かれるノンバンク金融機関としてどの保険会社（関連会社を含む）を指定すべきか勧告する。
- ・2002年に設置されたテロリズム保険プログラムの運営において、財務省をサポートする。
- ・国際的な保険に関する事項のうち健全性に関する側面について、連邦政府の活動を調整し、連邦方針を策定する。これは、米国を代表してIAISに参加し、多国間合意の交渉で財務長官をサポートすることも含まれる。¹¹
- ・州の保険法案が多国間合意によって無効となるかどうかを判断する。
- ・国内的に重要な保険に関する事項および国際的に重要な保険の健全性に関する事項について、州の保険規制当局と協議する。
- ・その他、割り当てられた関連の任務を遂行し、権限を行使する。

全米保険監督官協会 (NAIC)

NAICは、政治的な活動およびソルベンシーニュートラル化構想 (SMI) と呼ばれているソルベンシーニュートラル化制度の大幅な改革を通じ、保険分野における連邦当局の関与度合いの高まりに明らかに抵抗を示しています。NAICは先頃この5年のSMIプロジェクトを完了し、その進展に関する概要レポートを公表しました。NAICのモデル法および手続における変革は重要なものですが、州レベルでの導入は遅々として進んでいません。NAICは導入を促すための主な対策として、認証プロセスを設けました。これは、各州がNAICのモデル法・規制を確実に導入・実施するよう定期的に審査を行うというもので、このプロセスは今後、一層厳格になるかもしれません。FIOの近代化レポートで、こうした審査について「適切かつ客観的な厳密さ」を確保するために独立した第三者による監視が推奨されているからです。¹²

グループ監督

州単位の保険システムに対する最大の批判は、グループレベルの監督の欠如に関するものです。NAICはこの批判に早くに対応し、持株会社に関するモデル法の改正を受け入れるとともに、相当規模の国際事業を行う保険会社に対する監督カレッジを設置しました。この2010年のモデル法改正は、持株会社を検査し、国際事業に関するデータの提出を要求する権限を州に与えるもので、半分近くの州がこの改正を採択しています。また、持株会社傘下の非保険事業体についても、保険事業体に影響を与える可能性がある限りにおいて、州の間接的な権限を認めています。NAICはまた、財務分析ハンドブックにガイダンスを追加し、グループレベルの監督、およびグループレベルの監督機関の役割と責任について明記しています。同法はグループ資本要件を課してはいませんが、NAIC内では、もしIAISがグループ資本基準を策定した場合、どのようにすればそうした要件を州単位の規制システムに導入できるかについて、活発な議論がなされています。この作業は、これまでのところIASBとFASBが保険会計基準のコンバージェンスを達成できていないことから、ますます複雑になるでしょう。

→ORSA

NAICはORSAに関する2回目の試験的プロジェクトを完了し、2014年に3回目のテストを実施する計画です。2012年のテストには14の保険グループが、2013年には22の保険グル

ープが参加しました。NAICのORSA担当サブグループは、2回目のテストでは1回目に比べ報告書の質が改善したと述べています。サブグループは、2回目のテストにおける気付事項の要約を公表しましたが、ORSAガイダンス・マニュアルの変更は必要ないと述べています。サブグループは、ORSA報告書を単に規制当局向けに作成するのではなく、取締役会の意志決定に使用することを求める「内部使用」要件について明確化を図るかもしれません。保険会社に対しては、以下を盛り込むよう提言しています。

- ・目次とエグゼクティブ・サマリーを設ける。
- ・各法人をビジネスユニットにマッピングする。
- ・リスクの上限について詳細に説明し、最近の変更点を示す。
- ・予想されるリスクについて記述する。
- ・リスク軽減策について記述する。
- ・単一のストレステストだけでなく複合的なストレスシナリオのテストを実施し、流動性ストレスも含める。
- ・資本モデルの計算方法について詳細に説明し、異なるモデルを使う場合は各種モデルを比較するグラフを含める。
- ・ERM統制機能のフローチャートを含める。
- ・報酬やインセンティブがどのようにリスク管理と関連付けられているかについての説明を含める。
- ・主要リスクを特定し、重要度に応じてランク付けするためのヒートマップを含める。

各州は2015年からORSA報告書の提出を要求しますが、これまでにこのモデル法を採択しているのは7州のみです。保険会社は、ストレステスト、経済価値評価、リスク管理方針・実務の詳細を含む、グループレベルのORSA報告書の提出を要求されることになります。

→コーポレートガバナンス

NAICは、国際通貨基金 (IMF) により、保険のコーポレートガバナンスに対応するモデル法が存在しないと指摘されたことを受け、この領域における具体的な要件を策定しました。NAICは、追加開示項目、内部監査、およびコーポレートガバナンスの共通検査評価を求めるモデル法を策定しました。さらに、FIOレポートではNAICに対し、取締役や役員に期待する人格と適性を定めるよう要求しています。

→再保険

NAICは、米国の再保険控除制度の変更において大きな成功を収めています。大規模州の大半は、非認可再保険会社に対する担保要件を減額するために、また、非認可保険および再保険改革法 (NRRA) で認められたように再保険会社がパスポート・ベースで事業を行うことを許可するために必要な法律を採択しています。再保険会社がその資格を満たすためには、「認定」された国／地域の会社であることを認証されなければなりません。NAICはこれまでに4カ国／地域 (バミューダ、ドイツ、スイス、英国) を条件付で認定しており、2014年にさらに3カ国／地域を検討する予定です。しかし、このプログラムの適用に一貫性がないことや、財務評価に信用格付け機関が使われることに対し、懸念が残っています。FIOは、再保険担保の問題を解決するために多国間合意を目指すと述べています。こうした問題は特にEUとの関係において重要であり、米国がEUから同等性を認められるかどうかに影響する可能性があります。バミューダ、スイス、日本がEUの同等性認証に向けて進んでいる中、米国の再保険会社にとっては建設的な解決が求められます。

リスクベース資本

米国のリスクベース資本要件に対しては、25年前に構築されたシステムを更新し、より一貫性のあるリスクのキャリブレーションを開発するとともに、明示的に識別されていなかったリスクを追加することの必要性が長い間指摘されています。今後、規制当局は、信頼できる過去データに基づいて個々のリスクに関するフォーミュラ係数を評価するのであれば、その評価はすべて、基礎となる安全水準と計算対象期間によって可能な限り裏付けられていなければならぬと提言するとみられます。NAICはまた、オペレーション・リスクと異常災害リスクのリスクチャージを追加する作業をおそらく2015年までに完了するでしょう。FIOレポートではさらに、会計または資本基準に裁量的な実務を導入する前に、他の監督機関から合意を得ることを義務付けることで、ベストプラクティスや統一基準とのコンバージェンスを図るよう提言しています。

→原則主義的責任準備金評価 (PBR)

最大の変革の1つは、生命保険に関する原則主義的責任準備金評価 (PBR) 制度を新たに採用したことですが、各州による採用はあまり進んでいません。2013年末時点では、この標準的評価に関するモデル法を採択していたのはわずか7州でした。同法が発効するためには、全米の保険料収入の75%を占める42州がこれを採択する必要があります。この新たな制度では、保険会社の内部リスクモデルと準備金を計算するための分析手法に依存することになります。州が各社の準備金モデルを評価するために必要とする規制上のリソースについて、大いに懸念が残っています。FIOレポートは、州にこうしたサービスを提供するベンダーの監視が必要だと指摘しています。

→キャプティブ保険会社の使用

過去2年間、米国におけるキャプティブ保険プログラムの利用に関しては、生命保険会社が資本上の裁定行為に利用することについて、厳しい調査がなされてきました。NAICは2011年からこの問題を調査し、2013年に白書を公表しており、今年は方針についての提言をする予定です。FIOの近代化レポートでは、各州がキャプティブ再保険会社や特別目的企業へのリスク移転に関し、均一的かつ強固なソルベンシー制度と監視体制を確立するべきだと提言しています。

→全米レベルの市場の創設

市場を全米レベルに拡大し、消費者の選択肢の幅と乗換の利便性を向上させるべきだという消費者からの圧力の強まりを受け、FIOの近代化レポートでは、いくつかの市場問題について対策を提言しています。この領域で連邦政府が関与すれば、米国市場にさらなる変革がもたらされ、商品の均一性が高まり、州の垣根を越えて商品の購入が可能になるでしょう。

→販売人の認可

NAICは数年間、一律のブローカー認可法を施行してきましたが、依然として一貫性に欠けています。議会は現在、全米登録エージェント／ブローカー協会改革法の採択を審議中です。同法案が可決された場合、全米レベルの認可システムがオプションとして創設されるとみられます。FIOレポートではこれが消費者の利益につながると述べています。

→市場行為

消費者保護はFIOの主眼とするところであり、近代化レポートでも、各州が商品の認可と販売に関する多数のNAICモデル法 (年金取引における適合性モデル規制など) を一律的に採択することや、州間保険商品規制委員会の管轄対象を一般向け商品にも拡大することを推奨しています。

→料率・価格設定規制

料率規制の問題はその政治性ゆえに、NAICはこれまで対処できずにいました。FIOがこの問題をレビューすることは、保険会社にとって望ましいかもしれません。FIOは、個人向け商品の市場競争を促進するため、州規制当局と協力し、料率規制に関する試験的プログラムを立ち上げることを示唆しています。しかしFIOが関与すれば、価格設定に使用される特定の要素に制約が課されるかもしれません。FIOはレポートで、婚姻状況を保険引受や保険料の決定に用いることの妥当性について評価が必要であると主張し、個人情報が保険の価格設定や保障範囲の決定にどのように利用されているかを調査するとしています。

11 多国間合意とは、国際的に活動する大手保険グループに関する事項を取り扱うため、異なる国の規制当局間で交わされる覚書である。ドッド・フランク法には多国間合意に関する規定があり、こうした合意の対象となり得る健全性監督に関する事項を広く定義している。

12 FIOレポート「米国における保険規制システムの近代化と改善の方法」P31

国際基準設定主体の台頭－ 導入と評価

金融危機以降、保険監督者国際機構 (IAIS)、金融安定理事会 (FSB)、国際通貨基金 (IMF) は、国際基準の導入と評価に新たな力を注いできました。これは様々な形態をとっており、具体的には以下のようないくつかの異なる評価プログラムが実施されています。

- IMFと世界銀行が実施する金融セクター評価プログラム (FSAP)
- FSBのテーマ別レビューとピア・レビュー
- IAISの自己評価とピア・レビュー・プログラム

これらの取組みは、各国に関する情報を明らかにし、対策を提言するだけではなく、IAISやその他の基準の導入に関する進捗状況についても評価しています。重要なことは、その中で保険監督機関の重点が変化してきていることについて有益な洞察が示されていることです。こうした変革と、それが保険会社にもたらすであろう影響を以下にまとめました。

金融セクター評価プログラム (FSAP)

金融セクター評価プログラム (FSAP) は各国の金融セクターの包括的かつ綿密な評価を目的として、1999年に立ち上げされました。IMFがシステム上重要とみなす金融セクターを有する国／地域では、FSAPによる金融安定性評価が必須とされ、5年ごとに行われることが期待されています。その他の国／地域については、プログラムへの参加は任意となっています。評価は、元監督官を中心とする専門家チームが担当し、対象国の法制や法的リソースのレビューを1年以上かけて行います。

金融危機の教訓を踏まえ、IMFと世界銀行は2009年9月にプログラムを改定し、以下の要素を新たに取り込みました。

- より公平で透明な評価：FSAPに基づく安定性評価の分析を、より体系的に公平かつ透明なものとするために、リスク評価マトリクスを導入した。
- 分析ツールキットの改善：経済全体と金融セクターとの関連性をよりよく把握し、より多くの種類のリスク源をカバーするために、新たな評価手法を開発した。また、国境を越えた関連性、波及効果、協調体制も重視されるようになった。
- 各国のニーズに合わせた、より柔軟なモジュール評価：現在では、「画一的な」評価ではなく、IMFによる金融の安定性評価、もしくは世界銀行による開発評価を別個のモジュールとして実施できる柔軟な仕組みになっている。
- より的を絞った基準評価：銀行、証券市場、保険の規制・監督に適用される基準をリスクベースで評価するようになったことで、より的を絞った評価が可能になった。



KPMGによるFSAPの結果概要

		シンガポール	オーストラリア	イタリア	フランス	日本	ベルギー	マレーシア	スペイン	ブラジル	ナイジェリア
監督権限および措置	ICP1 監督機関の目的、権限および責任	3	2	3	3	3	2	2	3	2	3
	ICP2 監督機関	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2
	ICP4 認可	3	3	3	2	3	3	2	3	2	2
	ICP6 支配権の変更とポートフォリオの移転	3	2	3	2	3	3	2	3	3	1
	ICP9 監督レビューおよび報告	3	2	1	2	2	2	3	2	2	1
	ICP10 予防措置および是正措置	3	3	3	3	2	3	3	3	3	2
	ICP11 執行	3	3	2	3	3	3	2	3	3	2
	ICP12 清算および市場からの撤退	3	2	3	3	3	3	3	3	2	3
ソルベンシ	ICP13 再保険、およびその他リスク移転	3	3	3	3	2	2	2	2	2	1
	ICP14 評価	3	3	1	2	1	2	3	1	2	1
	ICP15 投資	3	3	3	3	3	2	2	3	3	2
	ICP16 ソルベンシ目的の統合的リスク管理 (ERM)	2	2	3	1	2	2	1	1	0	1
	ICP17 資本充実度	2	2	1	2	2	1	2	1	2	1
危機管理、グループ監督、協力、	ICP3 情報交換および秘密保持に関する要件	3	3	3	2	3	3	2	3	2	2
	ICP23 グループレベルの監督	3	2	3	3	3	2	1	3	0	0
	ICP24 マクロ健全性の監視および保険監督	3	3	2	2	1	3	3	1	1	1
	ICP25 監督上の協力および協調	3	3	3	3	2	3	3	3	1	1
	ICP26 危機管理におけるクロスボーダー協力および協調	2	2	2	3	1	2	1	1	0	0
不正防止、行為規制、仲介者、	ICP18 仲介者	3	3	1	3	2	2	1	1	1	1
	ICP19 行為規制	3	1	3	3	3	2	2	2	2	1
	ICP21 保険不正の対策	3	3	2	3	3	3	2	0	3	1
	ICP22 マネーロンダリング対策およびテロ資金供与対策	3	3	2	3	3	3	3	3	2	2
開示コードポーレートガバナンス、	ICP5 個人の適格性	3	2	2	1	2	2	2	2	2	1
	ICP7 コーポレートガバナンス	3	3	3	1	2	2	2	1	1	2
	ICP8 リスク管理および内部統制	3	3	3	2	3	3	2	1	3	2
	ICP20 開示	2	1	2	1	2	1	2	2	3	1
	合計	73	63	61	61	60	60	55	52	48	37



出典: KPMGインターナショナル、2014年3月

IMFは、12の領域とその評価の基礎となる関連基準を識別しています。保険規制においては、IAISの策定した保険基本原則 (ICPs) が評価の基準として利用されています。IAISは先頃、評価がどのように実施されているかをより綿密に確認したいと述べ、今後、評価手法をレビューする計画です。

2011年10月、IAISはICPsを改定しました。それ以降、改定ICPsに基づいて10カ国の金融セクター評価プログラム (FSAP) が実施されました。評価対象国は、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、フランス、イタリア、日本、マレーシア、ナイジェリア、シンガポール、スペインです。結果報告は公表レポートとしてまとめられ、FSBに提出されています。その内容を受け、評価対象国の既存の法律が改定されることも珍くありません（各評価で示されたコメントの一部は、本レポートの国別概要に反映されています）。

10カ国の評価結果を見ると（図参照）、シンガポールの遵守レベルが最も高いことがわかります。これは同国の金融管理局 (MAS) がここ数年で大規模な改革を行ったことを反映しています。シンガポールの評価は直近に実施されたため、2011年に採択されたICPsを確認する時間が他の国／地域より多くありました。一方、オーストラリア、ブラジル、日本、スペインの評価は2012年に行われました。欧州諸国の遵守レベルはソルベンシーII導入の遅れを反映しており、特にソルベンシーと開示について顕著です。新興経済圏の2カ国、ブラジルとナイジェリアはICPsの採用レベルが最も低かった一方、マレーシアは最近の改革努力が奏功し、比較的高い遵守レベルとなっています。

各種ICPsの遵守レベルを総合的に分析するため、私たちはICPsを5つのカテゴリー、「監督権限および措置」、「ソルベンシー」、「グループ監督、協力、危機管理」、「行為規制、仲介者、不正防止」、「コーポレートガバナンス、開示」に分類しました。最も遵守レベルが高かった領域は、監督権限でした。監督権限に関するICPsは、基本的な規制上の権限を定めるもので、過去から長年適用されているため、これは当然の結果と言えます。¹³ ただ、注目すべき例外はICP2の遵守レベルが著しく低いことです。これには、監督機関は政治的影響から独立していかなければならないとするIMFの見解も影響しています。

行為規制と不正防止の領域も高い遵守レベルを示しましたが、これは主に、金融活動作業部会 (FATF) がマネーロンダリング防止法の制定を積極的に推進してきたことに起因します。ソルベンシー関連のICPsの遵守レベルは驚くほど低いものでしたが、その一因は評価対象となった欧州の4カ国がソルベンシーIIのリスク重視の経済価値評価をまだ採用していないこ

とにあります。一方、シンガポール、オーストラリア、日本は、リスク管理および資本充実度に関するICPsを完全には遵守できていないようです。IMFは一連の評価において、ERMプログラムやリスク感応度の高い資本要件に関する一層強固なガイドラインを企業のために策定することが必要だと訴えました。

10カ国の評価で共通して見られた主な課題は以下の通りです。

- 監督当局の独立性はIMFにとって非常に重要な問題であり、ほとんどすべてのケースにおいて、政治的干渉の証拠はなかったものの、独立性の問題が提起されました。
- 権限階層が多層構造となっている多くの国では、監督機関が企業に対して迅速に処置を講じる能力が弱いと指摘された。
- コーポレートガバナンス要件は、数理機能の監視を含め、保険会社の機能に特化したものでなければならない。一般的な会社法に依存するだけでは不十分と見なされる。
- 監督機関は、介入の各段階に応じて柔軟に対応できるよう、自由に使える複数の介入手段を用意しておく必要がある。
- 評価は、リスクおよび資本要件に即応的で、リスク感応的でなければならない。ソルベンシーI型の要件は、常に不十分であると考えられてきた。償却原価法を用いることにも疑問が呈された。
- 監督機関は、企業のリスク体系および統制を評価することができるスキルとリソースを確保し、企業のERMプログラムに対する期待を具体的に設定する必要がある。
- 保険金請求処理や不適正販売行為への積極的な介入という面で、消費者保護が強調された。市場行為に関するオンライン検査が奨励された。
- 多くのケースではグループ監督を改善する必要があるが、いくつかの国については、この点は優先度が低いとみなされた。
- マクロ健全性の監視を改善する必要がある。

監督当局の独立性はIMFにとって非常に重要な問題であり、ほとんどすべてのケースにおいて、政治的干渉の証拠はなかったものの、独立性の問題が提起されました。

FSBのピア・レビュー

G20は最近、FSBに対し、IMFが実施する5年ごとの評価を補完するためピア・レビューを行うよう要請しました。このレビューは、詳細レポートで指摘された不備を是正するために各国が行っている改革の進捗状況を暫定的に評価するものです。2013年には、英国、米国、南アフリカに対するピア・レビューが完了しました。このレビューに基づき、前回のFSAPで示された提言に対する対応状況が進捗レポートとして取りまとめられています。このレポートの多くは、対象国における規制・監督構造の改革の成功や、ソルベンシー制度における変革の実施に焦点を当てています。これらの評価はすべて改定前のICPsに基づいているため、ピア・レビューでも追加のICPsは考慮されていません。

FSBのテーマ別レビュー

FSBは、規制の特定領域に焦点を当てたテーマ別ピア・レビューも行っています。今年は、破綻処理制度、リスクガバナンス、および規制における信用格付け機関(CRA)の利用に関するピア・レビューの第1フェーズについて、テーマ別レポートが完成しています。

破綻処理制度に関するテーマ別レビューの目的は、各国の破綻処理制度を、FSBが取りまとめた「実効性ある破綻処理のフレームワークの主要な特性」の各々と比較すること、および各種金融セクター(銀行、保険、証券、金融市場インフラ)間で比較することでした。その結果、レポートでは、破綻処理制度の導入はまだ初期段階にあることが指摘されました。FSBは、主要な特性の完全導入の必要性を訴え、追加ガイダンスの作成を明言するとともに、主要な特性の導入を継続的に監視することを提言しました。

リスクガバナンスに関するテーマ別レビューでは、金融危機以降、各国当局が様々な措置を講じ、金融機関のリスクガバナンスに対する規制上および監督上の監視体制を改善していることが明らかになりました。これには以下のようない例が挙げられます。

- 規制やガイダンスの新設、または既存の規制やガイダンスの強化
- リスク管理機能に関する監督上の期待水準の引き上げ

- 取締役会および経営陣とのより緊密な連携
- 取締役会に提示される情報の正確性と有用性の評価、およびこれによる彼らの効果的な職務遂行の具現化

その一方でFSBは、変化する状況の中で健全なリスクガバナンスを確保するためには、各国当局が企業のリスクガバナンス、特にリスク文化の有効性を評価する能力を高める必要があるだろうと結論付けています。リスクガバナンスのフレームワークの評価には、フレームワークのあらゆる側面を見渡せる俯瞰的な視点が必要となるため、監督機関はアプローチを大幅に変更しなければならないかもしれません。

規制における信用格付け機関(CRA)の利用に関する詳細レポートは2014年に公表される予定ですが、最初のピア・レビューでは、国内の法規則において、信用格付け機関(CRA)に言及している箇所を削除する取組みについて、大きな進展が見られるとしています。同レポートでは、CRA格付けの利用は、保険監督機関によるノンバンク金融機関の健全性監督においてはそれほど問題ではないようだと述べています。その理由として、保険監督機関のルールや規則ではCRA格付けに言及している箇所は比較的小ないと報告していることを例に挙げています。

ICPsに関するIAISのピア・レビュー

評価プログラムの仕上げとして、FSBはIAISに、ICPs採用後の自己評価とピア・レビュー・プログラムを実施するよう要請しました。IAISはその実施に向け、以下のような5年スケジュールを策定しました。

- 2012年：権限の委任および監督機関の権限(ICP1、2)
- 2013年：グループレベルの監督(ICP23および関連規定)
- 2014年：コーポレートガバナンスとリスクガバナンス(ICP4、5、7、8)および保険へのアクセス(「包括的な保険市場に関する適用説明書」に基づく)
- 2015年：監督措置(ICP6、9、10、11、12)および市場行為(ICP18、19)
- 2016年：ソルベンシー(ICP14、15、16、17)

監督機関は現在、監督能力を高めるために莫大なリソースを投資しており、その傾向はグループレベルの監督において特に顕著である。これにより、グループおよびそのグループレベルのERM、資本とガバナンスのフレームワークに対する監視が一層厳しくなるでしょう。

IAISは各評価において質問書を作成し、200の加盟国／地域に送付します。各国／地域の監督機関はそれに回答するよう要請されます。IAISの専門家レビュー・チームが各国／地域の導入状況を総合的なベンチマークに照らして評価し、改善が必要な領域に関する詳細レポートを対象国／地域に送付します。レポートには、遵守している領域、おおむね遵守している領域、一部遵守している領域、遵守していない領域が示されます。IAISは、FSB向けにも各国／地域に関する詳細レポートおよび全体の状況に関する要約レポートを作成します。一般に公表されるレポートは、特定の国／地域の情報が記載されていない、総括的な簡略版です。これまでに2つの評価が完了しました。監督機関の権限に関するICP1と2、およびグループレベルの監督に関するICP23に対するものです。この他、コーポレートガバナンスに関しても最初のレポート草案が作成されています。

監督機関の権限に関する1回目の自己評価（監督機関自身による評価）への参加状況と評価結果は極めて良好で、82の当局が参加しました。ICP1と2に対する遵守レベルは非常に高いものでしたが、監督機能と権限に関するICP2を完全に遵守している当局はありませんでした。さらなるガイダンスが必要な領域がいくつか特定されましたが、これには比例原則、政治的独立性、パブリック・コンサルテーション、十分な資金とリソース、利益相反、アウトソーシング、異議申し立てが含まれます。

一方、グループ監督に関する2回目の評価では、グループに関連するICPsの適用に問題があることが明らかになりました。これを受け、IAISはグループ監督に関するICP23、および関連する規定を少なくとも他の10項目のICPsにわたり改定することになりました。この自己評価を完了したのは59カ国／地域のみで、その大半は、一部遵守している、または遵守していないという評価結果になりました。これについてレビュー・チームは、関連する基準が多数に及ぶこと、いまだ多くの国／地域がグループレベルの監督のフレームワークを構築するための法律を策定している最中に評価を行ったことが、遵守を難しくさせたと考えています。世界金融危機から数年がたっていることを考えると、各国／地域の監督当局がグループレベルの監督権限の欠如により迅速に対処しなかったことは、驚くべきことかもしれません。

コーポレートガバナンスに関する暫定レポートでは、特にICP4（認可）とICP5（個人の適格性）を中心に、遵守レベルの高さが示されました。しかし結局、ICP7（コーポレートガバナンス）については、おおむね遵守しているレベルにとどまりました。これについてIAISのレポートは、多くの国／地域ではコーポレートガバナンス要件が保険法に盛り込まれていないからかもしれませんと述べています。IAISは各国に対し、保険業固有の要件を定めて会社法を補完するよう奨励しています。ICP8（リスク管理および内部統制）は導入レベルが最も低い領域でしたが、2011年にこのICPが大幅に改定なされたことが一因であり、多くの国／地域では、依然この要件の採用過程にあることが示されました。IAISは、保険会社に適切な内部統制が確立されるようにするため、監督機関がより積極的なアプローチを取ることを提言しています。

IAISは導入状況の改善を支援するため、協調的導入のフレームワーク（CIF）を採用しました。これには以下が盛り込まれています。

- 地域の関与
- 導入協力者との関係強化
- 導入活動に対するリソース配分の見直し
- IAISの導入活動と基準設定の調和

この新プログラムの発表においてIAISは、加盟国／地域の監督能力の向上を支援し、彼らがICPsの完全遵守を達成するための計画を示す必要があるとの認識を強調しました。こうした認識は、保険監督の現状を反映したものであり、最終的にComFrameの導入を成功させる上で非常に重要な意味を持つでしょう。

保険会社への影響

現在の保険監督における変革とそのペースが保険会社に及ぼす影響は、以下のように多方面にわたるでしょう。

- FSB、IMF、世界銀行などの組織が実施する外部からの監視・評価プログラムが一層強化されることで、監督当局は引き続き改革の推進を余儀なくされるであろう。
- 監督機関は現在、監督能力を高めるために莫大なリソースを投資しており、その傾向はグループレベルの監督において特に顕著である。これにより、グループおよびそのグループレベルのERM、資本とガバナンスのフレームワークに対する監視が一層厳しくなるであろう。
- IAISのピア・レビューのスケジュールが明示されているため、多くの監督当局がこれに合わせて大転換を迫られ、結果として改革が加速するとみられる。また、これにより、多くの保険会社が全社的なりスクと資本のフレームワークに費やす資金とリソースを増加させ、取締役会の関与を拡大せざるを得なくなるであろう。
- 保険会社のリスク管理の実務は引き続き重視されるとみられる。特に、保険会社が採用しているガバナンスとリスク文化に関する体制の適切性が中心となるであろう。リスク行動における変化が予想される。
- 監督機関が保険グループのトータル・バランスシートの理解に今後一層力を入れるようになるとすれば、グループに属する子会社や支店は、彼ら固有の業務がグループ内でどのように調整および管理されているかについて、特にリスクと資本の問題に関して、これまで以上に説明を求められることになるであろう。

現在、アジアの規制当局は、世界的な進展を反映させるべく、自国における規制要件の改革に乗り出しています。特に注力している点は、リスクベース資本のフレームワークの構築、保険会社によるリスクの自己評価の重視、ガバナンスにおける取締役会と経営幹部の責任拡大です。

アジア太平洋の 展望



アジア太平洋地域の規制当局の多くは、引き続き監督構造全体を積極的に再構築し、様々な領域における規制のフレームワークの再評価に取り組んでいます。例えば、以下のような進展が見られます。

- 監督レベルの一定強化

- リスクベース監督の増進と、監督機関によるオフサイトおよびオンサイト監督の実施方法の変更
- コンプライアンスやリスク評価における、取締役会および経営幹部のさらなる重視
- グループレベルの監督やシステム問題のさらなる重視
- オフバランス項目および非保険事業のエクスボーダーに対する、より詳細なレビュー
- 保険会社の主要な役割や機能のアウトソーシング方針に対する監視の厳格化
- マクロ健全性の監視強化などを目的とした、保険会社に要求されるデータの増加

こうした変革の推進要因となっているのが数々の地域的・世界的な取組みです。例えば、以下のような取組みが監督活動の形態や手法に多大な影響を及ぼしています。

- ASEANの発展

- 銀行・証券セクターにおける改革から受ける継続的な影響
- 欧州のソルベンシーIIなど、他の保険市場の動向
- IFRS第4号フェーズIIの進展を中心とする会計制度の変更
- IAISの保険基本原則 (ICPs)、ComFrame、システム・リスクに関する取組みなど、最近のIAISによる国際的進展

比較的新しいIAISのICPsおよび基準は、アジア太平洋地域で現在進行中の改革に大きな影響を与え続けています。多くの国／地域でこれらの基準が導入され、以下のような変化がもたらされています。

- 保険負債の経済価値ベースでの評価への移行
- 他の国際的な要件との整合性を向上させるための、ソルベンシー・コントロール水準の引き上げ (欧州のソルベンシー制度と同様の破綻可能性水準に関連付けるなど)
- 統合的リスク管理 (ERM) 基準およびグループのリスク管理要件のさらなる改善
- ストレステストやシナリオテストの導入
- 特に自然異常災害のエクスボーダーに関し、保険会社の再保険契約の適切性に対する規制上および監督上の注目度の増大

- マクロ健全性分析の価値の最大化、および外国の監督当局とのより積極的な協力
- リスクおよび集中状況に関する情報の開示の強化

保険会社への影響

国際的に展開する保険会社の多くが、自国の市場において、上述した多数の基準の影響を受けている状況に鑑みれば、アジア太平洋地域の規制当局が対応を積極化させていることは当然と言えるでしょう。こうした進展がこの地域の保険会社に与える影響は重大であり、とりわけソルベンシーと資本管理の制度、システム・リスクおよび一般的リスクの管理を重視する一層の必要性、保険会社と投資家や規制当局との間のコミュニケーションに対する改善圧力の高まり、保険契約会計に関する進展といった分野が顕著です。

FSBとIAISがマクロ健全性の監視、特にシステム・リスク分析の強化を進める結果、こうした要件がアジア太平洋地域の現地レベルでより広く適用されるようになり、監督当局が保険会社の戦略計画、提供商品、資産戦略、資本要件に関する情報をより多く要求するようになるかもしれません。アジア諸国の規制当局は、IAISが提起している再生・破綻処理計画 (RRP) 要件に強い関心を持っています。再び危機が発生した場合に現地企業の資本・流動性管理にどのような影響が及び得るか、それによって規制上どのような影響が生じ得るかについて、とりわけ資産の処分や現地のソルベンシーを隔離する必要性の面で懸念を抱いています。保険会社がデータ予測能力を高める必要があることは今や明らかです。

グループ

同様に、アジア太平洋地域全体でリスクベース資本 (RBC) 制度が導入・強化されていくば、一部の市場でセクター内の競争力学が変わる可能性があると予想されます。保険会社はこうした競争状況の変化を評価し、それが自社の戦略および事業計画策定プロセスに及ぼし得る影響を確認する必要があるでしょう。これは、特に同一グループ内の事業体間での資本の流用可能性に関する問題であり、M&A行動への意欲や動機に変化を与える可能性があります。結果として統合が進むかもしれません。

グループとしては、他にも考慮すべき事項があります。例えば、アジアの保険会社の多くは旧態依然としたグループ構造を抱えており、今日の規制や税制に対して最適化されていない場合もあります。今後も引き続き、資本、税務、

オペレーションの効率化の観点から、保険会社は既存のグループ構造を再検討する必要があるでしょう。特に、より「スリムな」オペレーションを重視するのであれば、アジア太平洋地域の保険会社の多くは、オペレーションを効率化するための新しい革新的な資本配分方法を模索する必要に迫られるでしょう。

消費者保護

消費者保護問題に関しては、アジア太平洋地域の監督当局は全般に、公正な顧客対応を追求し続けています。監督上のレビューでは、販売慣行や不適正販売のリスク管理がますます重視されています。それゆえ保険会社とその代理店は、ニーズに基づく販売かどうかの評価から内部方針の遵守に至るまで、コンプライアンスを明確に示す証拠を確保する必要があるでしょう。同様に、顧客とのやり取りに関する全社的な内部統制環境や手続、顧客からの苦情の管理などを含む、利益相反や仲介者報酬の管理が、規制当局の関心が高まっている領域です。監督上、今後も特に注目されるのは以下の点です。

- 保険会社が倫理的な販売慣行を実践しているか
- 販売前から販売後に至るまで提供される情報のレベルと透明性の程度
- 顧客のニーズに適さない商品を販売するリスクを低減しているか
- 質の高い助言を提供しているか
- 保険会社が顧客からの苦情や係争に公正な方法で対応しているか
- 顧客から取得した情報の適切なプライバシー保護など、顧客の合理的な期待に応えているか

このようにアジア太平洋地域全体で規制の規模が拡大していることから、特に販売チームおよび顧客管理チームの教育や知識レベルに関して、コンプライアンス機能に対する要求が高まるでしょう。遵守すべき保険引受ガイドラインやチェックリストの数、監査の回数が増加していくことは、コンプライアンスに対するさらなる取組みの必要性を反映していると言えるかもしれません。

オーストラリア



オーストラリアの保険規制環境は進化を続けています。オーストラリア政府は最近、国内のニーズの進化に対応し、経済成長を支えるために最適な金融システムのあり方を探るべく、新たな金融システム調査を実施すると発表しました。特に、効率的かつ競争的で柔軟性のある金融システムを促進するとともに、金融の安定性、健全性、国民の信頼および利用者ニーズへの対応能力を高める狙いです。調査レポートは本年11月に財務大臣に提出される予定です。一方、保険規制当局は引き続き、資本、ガバナンス、リスク管理慣行に重点を置いています。

規制上の資本

2013年1月、オーストラリア健全性規制庁(APRA)は、保険業界を対象にリスクベースの新たな規制上の資本のフレームワーク(通称、生命・損害保険資本(LAGIC))を導入しました。LAGIC改革では、以下の3つの柱からなる監督のフレームワークが採用されています。

- 第1の柱 — 定量的要件
- 第2の柱 — 定性的要件および規制監督
- 第3の柱 — 報告要件

第1の柱の要件の下では、資産リスク、資産集中リスク、保険リスク、保険集中リスク(損害保険会社の場合)、およびオペレーション・リスクについてリスク資本チャージが決定されます。リスク資本チャージは、規制上のバランスシートに対して、リスク間および商品間の分散効果による減少分も考慮に入れた所定のストレスに基づき決定されますが、経営陣の裁量を考慮することもできます。第2の柱では、保険会社の資本ニーズに関する自己評価(通称、自己資本充実度評価プロセス(ICAAP))が含まれており、保険会社自身の資本管理計画が不適切と思われる場合には、規制当局は追加の資本要件を課すことが可能です。

2014年1月1日、損害保険改革の最後の要素、すなわち自然災害に関する横断的要件が施行されました。保険会社は現在、1年間に発生する自然災害から被る複合的な損害の影響について、ストレステストを行うよう要求されています。この要素により、保険集中リスクチャージが完成しました。APRAは最近、損害保険会社が適用する異常災害モデルの適切性にも焦点を当てています。生命保険における主な変更は、リスクマージンを決定するための要件が初めて導入されたこと(以前はリスクマージンを所定の範囲内に維持しなければなりませんでした)、

分散効果を考慮して規定で定められた非常に大きなストレスをある程度軽減することが可能になったことです。

LAGIC改革の範囲は、規制上の資本を技術的に決定することだけにとどまりません。企業のリスクと資本管理プロセスを結合させ、事業上の意思決定に役立てるために、ICAAPが導入されました。保険会社は、ICAAPを強化し、事業に組み込むことに注力しています。

リスク管理とガバナンス

2014年1月、APRAは業界横断的なリスク管理要件の最終版パッケージ(通称、CPS220)を公表し、これは2015年1月1日に発効します。これらの要件は、認可預金受託金融機関、損害・生命保険会社、認可された純粋持株会社、および単一業種のグループに適用されます。その目的は、規制対象となるすべての業界にリスク管理要件を一貫して適用することです。APRAのリスク管理アプローチは、第3線防衛リスクガバナンス・モデルに基づいています。主な要件は以下のとおりです。

- APRAは、リスク管理機能の責任者(CPS220では最高リスク管理責任者(CRO)と称される)の任命を求める場合があります。金融機関は、リスク管理機能の責任者を任命しなければならない(単に担当させるのではなく)が、その人物をCROと称する必要はない。
- CPS220では引き続き、アボインテッド・アクチュアリーがCRO、最高経営責任者(CEO)、最高財務責任者(CFO)、内部監査の責任者を兼任することを認めていない。
- APRAは、CROがCEOに直属していなければならないという要件を維持している。これに関し、APRAの規制対象の金融機関がグループの一部である場合には、グループのCROがグループのCEOに直属していることを条件として、その金融機関のCROはグループのCROに直属してもよいとみられる。
- APRAは、CROがコンプライアンス機能に対しても責任を負う場合があることを明確にしている。
- CPS220では、CRO要件の基礎となる原則およびCPS220の目的を実質的に達成していることが証明できるのであれば、そうした金融機関に対しては、APRAが代替的な取決めを考慮する場合があると規定している。これについては、小規模で複雑性の低い金融機関(オーストラリア支店の事業を含む)への適用を想定していると説明されている。
- APRAはまた、規制対象の金融機関は、リスク管理機能が特定の要件を満たすと証明できる場合に限り、リスク管理機能の一部を外部サービスプロバイダーに委託してもよいと規定している。
- ガバナンスに関する健全性基準、CPS510の変更については、APRAは取締役会をサポートするためのリスク委員会と監査委員会を別個に設置しなければならないという要件を導入した。

健康保険

2013年9月、民間健康管理評議会(PHIAC)は新たな資本充実度およびソルベンシー基準を公表しました。2014年3月31日から同年7月1日にかけて段階的に施行される予定です。PHIACによると、以下を目的に基準が変更されました。

- (a) 健康保険会社の直面する主要なリスクにより効果的に対処する。
- (b) 主要なリスクに対する保険会社の取組みを改善させる。
- (c) PHIACの業界規制を支援するために利用可能な情報の質を高める。

PHIACは、基準の変更により資本要件が引き下がられると予想しています。基準の変更に伴って公表された規制影響報告書では、健康保険業界全体で資本要件が約60%(10億豪ドル)低減できると述べています。

主な販売チャネル

オーストラリアにおける保険販売チャネルは、直販、ブローカー、代理店が中心となっています。市場は、損害保険、生命保険、健康保険に明確に分かれています。すべてのセグメントで活動しているのは、ごく少数の保険会社だけです。保険商品を販売するには通常、豪州金融サービス免許が必要とされます。近年はアグリゲーター(保険比較サイト運営者)が市場に参入し、既存の販売チャネルに対抗しており、この状況は特に健康保険において顕著です。

M&Aおよび海外直接投資

オーストラリアでは、外国資本制限はありません。損害・生命保険セグメントは少数の大手プレイヤーが独占しています。保険仲介業界では現在、M&Aが活発に行われています。さらに、最大手損害保険会社6社の中でさらなる統合がありました。この買収は規制当局の承認を受ける必要があります。

金融セクター評価プログラム(FSAP)

2012年に、IMFはオーストラリアのFSAPを実施し、新たに採択されたICPsの遵守状況を調査しました。評価の結果、リスクベースの監督のフレームワークは包括的で、よく文書化されており、APRAは効果的な監督を行うための十分なリソースと技術的能力を有していることが確認されました。レポートでは、おおむね高い遵守レベルであると評価されている一方、APRAに対し、より積極的に消費者保護や仲介者の監視に取り組むよう奨励しています。

同等性

オーストラリアは、ソルベンシーIIの下での暫定的同等性の認定を申請しています。

中国



中国の保険規制のフレームワークは急速に進展しています。2012年の金融セクター評価プログラム(FSAP)は、進展のあった重要な領域を取り上げています。中国保険監督管理委員会(CIRC)による規制上の焦点は、価格設定、商品、投資などの「フロントエンド」からソルベンシーや準備金積立などの「バックエンド」へと徐々に移行しつつあります。最近の規制上の進展で見られるように、CIRCは特定の状況ではコンサルテーションに基づく変革モデルを好んで採用する傾向が見受けられます。中国共産党中央委員会第3回全体会議で総合的な政府および市場改革計画が発表されたことを受け、CIRCは様々な面で保険規制改革を加速化させました。

ソルベンシー資本

CIRCは中国リスク・オリエンティド・ソルベンシー・システム(C-ROSS)を策定中です。これは3つの柱に基づくリスクおよびソルベンシーのフレームワークですが、第2の柱(定性的指標)の重視や新興保険市場に対する特別な配慮など、中国特有の性質を帯びています。資本に対する影響は現時点では明らかになっていません。しかし、この新たなソルベンシー資本制度は、個々の企業のリスクプロファイルをより反映し、企業の経営陣による統合的リスク管理の強化を促進するものとなるでしょう。CIRCが厳密なコンサルテーション・プロセスに従っていることも注目に値します。このプロセスには、保険会社、コンサルタント会社、学術界が関与する15の調査プロジェクトが含まれます。最終的なコンサルテーション・ペーパーは2014年に公表され、このフレームワークは2015～16年に施行されるとみられます。

健康保険

2012年8月に、CIRCは医療費の支払いによって患者が貧困に陥ることを防ぐため、現在の医療制度を拡大し、重病の治療も対象に含めると発表しました。このプログラムを運営するために認定商業保険会社が選定されます。地方政府との協力により、2013年末までに全国59都市で試験的プログラムが開始されており、2014～15年にはさらに多くのプログラムが開始される見通しです。CIRCは、民間健康保険会社が農村部の医療制度に参入できる方法も模索しています。

主な販売チャネル

中国における保険販売は依然として代理店チャネルが中心となっています。CIRCは、プロの販売員に対してより厳格な資格要件を課しており、保険会社や自動車メーカーにプロの保険代理店を開設する

よう奨励しています。電話やインターネットによる直販チャネルは急成長しています。2013年1月に、CIRCは損害保険の電話販売を規制するためのガイドラインを公表しました。「不適切な行為」に対しては、厳しいペナルティを定めています。CIRCはまた、認可生命保険商品のインターネット販売に関する新たな規定についても協議を行っています。これにより、限られた支店ネットワークしか持たない小規模保険会社の成長が促進されることが期待されます。バンカシュアランスに関しては、CIRCと中国銀行業監督管理委員会(CBRC)が共同で制定した新たな規制により、保障性商品の販売が促進されたほか、猶予期間の延長や、高齢者や低所得者に販売された投資リンク商品に対する開示要件の追加といった消費者保護措置が導入されました。

投資

CIRCは2012年に国内保険会社の海外投資の解禁に続き、投資商品別に詳細に定められていた割当ルールを、投資カテゴリーに対する幅のある集中制限と割合制限に置き換えるなど、他の投資規制改革も進めています。こうした変革は、業界の投資利回りを向上させるとともに、リスク管理慣行の改善も促すと期待されます。

商品の価格設定

2013年8月に、CIRCは新たな生命保険規制を公表し、14年前に制定された2.5%の予定利率上限を廃止しました。この変更は、当初、伝統的な保障性商品にのみ適用されますが、有配当商品、ユニバーサルライフ商品、ユニットリンク商品、年金商品にも徐々に拡大されるとみられます。自動車保険に関しては、CIRCは強制加入の自動車損害賠償責任保険および民間自動車保険の両方について、保険料の段階的自由化を図るためにコンサルテーション・プロセスを続けています。

異常災害保険

地方政府の財政支援、寄付による異常災害基金、民間保険の購入を組み合わせた異常災害保険の試験的プログラムが、CIRCの支援を受けて深圳市および雲南省で開始されました。今後数年間に、他の省でも同様のプログラムが実施され、中央政府がさらなる政策的支援を提供するとみられます。

M&Aおよび海外直接投資

中国における外国資本による保有上限は、生命保険会社については50%、損害保険会社については100%であり、国内保険会社については24.99%、また、認定国内保険会社としての立場を維持するためには外資1社あたりの投資上限は19.99%とされています。自動車損害賠償責任保険への外国保険会社の参入解禁、および任意自動車保険の保険料の一部自由化が、損害保険セクターにおけるM&Aや投資拡大に貢献するとみられます。

同等性

中国は、ソルベンシーIIの下での暫定的同等性の認定を申請しています。

香港



香港の保険規制当局である保険業監理處(OCI)は、後継組織として独立保険局(IIA)の設立を提案しています。IIAは、保険会社と保険仲介者の規制に責任を有し、彼らの財務安定性や販売行為も対象に含まれます。市場を監督・規制するためには、いざれより大きな財政支援が必要になるとみられます。

ソルベンシー資本

香港の現在の資本制度はルールベースであり、資本要件は保険料および保険契約準備金に基づいて単純に計算されます。OCIは現在、リスクベース資本(RBC)のフレームワークを開発中で、コンサルテーション・ペーパーが2014年前半に公表される見通しです。必要資本への影響は不明で、2014年もしくは2015年まで明らかにならない可能性があります。

健康保険

香港政府は2008年、公的医療制度への負担軽減を目的に、健康保険改革を提案しました。医療保障計画(HPS)と呼ばれるこの計画は、現在策定中の段階にあります。医療保険市場への影響はまだわかりませんが、多くの保険会社が同スキームへの支持を表明しています。

主な販売チャネル

香港の保険市場における主な販売チャネルは、保険代理店とブローカーです。バンカシュアランスが勢力を拡大しつつあり、有望な代替販売戦略として存在感を示しています。香港の銀行は、最大4社の保険会社と保険代理店契約を結ぶことが認められています。香港の大半の大手銀行は、すでにバンカシュアランスの提携先を有しています。中国本土の国民に対する販売が急速に拡大しています。

M&Aおよび海外直接投資

現在、香港では外国資本制限がないため、外国保険会社が市場で寡占的に役割を果たしています。激しい競争と今後の市場成長予想を受け、近年、多数のM&Aが行われています。RBCやHPSの進展、さらには香港と中国本土の保険当局間の継続的な協力強化によって、今後のM&Aが促進される可能性があります。

同等性

香港は、ソルベンシーIIの下での暫定的同等性の認定を申請しています。

インド



ユニットリンク保険プラン (ULIP) の変革では、長い準備期間がなくても規制変革が迅速に進み得ることが証明されました（ただし、リンク型および非リンク型商品に関する最近の規制改定では、すべての商品を保険業規制開発委員会 (IRDA) に再申請する必要があり、保険会社に大きな負担となりました）。最近は、透明性確保と顧客保護を目的に、ニーズに基づいた保険販売を促進することに重点が置かれています。FSAPの最近のレポートでは、市場における興味深い考察がいくつか示されています。

ソルベンシー資本

インドは現在、ファクターベースのソルベンシーモデルを利用しておらず、ソルベンシーマージン要件は150%です。IRDAはリスクベース資本 (RBC) アプローチへの転換を決定しており、諸外国の規制を参照しています。2013年2月に、IRDAはRBCのフレームワークに関する公開草案を公表し、保険会社のソルベンシーマージン要件を145%に引き下げるごとを提案しました。この要件は2013／14会計年度から適用される見通しです。

健康保険

2013年2月に、IRDAは急成長する健康保険セクターの様々な問題に対処することを目的に、健康保険規制を公表しました。

この変革では特に、健康保険契約書、事前承認書類、および保険金請求書類における雑型の導入が提案されています。これにより効率性と保険契約者に対する透明性が高まり、このセクターの将来的成長が促進されるとみられます。

主な販売チャネル

保険販売ネットワークは代理店チャネルが中心となっています。私たちは、大手民間保険会社によるインターネット販売の成長を目指しています。政府は保険商品の販売を農村住民にも広げたいと考えていますが、それにはバンカシュアランスが役立つかもしれません。2013年7月に、IRDAは銀行が複数の保険会社のブローカーになることを認める規制を公表しましたが、保険会社を傘下に有する銀行はそれを実行する前にリスク評価を行う可能性があります。こうした変革にもかかわらず、バンカシュアランスの今後に関する規制は依然不透明であり、いまだ協議中の段階です。

M&Aおよび海外直接投資

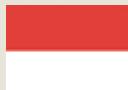
外国資本上限は1つの合弁事業契約に対して26%とされています。海外直接投資の上限を49%まで引

き上げることを認めるとする2008年保険法（改正）法案は、2012年10月に内閣で承認されたものの、政治的困難により進展していません。新規事業の資本負担が相変わらず大きいことや、一般にこのセクターの成長が予想されていることから、M&Aの機会はまだあるとみられていますが、おそらく他の市場に比べて魅力に欠けるでしょう。2013年に、IRDAは生命保険業界におけるM&Aの承認に関する規制を公表し、プロセスを明確化しました。

M&Aおよび海外直接投資

インドネシアの保険会社に対する外国資本上限は80%です。ただし、既存の外国人株主は、RBC要件の引き上げに対応する目的で企業が増資を行う場合、80%の上限を超えて株式を保有することができます。保険業界の競争が激化し、外資系パートナー（の資本や知識の移転）を求める国内保険会社が増える中、この規制が今後どのように変わる可能性があるか、広く議論がなされています。

インドネシア



これまでインドネシア中央銀行 (BI) および資本市場監督庁 (BAPEPAM-LK) が担っていた規制上および監督上の役割と機能のいくつかを、2013年からインドネシア金融庁 (OJK) が引き継ぐことになりました。現在、OJKは、選定した保険監督アプローチの調整や形成を行っている段階です。

ソルベンシー資本

インドネシアは現在、リスクベース資本 (RBC) のフレームワークの強化を進めています。最近の強化策は、リスクベースのソルベンシーマージン計算を定めたもので、2013年1月1日に施行されました。最低資本要件の段階的な引き上げが続いており、2014年末までに完了する予定です。保険会社と再保険会社の最低資本は、それぞれ1,000億インドネシアルピー、および2,000億インドネシアルピーに引き上げられます。

健康保険

インドネシア政府が新たな社会保障制度を2014年1月1日付で施行するとみられています。すべてのインドネシア国民と同様に6ヵ月以上居住している外国人は、この社会保障制度に加入し、毎月の負担金／保険料を支払わなければなりません。この制度が民間健康保険市場にどのような影響をもたらすかは不透明です。

主な販売チャネル

インドネシアにおける保険販売は、伝統的な代理店チャネルが中心となっています。規制当局は2010年に代理店の認可要件を制定しました。これにより、認定代理店のみが保険販売を認められることになったほか、同時に2社の保険会社の代理店となることができなくなりました。バンカシュアランスは大規模かつ成長中の販売チャネルです。また、いくつかの生命保険会社が電話による直販アプローチを採用しています。

日本



金融庁 (JFSA) は、2013年度の監督方針を公表しました。この方針では、保障・補償機能の適切な発揮、リスク管理の高度化の促進、顧客保護と利用者利便の向上の3点が重点分野とされています。

ソルベンシー資本

日本はリスクベース資本 (RBC) のソルベンシー制度を実施しています。現行のソルベンシー規制では、リスクは保険（生保・損保の両方）、金利、市場、信用、オペレーション、異常災害に分類されています。それぞれのリスク量は、リスク・エクスポージャーにリスク係数を乗じて計算されます。詳細な計算手法およびリスク係数表は金融庁によって決められます。金融庁は、リスクの実態を反映するため、2012年以降の市場、保険金請求、その他のデータの最新状況に基づき、このリスク係数表を更新しました。2012年、グループレベルのRBC制度も単体企業の場合と同様に導入されました。

金融庁は、現行のRBCベースのフレームワークの維持と並行して、経済価値ベースのソルベンシー制度の策定にも継続的に取り組んでいます。

健康保険

日本には国民健康保険制度があります。しかし、日本は長寿国家として知られており、一部の専門家はこの制度が財政破綻する可能性を懸念しています。こうした状況において、民間保険会社が販売する医療保険商品、特に終身型の商品が近年、人気を集めています。金融庁は、長期医療保険のリスクやその他要因に関する見積りに不確実性があることから、医療保険に対して年次でストレステストを実施するよう要求しています。

主な販売チャネル

日本の保険販売チャネルは最近、複雑化しています。大手生命保険会社は長年、営業職員チャネルを維持していますが、その他の保険会社は主に代理店やブローカーを活用しています。さらに、バン

カシュアラ NSが販売手段として一般化してきましたが、損害保険会社の伝統的な販売チャネルは、代理店です。インターネットなどによる直販チャネルの利用も最近一般化しつつあります。こうした状況に伴い、金融庁は顧客保護の視点から保険販売に関するルールを改定する予定です。

M&Aおよび海外直接投資

一般に、M&Aには金融庁の承認が必要です。一方、保険会社は金融庁の承認なしに海外直接投資を行うことができ、海外直接投資の金額や株式保有割合に制限はありません。いずれの戦略においても、保険会社はソルベンシー制度を通じて資本充実度を維持する必要があります。日本の人口が将来減少する見通しであるため、日本の保険会社は国外の保険会社への投資機会を模索しているようです。

金融セクター評価プログラム (FSAP)

日本は、2011年版ICPsに基づき評価が行われた最初の国でした。レポートでは、金融庁は保険会社および保険持株会社に適用されるソルベンシー要件を含め、保険規制のフレームワークを強化していくと明記されています。IMFによる提言は、金融庁がこのレポートに基づいて、保険会社の検査評定制度を確立すること、リスク評価の内部レビューのための体系的システムを採用すること、および検査実施の頻度を上げられるようリソースのレベルを一層高めることです。IMFはまた、独立した監視を強化するため、コーポレートガバナンスおよび適格性の要件を改定するよう提言しました。レポートでは、日本の保険持株会社の監督強化、外国の監督当局との一層の協力、市場分析能力の強化のために、いくつかの対策が講じられていると明記されています。一方で、金融庁は引き続き、危機状況を予測し、これに対応する能力を高めるべきであり、そのためにはマクロ健全性分析の価値を最大化するための対策、危機管理計画の策定、並びに外国の監督当局とのより積極的な協力（日本の保険グループに関する監督カレッジの設置を含む）が必要であると提言しています。

同等性

日本は再保険規制に関し、ソルベンシーIIの下での全面的な同等性の認定を申請しています。

マレーシア



マレーシア中央銀行 (BNM) にとっての規制上の優先課題は、引き続き国内でガバナンスおよびリスク管理慣行の基準を引き上げていくことが中心となり

ます。これは同国内外における金融機関の活動規模の拡大と複雑性の増大を踏まえたものです。方策には、国際的な規制基準に合わせて健全性のルールを強化、更新していくことが含まれます。

ソルベンシー資本

マレーシアは2009年1月1日に、現在のリスクベース資本 (RBC) のフレームワークを導入しました。伝統的な保険会社は、自己資本比率 (CAR) を監督上の目標資本水準 (STCL) である130%超に保たなければなりません。2014年からはタカフル（イスラム保険）事業者も、この伝統的な保険会社と同じSTCLの資本要件に従わなければなりません。

主な販売チャネル

マレーシアの保険市場では代理店が主な販売チャネルとなっていますが、バンカシュアラ NSや直販も広まりつつあります。バンカシュアラ NS事業への参入制限が廃止されて以降、近年バンカシュアラ NSの重要性が高まっています。最近施行された金融サービス法(FSA) とイスラム金融サービス法(IFSA) により、いくつかの事業形態が禁止されました。例えば、生損保兼営はもはや認められません。

健康保険

健康保険は、国内保険業界全体で最もシェアが低いセグメントです。保険の市場普及率が低いことは、保険会社にとってチャンスであり、セグメント全体として成長する可能性があることを示唆しています。現時点で、健康保険セグメントに影響を与える重要な規制上の進展は見られません。

M&Aおよび海外直接投資

生命保険業界は依然、外国の保険会社に独占されていますが、損害保険業界は国内保険会社が支配しています。2009年に、外国保険会社の支店に対する外国資本上限が49%から70%に引き上げられました。70%を超える外国資本については、ケースバイケースで判断されます。FSAおよびIFSAによる新たな要件が今後のM&Aに影響を及ぼすかもしれません。例えば、外国保険会社の支店に対する最低純資産要件や、その他の健全性要件が考えられます。

金融セクター評価プログラム (FSAP)

2013年に、IMFはマレーシアの金融セクター評価を実施しました。評価では、監督機関は十分尊重されており、ICPsの遵守レベルは良好であると報告されました。一方で、期待事項を現行のガイドラインに正式に文書化することや、特定の領域におけるアプローチの明確化、透明性の向上、ツールキットの拡充などに關し、不備が指摘されました。また、リスク管理やグループ監督の問題に対処するための法案が審議中であることが確認されました。

ニュージーランド



保険規制の進化

ニュージーランドの保険業界は、主にオーストラリア資本による少数の大手プレイヤーによって独占されています。業界はここ数年、ニュージーランド準備銀行 (RBNZ) の下での新たな規制監督制度の導入、相次ぐ自然災害の脅威、販売チャネルの革新や改良の必要性などを受け、多くの課題に取り組んできました。

2010年以降、保険会社に対するRBNZの健全性規制が段階的に導入され、さらにファイナンシャル・アドバイザー制度の下での開示および適格性要件がこれを補っています。RBNZは、保険に関する監督アプローチを再確認し、リスクベースのアプローチは大手保険会社および破綻リスクが「比較的高い」とみなされる保険会社を対象にする予定であると表明しています（破綻保険会社に対する政府支援はありません）。この制度が初期段階から次第に発展していくに伴い、保険会社はRBNZから、定期的な情報提出やテーマ別レビューを通じ、より多くの財務情報および健全性情報の提示を要求されるようになるかもしれません。オーストラリアや諸外国と同様、保険会社におけるガバナンスとリスク管理がRBNZの主な焦点となるでしょう。

規制上の資本

生命保険、損害保険、キャプティブ保険会社を対象に、リスクベースのソルベンシー基準が設けられており、その中では、RBNZが定めた各事業ラインのソルベンシー要件と計算基準が説明されています。2013年末に、RBNZは財務再保険および保証のソルベンシー上の扱いに関する2件の新たなコンサルテーション・ペーパーを公表しました。

国際会計基準審議会 (IASB) が提案している保険会計基準の改定草案は、保険会社の財務業績およびソルベンシー資本基盤に影響を与えるかねないため、業績予想やソルベンシー計画を立てる上で明確に考慮する必要があります。

健康保険

ニュージーランドには、民営と公営の両方の医療制度があります。地域保健委員会が管理、運営する公立病院では、住民は無料で医療を受けることができます。より適時に手術や治療の資金を提供するために、二次的な民営健康保険制度も運営されています。こうした健康保険組織には、同様の健全性要件およびファイナンシャル・アドバイザー要件が課せられます。

主な販売チャネル

ニュージーランドの保険業界では、保険販売チャネルとの革新が主な焦点となっています。保険は、直販および広域に及ぶブローカー・チャネルを通じて市場に提供されています。最近では保険プランの比較分析ウェブサイトが、保険契約の加入や変更を望む消費者の「最初の訪問先」として広く利用されています。

M&Aおよび海外直接投資

ニュージーランドではオーストラリア資本の保険会社が市場を独占していることから、海外投資活動やM&Aには、RBNZ、商務委員会(Commerce Commission)、土地情報省海外投資局(Overseas Investment Office)の承認が必要となります。近年、ニュージーランドの保険業界では多数のM&Aが行われ、主要プレイヤーの市場シェアが拡大しています。市場の解説者は、保険会社は低い収益性、テクノロジーの進歩、販売チャネルの変化、高齢化に対応しなければならないため、今後もこうした状況が続くと予想しています。

シンガポール



シンガポール金融管理局(MAS)は、アジア太平洋地域における規制変革の先駆者であり、コンサルテーションに基づくアプローチを採用しています。MASは近年、多岐にわたる規制問題に関していくつかのコンサルテーション・ペーパーを公表しています。アジア太平洋地域における他の規制当局の多くは、同地域の先例となり得るシンガポールでの変革に注目しています。

ソルベンシー資本

MASは2012年、リスクベース資本2(RBC2)の提案に関する最初のコンサルテーション・ペーパーを公表しました。これは、現行のRBCのフレームワークにおけるリスク対象範囲の網羅性とリスク感応度の向上を目的としており、ERMおよびORSAの要素も含んでいます。これらの要件は2014年1月1日に施行されました。2014年第1四半期に、MASはRBC2のフレームワークに関する2回目のコンサルテーション・ペーパーを公表し、最初の定量的影響度調査を実施する見通しです。

健康保険

シンガポール政府は、中央積立基金(強制積立保険制度)と関連し、住民の医療費や入院費の支払いのためにMedisaveとMediShieldという2つの医療制度を設けています。シンガポールでは、民間健康保険市場に関する規制変更は見られません。

主な販売チャネル

シンガポールでは依然、代理店とブローカーが保険販売チャネルの中心ですが、バンカシュアランスや直販も代替的な販売手段として利用が増えつつあります。2013年1月1日以降、シンガポールの保険代理店は、顧客相手に事業を始める前に特別な身分証明書を取得しなければならなくなりました。2013年9月30日に、MASはファイナンシャル・アドバイザリー業界レビュー(FAIR)のコンサルテーションに対する意見を公表しました。FAIRの小委員会からの提言には、シンガポールの保険会社、銀行、その他ファイナンシャル・アドバイザリー企業で働く1万4,000人のファイナンシャル・アドバイザーに対する教育要件を引き上げること、認可ファイナンシャル・アドバイザリー企業に対する条件を厳格化すること、基礎的最低資本要件を新たに設定すること、また、例えば消費者が生命保険や重病保険の商品を比較できるオンラインのアグリゲーション(保険比較)サイトを開設するなどして、消費者のコスト低減を図ることなどがありました。

M&Aおよび海外直接投資

現在、シンガポールでは外国資本制限はありません。RBC2の進展により、例えば追加資本の調達が必要になる場合には、M&Aにつながるかもしれません。MASが海外再保険事業に関連する資本チャージを見直す可能性もあり、それが記帳実務の変更や事業再編をもたらすことも考えられます。

金融セクター評価プログラム(FSAP)

2013年に、IMFはシンガポールのFSAPを実施し、ICPsの遵守レベルが非常に高いことと、2004年のFSAP以降、著しい進歩があったことを確認しました。改善が求められた領域は、独立性、資本、統合的リスク管理(ERM)、および保険セクターの新たなリスクを踏まえた危機管理などでした。さらに、一部の保険会社が大規模なクロスボーダー事業を行っていることに鑑み、MASに対し、クロスボーダー事業を手掛ける大手保険会社に危機管理を改善させるよう奨励しました。

同等性

シンガポールは、ソルベンシーIIの下での暫定的同等性の認定を申請しています。

韓国



規制当局はこれまで、保険金不正請求や消費者にとっての商品の適切性に重点を置いてきましたが、最近では、リスク報告、キャッシュフロー/資産負

債モデリングと合わせて、リスクベース資本(RBC)のフレームワークの高度化に力を入れています。

ソルベンシー資本

2011年4月にRBC制度が導入されました。現在のRBC制度では標準的モデルが採用され、これにより保険リスク、市場リスク、金利リスク、信用リスク、オペレーションリスクに対してそれぞれ必要とされる資本を測定します。規制当局は最近、逆ざやの反映、保険リスクに対するリスクチャージの増加を行い、RBC制度を強化しました。その結果、一部の保険会社ではソルベンシー比率が半減しました。

健康保険

保険会社はかねて、保険引受利益が低いことを理由にがん保険商品の販売を控え、主契約の特約としてがん保障を提供するにとどめてきました。しかし最近では、がんによる損失実績を価格設定に反映させたり、保険引受基準を厳しくしたりすることで、新たにがん保険商品を販売し始めています。

主な販売チャネル

韓国の主な販売チャネルは、代理店とブローカーです。近年、バンカシュアランスが増加傾向にあることが注目されます。インターネット販売も普及し始めていますが、市場シェアは伝統的な販売チャネルに比べて大きくありません。

M&Aおよび海外直接投資

保険会社の10%を超える主要株主持分に変更が生じる場合は、金融サービス委員会から事前承認を得なければなりませんが、実際のプロセスは複雑ではありません。上記のようなRBCのフレームワークの変更により、一部の保険会社は、増資を検討したり、M&Aに乗り出す可能性があります。

台湾



台湾の規制当局である金融監督管理委員会は、現在、保険業界における統合的リスク管理(ERM)と内部統制の導入および改善に大きな力を注いでいます。また、同局はリスクとソルベンシーの自己評価(ORSA)の導入にも意欲を持っています。保険会社は今後、ORSAを導入し、資本充実度の維持、経営の質の向上、保険契約者の利益保護を図るよう要求される可能性がありそうです。

ソルベンシー資本

台湾では2001年から、リスクベース資本 (RBC) のフレームワークが導入されています。規制当局は、年次でソルベンシー資本に関する規制の見直しと改正を行い、改善を図っています。現在はIAISのメンバーとして、保険基本原則 (ICPs) の遵守を義務付けられています。そのため規制当局は、内部モデル、ソルベンシーII、保険資本基準 (ICS) など、ソルベンシー規制の国際的な動向に追随する姿勢を見せています。

さらに、IFRS第4号フェーズIIの将来的な導入に対応するため、多くの資本関連規制を徐々に取り入れています。例えば生命保険会社は、保険局の策定した手法と前提に基づいて計算された保険契約準備金の公正価値に関する特別年次報告書を、流動性プレミアムに関する一連の感応度分析とともに提出するよう求められています。この保険局による手法と前提是、現金配当の支払いを制限する点や、保険会社がIFRS開始財政状態計算書で公正価値を投資不動産のみなし原価として使用する場合は、特別準備金としての資産増分を認める点において、IFRS第4号フェーズIIの公開草案に類似しています。

健康保険

少子高齢化の傾向を反映し、政府は保険会社に高齢化社会や長期介護に特化した保険商品を開発するようインセンティブを与えています。例えば、高齢者の経済的保障を確保するための年金、長期介護保険、医療保険などが主な焦点となっています。

主な販売チャネル

近年、バンカシーアランスやブローカー、電話やテレビを通じた販売など、新たな販売チャネルが台頭しています。この状況は伝統的なチャネルである代理店にとって大きな影響があります。さらに、バンカシーアランスによる初年度保険料総額は全チャネル合計の50%超と過半を占め、近年の主要な販売チャネルとなっています。そのため規制当局は、不適正販売による係争の発生を防ぐべく、バンカシーアランス・チャネルに対して厳しいルールを設けました。

M&Aおよび海外直接投資

IFRS第4号フェーズII導入に関するEUでの進展を受け、一部の外国保険会社は、高利率保証契約における保険契約準備金の積立負担を軽減するため、台湾事業を売却し始めています。さらに、規制当局は資本充実度要件を引き上げるとともに、現金配当支払いに厳しい制限を課しています。一部の国内保険会社は、市場シェアの拡大、販売チャネルの構築、スケールメリットの実現のために、M&Aを望むケースもあります。このため、国内保険会社の中ではM&Aが活発化しています。

タイ



近隣諸国と同様、タイの保険規制当局も既存の規制のフレームワークを改善し強化するため、いくつかの取組みを行っています。この中で特に重視されているのは、単に他国の規制制度改革を真似るのではなく、「タイに最適」な制度を構築することのようです。

ソルベンシー資本

保険事業奨励管理委員会 (OIC) は現在、2011年に導入されたリスクベース資本 (RBC) のフレームワークの不備に対応するため制度の改定を進めており、オペレーションナル・リスク、流動性リスク、グループリスクに対し、追加のリスクチャージを導入しています。2011年の洪水はソルベンシーに甚大な影響をもたらしたため、保険会社は、洪水に係る保険金請求および関連する再保険金に関し、保険リスクチャージと信用リスクチャージを免除されました。この免除措置は段階的に廃止されつつあります。

健康保険

タイは自国を近隣諸国における健康ハブと位置付けているため、健康関連商品に大きな注目が集まっています。一部の銀行は保険会社と提携し、銀行の顧客、特に中高所得者層に対する健康保険の販売に力を入れています。

主な販売チャネル

2013年初頭、バンカシーアランスのマーケティングおよび販売行為に関する規制が強化されました。例えば、銀行は保険商品および証券商品を中核的商品と区別して販売しなければならず、保険商品の詳細情報を顧客に開示しなければなりません。これは、業界全体で販売慣行に注目が集まっていることの延長です。最近話題になっている価格規制の撤廃は、主に自動車保険を対象とするものですが、さらに損害保険セクターと生命保険セクターの広い範囲に及ぶ可能性もあります。

M&Aおよび海外直接投資

タイの保険会社に対する外国資本上限は25%です。しかし規制当局は、この上限をケースバイケースで49%まで認め、さらに資金難に直面している企業については49%を超えることも認めています。外国資本制限は他の業界にも適用されているため、変更是困難です。2011年の洪水に関する資本上の免除措置にもかかわらず、資金難に直面した(再)保険会社のM&Aが見られました。

ベトナム



ベトナムの保険規制のフレームワークは、引き続き国際的な慣行に近づいています。

ソルベンシー資本

ベトナムの現在の資本制度はルールベースで、事業種類 (生命保険、損害保険、健康保険、再保険) ごとの最低資本要件、およびソルベンシーマージンの最低水準が設定されています。ソルベンシーマージンは、会計上の資産価値を流動性に応じた一定の割引率で割り引いた資産総額と負債総額の差額です。ソルベンシーマージンの最低水準は、保険料 (損害保険) または保険契約準備金と、リスクを伴う保険金額に基づいて計算されます。ソルベンシー資本を定めた規制は2012年7月に公布されたため、当面の間変更されることはないと思われます。

健康保険

2011年後半に、政府は健康保険専門会社を最低法定資本金3,000億ベトナムドンで設立することを認める法令を発布しました。

主な販売チャネル

ベトナムの保険市場における主な販売チャネルは代理店です。バンカシーアランスと直販も代替的な販売手段として利用が増えつつあります。2013年12月に、財政省 (MOF) はバンカシーアランス事業を規制する通達の公開草案を公表しました。この中で、バンカシーアランス事業はベトナム国家銀行 (銀行が対象) およびMOF (保険会社が対象) によって規制されるとしています。この通達は2014年に正式に公布されると思われます。

M&Aおよび海外直接投資

現在、上場保険会社に対する外国資本上限は49%とされています (上場企業に対する一般的なルール)。一方、非上場保険会社に対する制限はありません。ただし、保険会社の資本の10%超が移転される場合は、事前にMOFの承認が必要となります。

消費者保護の拡大

保険監督機関は長い間ソルベンシーに注力し、その傾向は世界金融危機以降、特に顕著になりました。しかし現在、政策立案者は市場行為の問題を重要視し始めており、消費者保護に関する基準やベスト・プラクティスを策定するための新たな体制が整えられつつあります。本章では、行為指針の変化に関する国際監督機関の最新動向に加え、こうした変化が保険会社に及ぼすであろう影響について説明します。

G20首脳は2010年、金融安定理事会 (FSB) に対し、経済協力開発機構 (OECD) や他の国際組織と協力し、金融消費者の保護を推進するための選択肢を検討するよう要請しました。こうした動きを補完する国際的な取組みもあります。例えば、OECD金融消費者保護作業部会が設置されたほか、世界銀行の消費者保護と金融リテラシーに関するグローバル・プログラム (World Bank's Global Program on Consumer Protection and Financial Literacy) が拡大され、金融消費者保護プログラムの実施やグッド・プラクティスの策定も担うことになりました。また、金融消費者保護国際組織 (FinCoNet) の権限も改定されました。

さらに、FSBは国際規制当局に対し、世界的な金融消費者の保護に関する取組みを主導し、国際的・国内的取組みを支援するよう要請しました。具体的には、ベスト・プラクティスを策定すること、および消費者保護のフレームワークにおける欠陥や弱点を特定するために必要な監督ツールを消費者保護を所管する監督当局に具備することを求めています。こうした変革の結果、IAISやその他の規制機関で具体的な政策提言が策定されました。

IAISは現在、市場行為の監督に関する資料や付属資料の開発・強化、(IAISの) 金融犯罪作業部会 (Financial Crime Working Group) の監督、保険会社・仲介業者の市場行為や金融消費者の保護に携わる他の国際機関との協調に努めています。IAISは2011年、市場行為の領域における最初の具体的基準として、行為規制に関するICP19を採択しました。このICPは主に、利益相反、情報開示、プライバシー保護、苦情処理、紛争解決に焦点を当てていますが、「公正な顧客対応」についても規定しています。

IMFの金融セクター評価プログラム (FSAP) も最優先課題として、ICP19の評価、および強固な市場行為の監督プログラムの策定の必要性を強調しています。その成果として注目されるのは、市場行為の領域における監督機関の権限拡大、企業の実務に対するオンサイト検査の実施、市場行為の監視を担当する専任スタッフの採用が重視され、必要とされるようになつたことです。



パッケージ型個人向け投資商品 (PRIPs)

PRIPs規制草案の目的は、個人向け投資商品に関する情報について、比較可能性、理解可能性、提示方法の改善を図ることです。PRIPsの対象範囲は以下の通りです。

- 投資商品：払い戻される金額が参考価格や資産運用実績の変動リスクに晒されるすべての投資
- パッケージ型：資産の「まとめ」、またはその他の仕組み（資産プール、デリバティブ商品など）。すなわち、直接保有ではない投資。

目的は基本的に以下の2点です。

- 個人投資家が、個人向け投資商品の主な特性とリスクを理解し、異なる商品の特性を比較することを可能にする。
- すべての投資商品（すなわち、銀行商品、保険商品、ファンド商品）に関する商品情報の開示ルールを統一し、公平な競争条件を確保する。

主な要件は、投資商品の開発業者に標準的な重要事項説明書 (Key Information Document : KID) の作成を求める商品情報開示制度を導入することです。KIDは、商品を販売する前に個人投資家に提供されなければなりません。

主な要素

- こうした投資商品のすべての開発業者（投資ファンドマネジャー、保険会社、銀行など）は、個人投資家に提供される投資商品の各々について、KIDを作成する必要がある。
- 各KIDは、構成や内容に関して同一の基準に従わなければならず、個人消費者に商品の主な特性、リスクおよびコストに関する情報を提供するものとし、単独の書類として考慮されなければならない。
- 投資商品の販売業者も影響を受ける。規制草案では、投資商品を販売するすべての者は、投資決定前に十分な余裕を持って、個人投資家にKIDを提供する義務があると定められている。
- 目論見書指令またはソルベンシーII指令に定められた情報開示要件も併存する。したがって、これら指令の対象範囲に該当する商品は、同指令とPRIPsの両方を遵守しなければならない。

個人投資家に販売される様々な投資商品がPRIPsに該当します。以下に例を挙げます。

- 形式を問わず、すべての仕組み商品（保険契約、ファンド、証券、または銀行商品としてパッケージされたものなど）
- あらゆる種類の投資ファンド。クローズドエンド型、オープンエンド型を問わず、UCITS（譲渡可能証券への集合投資事業）を含む
- 元本保証を伴う商品、および元本に加えて一定割合のリターンも保証されている商品
- 保険会社自身の投資リターンあるいは収益性によって、解約返戻金が間接的に決定される保険商品
- デリバティブ商品
- 上記の商品が個人年金商品として使用された場合

ただし、以下の商品はPRIPsに該当しません。

- 株式や債券の直接保有
- 預金（金利によってリターンが決まるもの）
- 単純な保険商品（投資的要素を伴わないもの）
- 職域年金制度
- 法律で義務付けられている、あるいは従業員側に販売業者を選択する余地のない年金商品

提案ではさらに、苦情処理、救済、協力の他、行政処分、行政措置に関する規則も導入されます。

IAISは現在、行為規制の監督アプローチに関する適用文書 (Application Paper on Approaches to Conduct of Business Supervision) を策定中で、2014年にこれを採択するとみられています。IAISは、メンバー（監督当局）から意見を募るため、行為規制監督アプローチに関する調査を実施しました。適用文書では、商品の販促活動、広告、商品設計などにおけるモニタリング、検査、是正措置についても詳しく説明されるでしょう。行為規制監督の主な目的の1つは、消費者と金融機関の間に生じる情報量と交渉力の格差を原因とする不正行為から消費者を保護することです。IAISは、顧客の金融リテラシー水準が低い国／地域、およびそうした状況を想定したビジネスモデルでは、こうした不正行為のリスクが増大しやすいと考えています。

米国には保険料率や様式に関する規制を含め、長年培った市場行為プロセスが存在しますが、内容は州によって異なります。したがって米国も、統一性の推進が必要な点で例外ではありません。最近公表された連邦保険局 (FIO) の「近代化レポート」(第3章参照) では、1セクションを割いて、市場の監視、消費者保護、保険の入手可能性について論じています。その提言では、市場行為の検査における全国的な一貫性の推進と、市場行為の検査官の基準の設定を求めていました。

FIOはまた、商品の承認プロセスの統一化を訴えるとともに、すべての州に対し、全米保険監督官協会 (NAIC) の年金取引における適合性模範規制 (Suitability in Annuities Transactions Model Regulation) を採択するよう要求しています。この模範規制は販売人に対し、年金商品の購入推奨が適切であることを示す根拠を求めるものです。しかしIAISは今のところ、商品設計に対し、推奨される規制措置を課すことは控えています。最近の付則の改定で消費者団体の正式な役割が規定されたことを受け、IAIS内で消費者代表の存在感が高まる中、こうした問題への対応を求める声が強まるかもしれません。

EIOPAも消費者問題を最優先課題の1つと見なし、欧州全域で実務の統一を推進したいと考えています。EIOPAは、消費者保護と金融改革の領域における自らの使命を幅広く捉えており、その役割には、トレンド分析、情報開示規則の策定、市場の安全と安定を推進するためのガイドラインの採択などが含まれます。EIOPAは2013年、保険仲介業者による苦情処理に関するガイドライン（Guidelines for Complaint Handling by Insurance Intermediaries）を公表しました。これに先立ち、2012年には保険会社を対象に同様のガイドラインを公表しています。

商品のレビューと統制

保険会社の販売および保険金支払に関する慣行は、市場行為で最も考慮される事項です。最近の規制上の議論では、商品の適切性、商品の一括販売、商品設計、販促用資料に焦点が当てられています。先頃、欧州議会で承認された欧州保険仲介業務指令2 (IMD2) の改定では、異なる商品を一括して販売することを禁止し、パッケージの各要素を別々に販売するよう求めています。

EIOPAは2014年、消費者問題の軸足を商品の適切性へと移していくでしょう。EIOPAは生命保険の商品構造および革新的な金融商品の分析を行うことを計画しています。また、パッケージ型個人向け投資商品 (PRIPs) に関して、他の規制当局と共に情報開示要件に着手します。最近修正された規制提案¹⁴では、新規制の対象となるPRIPsには、個人投資家向け商品のすべてが該当しますが、解約返戻金を支払わない保険商品および証券、並びに公式に認められた社会保障制度は除外されます。また、公式に認められた職域年金制度、および国内法により雇用者の資金負担が義務付けられ、従業員側に販売業者を選択する余地のない個人年金商品も、対象から外れるとみられます。こうした修正提案が進展すれば、EIOPAにとって消費者向け商品の領域におけるもっとも大きな成果となるでしょう。

KPMGの見解

システム・リスクを考慮し、再生・破綻処理要件が新設されたことで、保険契約者保護制度、および現行の規制構造の適切性について新たな側面から検討する必要が生じています。例えば欧州では、保険契約者保護制度は依然として各国レベルで運営されています。ソルベンシーIIは汎ヨーロッパにおける健全性のフレームワークであることから、保険会社が28カ国の国境を越えて活動することが容易となります。しかし、欧州の大半の保険グループはいまだに単体法人の集合体という構造を取っており、個々の子会社が単体で資本と資金調達を確保する必要があります。そのため当然ながら、各監督機関は保険契約者保護の観点から、必ず各法人のソルベンシーを維持したいと考えます。危機が発生した場合、直接関係する各監督機関にとっては、各保険会社を保護することが最優先の責務となります。保険グループのクロスボーダー事業においては、こうした一方的な措置を取られる可能性があることで、リスク、資本、流動性の管理に大きな不確実性をもたらします。

欧州全域で統一された保険契約者保護を目的とした補償制度があれば、こうした懸念をある程度軽減できるでしょう。もし欧州の大手保険グループが破綻した場合、その破綻処理は各監督機関間の国境を越えた協力と実行に大いに依存することになるため、こうした制度のメリットは非常に大きいと思われます。こうした破綻処理を考える上で中心となるのが消費者保護です。この点で、欧州保険グループの監督にEIOPAが関与し、適宜各地の規制当局の力を借りながら、グループレベルの健全性と行為に関する監督を推進することは、十分妥当と言えるでしょう。

仲介業者規制の最近の変更は、商品の不適正販売にも及んでいます。欧州では、保険仲介業務指令および金融商品市場指令の改定により、保険ブローカーは商品を一括販売するだけでなく、個別にも販売しなければならなくなりそうです。販売員は、保険会社との関係など、利益相反の可能性について情報を開示するよう要求されるでしょう。一方で、稼いだ販売手数料の情報開示をブローカーに求めるかどうかは、EU各加盟国の判断に委ねられるでしょう。

欧州では、保険仲介業務指令および金融商品市場指令の改定により、保険ブローカーは商品を一括販売するだけでなく、個別にも販売しなければならなくなりそうです。

マネーロンダリング防止

IAISの基本原則のうち、最も採用率の高いものの1つがマネーロンダリングに関するICP22です（第4章参照）。IAISは2013年、マネーロンダリングやテロ資金供与が保険セクターで生じ得る背景、およびそのリスクを軽減するための管理体制について解説した適用文書を採択しました。そこでは、保険会社と仲介業者を対象に、具体的な情報が示されています。

保険契約者保護制度

IAISは2013年、保険契約者保護制度に関する論点書を採択しました。¹⁵ 論点書では、保護制度の役割を金融セーフティネットの一環として捉え、その組織、運営、機能に関する様々な問題を論じています。また論点書では、監督当局が、自国／地域の保険会社と保険契約者に適用される保護制度の内容を理解する必要があると指摘しています。

欧州では、保障制度に関する欧州指令の策定はほとんど進展しておらず、次の欧州委員会に委ねられることになるでしょう。この話題に関する白書が2010年に公表されましたが、より調和の取れた保障制度を欧州に創設するという提案を具体化する動きはありません。

プライバシー保護、および価格設定におけるデータ使用

保険会社は、データの取扱いと保護、および価格設定や保険引受におけるデータ使用について、改善を求めています。欧州では、新たなプライバシー指令¹⁶が審理中ですが、採択されれば保険会社に大きな影響を与えるでしょう。

議論で残された主な論点は、婚姻状況と性別に関する情報の扱いです。欧州では最近、性別情報を保険料の決定に使用することを制限する判決¹⁷が下されました。一方、米国では最近のFIOレポートで、保険引受や保険料の決定に婚姻情報を使用することを見直すよう各州に求めるとともに、各州が個人向け保険の価格設定における適切なデータ使用に関する基準を策定するよう提案しています。FIOは、価格や補償範囲の設定に個人データが使用されている実態に関するレポートを間もなく公表する予定です。

保険会社は、顧客を公正に扱うべく、適切なデータを収集し、有意義な分析を行っていることを証明する必要があります。取締役会は、顧客情報に関する有用なマネジメント・インフォメーションと、決定事項を受け取らなければなりません。

14 欧州議会の声明、2013年11月20日：欧州議会は、投資商品にかかる重要事項説明書に関する欧州議会および欧州理事会の規制提案の修正を採択した。

15 保険契約者保護制度に関するIAISの論点書、2013年10月、<http://www.iaisweb.org/Supervisory-Material/Issues-papers-48>

16 一般データ保護規制2012/011(COD)によるフレームワーク指令95/46/ECの修正

17 欧州司法裁判所の判決、2011年3月1日

保険会社は、顧客ニーズに合わない不適切な販売が生じるリスクを低減するため、報酬方針と販売員の管理体制を見直す必要があります。

保険会社への影響

項目	監督上の焦点	事業への影響
アドオン（他の商品や製品と一緒に販売される保険商品）	市場行為規制当局は、アドオン商品に関して、特にオプトアウト方式で販売される場合の適切性について懸念を強めている。保険会社は、アドオン商品が顧客にとってふさわしく、本当にそのニーズに応じたものであるかどうか検討する必要がある。	アドオン商品は近年、収益の大きな割合を占めるようになった。保険会社は自社の商品、販売慣行、統制、商品情報開示を見直す必要がある。
ビジネスモデル	競争圧力や収益追求姿勢が、顧客に不利な影響を及ぼす可能性がある。多くの監督当局は、収益性の重視と顧客利益とのバランスに关心を持っている。	保険会社は、顧客をビジネスモデルの中心に据えていることを証明する必要がある。効率化や業務コスト削減のための技術進歩と同様に、顧客の期待やサービス提供を考慮するべきである。
利益相反	現在、多くの規制当局は、保険会社とブローカーの間に何らかの報酬取決めが存在することを考慮し、ブローカーが確實に顧客の最大利益のため行動するよう、販売市場の利益相反に関するレビューを行っている。	ブローカーは報酬取決めを見直し、利益相反がないこと、あるいは適切に管理されていることを確認しなければならない。保険会社は、非標準的な取決めの適切性を検討するべきである。
苦情管理	監督当局は、保険会社の苦情処理プロセスについても、レビューの実施を増やしている。	保険会社は苦情処理に有能な人材を十分に割り当て、公正な顧客利益を図る必要がある。苦情は上級経営陣の目にも触れるようにし、効果的かつ根本的な原因分析を行うべきである。
行為規制に関するマネジメント・インフォメーション (MI)	保険会社は上級経営陣に対し、十分に詳細かつ精緻な質の高いデータを提供する必要がある。また、保険会社は、効果的な意思決定を促進する有意義なマネジメント・インフォメーションを作成するために、入手可能なデータを使用していない可能性がある。	保険会社は、顧客を公正に扱うべく、適切なデータを収集し、有意義な分析を行っていることを証明する必要がある。取締役会は、顧客情報に関する有用なマネジメント・インフォメーションと、決定事項を受け取らなければならない。
商品設計とガバナンス	多くの監督当局は、商品設計をオンライン検査の主要なレビュー領域の1つと見なしている。商品が純粋な顧客ニーズではなく、収益可能性に基づいて設計されていないかが問題である。	保険会社は、顧客調査や市場調査を通じて自社商品の価値を実証するとともに、価格設定や手数料の透明性を証明する必要がある。
販売インセンティブ	販売のプロセスおよびフレームワーク（インセンティブを含む）が、顧客に不利益をもたらす販売手法を助長している可能性がある。	保険会社は、顧客ニーズに合わない不適切な販売が生じるリスクを低減するため、報酬方針と販売員の管理体制を見直す必要がある。
契約更新時の価格設定	長年、他社の商品に乗り換えることなく、契約を更新し続けている顧客に対し、公正な価格で対応しているか。特に、比較ウェブサイトを利用する可能性が低い顧客は、新規顧客より高い保険料を払っている可能性がある。	保険会社は、他社に乗り換えることのない、潜在的に弱い立場にある顧客グループから搾取してはいないことを証明する必要がある。
文化／信用	規制当局は、保険会社の統制機能だけでなく、文化にも注目するようになっている。多くの保険会社はこうした変化や、「文化」という実態のない対象に苦慮している。	監督当局は、上級経営陣が顧客情報の重要性を真に理解しており、そのことが、例えばリーダー層の態度や取締役会のマネジメント・インフォメーションに反映されていることの確認を求めるだろう。

出典：KPMGインターナショナル、2014年3月

欧州・中東・ アフリカ (EMA) の展望

先が見えてきたソルベンシーⅡ

ソルベンシーⅡと言えば、その利点にもかかわらず、「延期」「コスト」といった言葉が真っ先に思い浮かびます。確かにそのプロセスは、すべての当事者にとって時に痛みを伴うものでしたが、その成果は、リスクと資本の管理の強化を通じて保険契約者保護を改善するという欧州の目標を実現するものとなるはずです。

導入まであと2年を残していますが、2013年はソルベンシーⅡにとって非常に重要な年となりました。ここ数年の延期の主な原因となっていた長期保証契約の問題がようやく三者会議で解決に至り、導入日を2016年1月1日とすることが明確化されました。

業界関係者にとっては、近年欠如していた導入に向けたコミットメントが改めて示された形です。こうした変化が起きた最大の要因の1つは、EIOPAの予備的ガイドラインです。これらのガイドラインは感情面に働きかけるもので、ソルベンシーⅡは汎ヨーロッパの取組みであり、公平な条件の下での競争を可能にするには欧州全域で一貫して適用することが不可欠であるということを再認識させました。



保

險会社は今、導入までの2年間に自分が達成すべきことを非常に明確に描けるようになりました。同様に重要な点は、この期間中に企業と監督機関との間で対話が交わされることです。ガイドラインでは、監督機関が気付き事項をフィードバックしなければならないと強調されています。

このフェーズは企業にとって、法令不遵守による規制措置を受ける恐れのない安全な環境下で、規則の不明確な点についての適用上の解釈や、別の適用上の選択肢の余地について、感覚的に確認する機会となります。ここで鍵となるのは比例原則 (proportionality principle) の適用です。これは、ソルベンシーⅡに織り込まれているとされる概念ですが、詳細な要件においては理解しにくいこともあります。

ソルベンシーⅡが何年も前に当初の計画通りに導入されていたとすれば、たとえ移行措置を講じたとしても、このような機会が生まれることはなかったでしょう。

この点で最も顕著なのがリスクとソルベンシーの自己評価 (ORSA) プロセスです。特に「自己」という言葉がポイントです。内部モデルの承認を求める企業は、事前申請プロセスを通じて自らの考え方を規制当局に提示し、検証してもらう機会がありました。しかし、標準モデルを使用する企業のほとんどは、こうした機会がほとんどありませんでした。自己のリスクに関する将来を見据えた評価 (Forward Looking Assessment of Own Risks : FLAOR) に関するレポートを準備期間中に2度提出しなければならないという要件は、特にこうした企業にとって、監督機関からフィードバックを受ける絶好的の機会となるでしょう。

今後の課題

しかし、ガイドラインには課題もあります。

第1に、欧州全域で一貫して適用されない可能性があります。各国の所轄官庁 (NCA) は、個々のガイドラインをどの程度遵守するかを決定しなければならず、遵守しない場合はその理由を説明しなければなりません。「遵守に最善を尽くす」¹⁸ ことが求められてはいるものの、一部のNCAはそのための法的フレームワークを持っていなかったり、一部の要素について導入が過度に負担であると判断するかもしれません。とはいえた当初の見通しとしては、大半のNCAが少なくともガイドラインの大部分を採用することになりそうです。

ただし、ガイドラインに従ったとしても、NCAによってその解釈が異なる可能性もあります。この問題は翻訳プロセスによってさらに悪化しかねません。また、NCAの期待水準を満たせない企業に対する監督上の対応に、ばらつきが生じることも考えられます。

最大の課題の1つはグループへの適用であり、特にグループ報告に関するものとなるでしょう。重要性の判断基準が、単体レベルの場合は現地市場における重要性、グループレベルの場合は会計上の総資産となるため、下記のようなずれが生じます。

- 単体レベルでは現地市場が重視されるため、グループ内で重要性の低い企業が「重要性の高い企業」に指定される一方、グループ内では重要性の高い企業が指定されないということが起こり得る。
- グループとして「重要性が高い」と指定されても、そこに属する単体の企業は1つも指定されないことがあり得る。例えば、欧州経済領域 (EEA) 外の企業がグループ全体に占める重要性が大きい場合など。

こうした状況にあるグループは、グループ内の重要性が低いとされる部分から、必要な情報を入手するための最善の方法を決定する必要があるでしょう。現地レベルでグループ報告に含めなければならないEEA外企業については配慮がなされますが、これはEEA内で重要性が低い企業には適用されません。

単体とグループの両方について、現行報告と予備的報告を並行して作成しなければなりません。この課題に対しては、どちらも期限内に報告できるよう、システムとリソースの両面から慎重に取り組む必要があります。

また、世界的に活動するグループ企業は準備フェーズでは除外されているため、グループの監督機関がこうしたグループに対して用いるアプローチをどのように決めるかはまだ定かではないことも注目に値します。

もたらされる恩恵

課題があるとはいえ、安全なフィールドテストの恩恵を過小評価することはできません。ソルベンシーⅡは業界にとって非常に重大な変革であり、特に、現在リスクベースの規制フレームワークを持たない一部の欧州大陸諸国にとってはなおさらです。それゆえ、規制当局と交流し、アプローチについて合意できることは極めて有益です。

準備フェーズは進展を遅らせるどころか、ソルベンシーⅡの遵守に向けた機運を高め、困難な領域や課題に対応する時間的余裕をもたらすでしょう。規制当局と保険会社がこれを有効に活用すれば、適用初日から問題なく遵守が達成され、後に規制上の措置を講じる必要もなくなるはずです。

ソルベンシーⅡは業界にとって非常に重大な変革であり、特に、現在リスクベースの規制フレームワークを持たない一部の欧州大陸諸国にとってはなおさらです。それゆえ、規制当局と交流し、アプローチについて合意できることは極めて有益です。

18 EIOPA規制第16条 (3) 項

詳細：ソルベンシーIIの最新動向

オムニバス2

三者会議が合意に至り、欧州議会でオムニバス2が採択されたことは、ソルベンシーIIにとって大きな前進でした。委任法令と導入措置の最終化に向けたスケジュールは依然厳しいものの、今やすべての関係者が2016年1月1日の導入に向けて非常に強い意志を持っています。

予備的ガイドライン

EIOPAは、企業と監督機関の双方がソルベンシーIIの2016年からの遵守に向けて前進を続けられるよう（場合によっては加速できるよう）、第2の柱（内部ガバナンス、リスク管理、自己のリスクに関する将来を見据えた評価（FLAOR））、第3の柱（規制当局への報告）、および内部モデルの事前承認プロセスの主要要素を網羅したガイドラインを公表しました。これらのガイドラインは2014年1月1日からソルベンシーIIの導入日まで適用されます。当初の見通しとしては、大半の国が少なくともガイドラインの大部分を採用するとみられます。

企業への影響

こうした動向を踏まえ、保険会社は自社の導入計画を見直し、ガイドラインが現在および2016年以降の事業に与える影響を検討すべきでしょう。導入に向けて戦略的なアプローチを採用することが重要です。単に遵守を目的としたアプローチではなく、今後2年間で対応すべき事業上の必須課題を特定できるアプローチでなければなりません。

この準備期間中に留意すべき点が2つあります。

- ガイドラインの目的は、企業と規制当局の双方がソルベンシーIIの導入日までに準備を整えられるかどうかを評価することであり、ソルベンシーIIの一部の遵守を加速させることではない。
- 企業は、期待される成果を重視しつつ、自社の特性、規模、複雑性に合った方法でガイドラインを適用すべきである。この点で、比較的大規模な「重要性の高い企業」にはより多くの要件が課されることになるが、だからといって比較的小規模な企業は今後そうした領域に対応するための方法を検討しなくてよいというわけではない。

第1の柱

第1の柱の主な検討事項、および予想される保険会社への影響は以下のとおりです。

- すべてのモデルが確立され、第1の柱の技術的準備金（契約の境界、割引率カーブ、マッチング調整、リスクマージンなど）を算出できることを確認する。

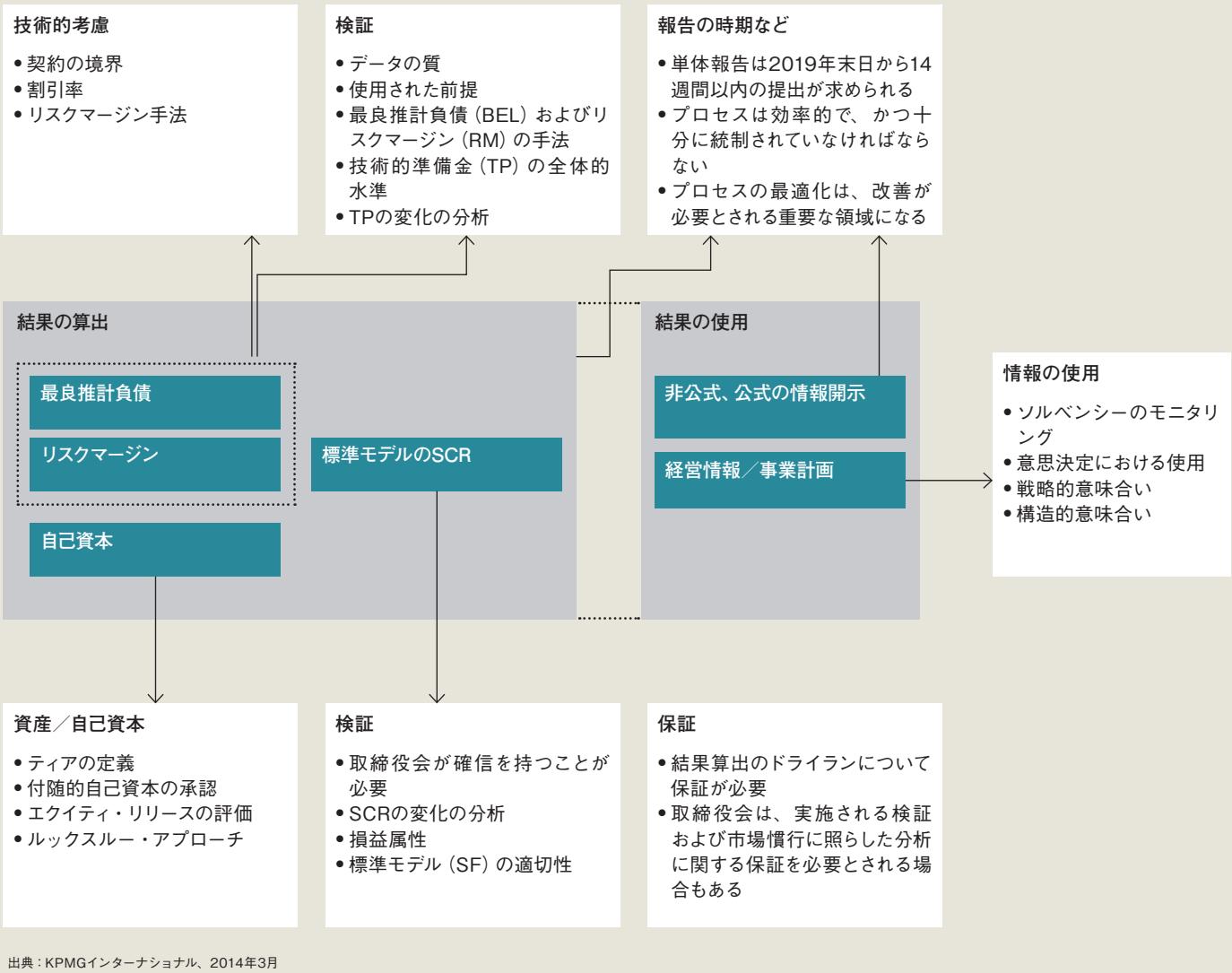
- どのマッチング調整／ボラティリティ調整をどの商品に対して適用するべきか、また経過措置を適用するべきかを理解する。これらの適用に伴う影響や評判の問題を検討することも含む。
- マッチング調整の要件を満たさない資産について何ができるかを理解する。例えば特別目的事業体（SPV）などをを利用して再編成できるかどうか判断する。
- 技術的準備金および標準モデル計算に関するガバナンスプロセス／統制環境が、情報開示の面から十分に適切であることを確認する。
- 技術的準備金および標準モデル計算を独立して検証できる方法を決定する。

- 企業のリスクプロファイルに対する標準モデルの適切性を理解し、完全に正当化できるようする。
- 取締役会が結果の算出および正確性に関し、適切な保証を行うことを確認する。

技術的準備金および標準モデルの概要を次ページに示します。

時期	活動	業界への影響
2014年8月	ソルベンシーIIレベル2文書草案が欧州議会に送られ、レビューを受ける。	レベル2文書には、規則の適用に関する詳細を示す委任法令の草案が含まれている。保険会社はこれらを自社の導入計画に組み込む必要がある。
2014年11月 または12月	議会がレベル2文書のレビューを完了する。	最終的なレベル2文書が採択、公表される。（注：欧州理事会または議会が異議を唱えた場合、レベル2文書の承認期間は6ヶ月に及ぶ可能性があり、その場合、公表が2015年2月または3月になる可能性がある）
レベル2文書の承認後（承認のタイミング次第）だが、2015年前半までとみられる	EEA以外の国／地域のリスクベース資本制度に関する同等性／暫定的同等性を決定する。	EEA以外で保険事業を手掛ける保険グループは、営業している国／地域が同等性／暫定的同等性を認められなかった場合、グループ構造にどのような影響があるかを検討する必要がある。
2014年第4四半期	導入に向けた技術的基準（implementing technical standards: ITS）の草案に関するコンサルテーションが始まる（レベル3）。	保険会社は、ITSがソルベンシーII指令の解釈および事業への適用にどのような影響を与えるかを検討する必要がある。ITSは拘束力のある要件であるため、保険会社の計画に組み込まれなければならない。
2015年3月31日	メンバー国がソルベンシーIIを国内法化する期限。	各国の監督機関は、監督承認を要する事項（内部モデル、企業固有のパラメータ、付随的自己資本、代替的なグループソルベンシー計算方法の使用など）の検討を導入日前に開始できる権限を与えられる。保険会社は、これらのうち自社に関係のありそうな事項を選定し、いつ申請書を提出したいかを決定する必要がある。
2015年第2四半期	最初の導入技術的基準が欧州委員会で承認されるとみられる。	最初の導入技術的基準が欧州委員会で承認されるとみられる。
2016年1月1日	ソルベンシーIIの導入日。	保険会社はすべての指令要件を満たすことが期待される。移行措置の適用対象となる。違反した場合は強制措置が取られる恐れがある。

第1の柱 一 技術的準備金および標準モデルの概要



導入に向けて戦略的なアプローチを採用することが重要です。単に遵守を目的としたアプローチではなく、今後2年間で対応すべき事業上の必須課題を特定できるアプローチでなければなりません。

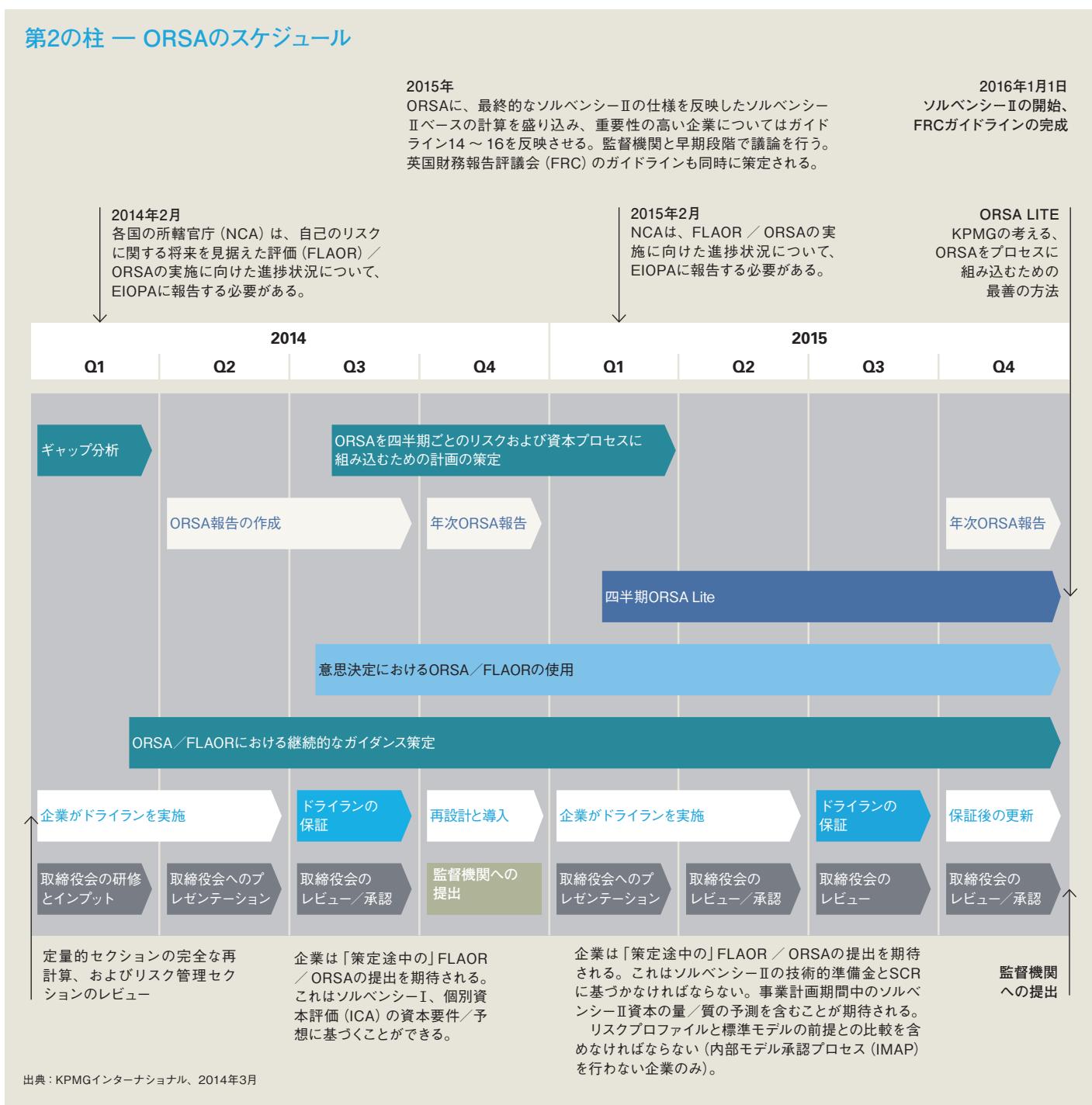
第2の柱

ソルベンシーIIでは第1の柱だけでなく、第2の柱の要件についても保険会社に多大な努力が求められるでしょう。その主な検討事項、および予想される保険会社への影響は以下のとおりです。

- 事業上のメリットを最大化するために自社の ORSA / FLAORプロセスをどのように確立するべきかを早期に理解し、監督機関との交流を図る。

- ORSA / FLAORのアウトプットを意思決定に使用していることを十分に説明できることが不可欠である。
- ORSA / FLAORプロセスが要件や規制当局の期待を満たし、最新の変更や進展に適切に対応していることについて、十分な保証を確保することが重要である。
- 子会社のORSA / FLAOR要件をグループレベルの視点に適切に組み込むことができなければならぬ。
- 自社の将来的リスクや資本プロファイルを予測し、現在問題となっているか、または今後困難を招く可能性のある領域（データ分析の改善や拡大の必要性など）を把握する能力を備えていることを、監督機関から期待されるだろう。
- ORSA / FLAORのアウトプットが自社の戦略やリスク選好にもたらす意味合いを完全に理解できなければならない。

第2の柱 — ORSAのスケジュール



第3の柱

多くの企業が第3の柱の報告を後回しにしてきたことから、ソルベンシーIIの進展においてこの点が改めて強調されています。第3の柱の報告に適用される基準を右表に示します。

この準備期間中、グループの適用はEEAのグループ／サブグループのみに限定され、世界的に活動するグループは現時点では対象外となっていることに注意が必要です。こうしたグループは、暫定的・一時的（および完全な）同等性に関する決定が、潜在的なグループ監督の対象範囲に及ぼす影響を評価した上で、提案されたグループ監督機関と2014年の早期に協議を行い、それに応じて自社の計画を策定できるようにする必要があります。

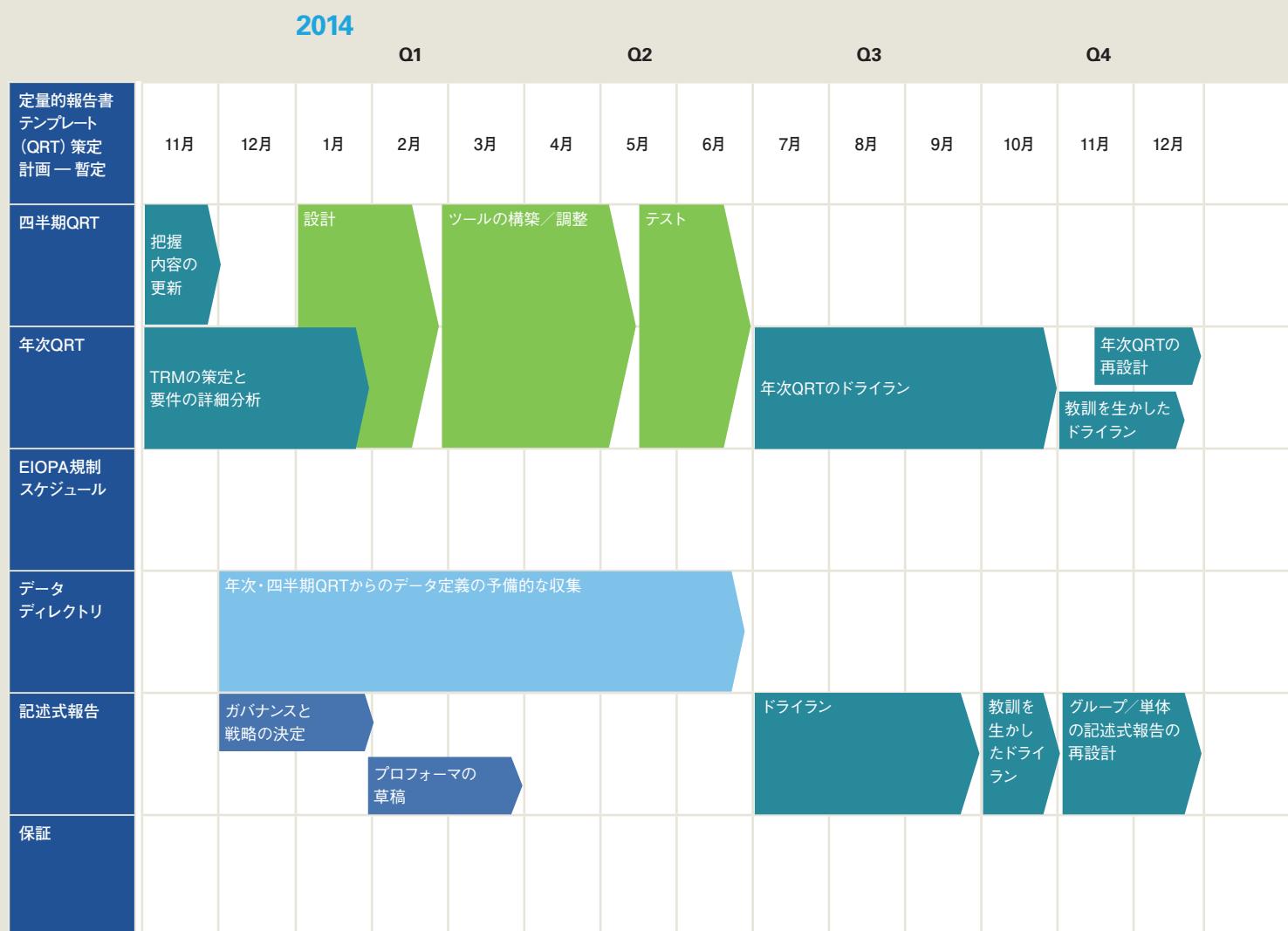
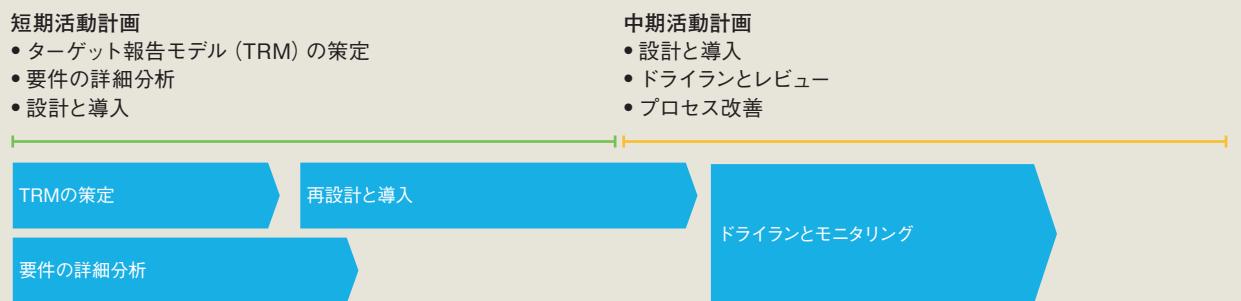
第3の柱 一 報告の基準

	年次および記述式報告 (ガイドライン3、12、13、17)	年次および記述式報告 (ガイドライン3、12、13、17)
生保（単体）	技術的準備金が現地市場シェアの80%を占める企業	技術的準備金が現地市場シェアの50%を占める企業
損保（単体）	元受保険料が現地市場シェアの80%を占める企業	元受保険料が現地市場シェアの50%を占める企業
グループ	総資産>120億ユーロ	総資産>120億ユーロ

第3の柱 一 主な検討事項、および予想される保険会社への影響

主な疑問	KPMGの見解
報告要件の圧力に対処し、投じた資金から価値を引き出すにはどうすればよいか？	企業は、将来目指している全社的な財務・リスク報告能力を計画に反映させることに時間をかけなければなりません。現時点でソルベンシーIIの遵守のみに的を絞らず、より貪欲に変革を求める企業こそが、将来的に最大の価値を引き出し、報告の質、適時性、目的適合性を高めることができるはずです。企業が要件の詳細に踏み込むに従い、作業範囲は現行の財務報告とIFRS第4号フェーズIIの計画との整合性確保にまで及びます。
四半期報告は企業にとってどのような意味があるか？	企業は、信頼性のある正確な四半期ベースの数値を、短期間で算出しなければなりません。見積りまたはハードクローズを行いロールフォワード・ベースで報告を作成すると決めた場合、内部でテストを行う必要がある上、規制当局と協議すべき問題になるとみられます。年に1、2回だった報告サイクルが四半期ごとへと変更されること、多くの企業にとってプロセスおよびシステムの重大な変革の要因となり、さらに一部の企業にとっては根本的な文化の転換点となるでしょう。
企業は現在開示している情報以外に、何を開示することになるのか？	一部の企業ではソルベンシーIIによって、収益源、資本要件（追加資本を含む）、再保険契約に関する詳細な情報を含め、一般開示する事業上の情報が大幅に増大します。上級経営陣は、早期に作業に関与し、開示される予定の情報を理解する必要があります。
報告の詳細度の高まりに、どう対処すればよいか？	現在のガイドラインは、規制当局への四半期報告において資産データを個々の証券別に開示することを求めています。これに対して業界からは大きな抵抗がありますが、健全性規制機構（PRA）は、ソルベンシーIIのバランスシートは現行のPRA報告書より現実的であるため、この程度の詳細なものが重要であると明言しています。企業は最悪の事態に備え、どの時点で要件を導入し始めるか決定する必要があります。
算出した数値を十分に質の高いものとするためにはどうすればよいか？	取締役会は、提供されるソルベンシーII情報が一般開示や規制当局への提出、社内意思決定での使用にふさわしいものであることを確信しなければなりません。これは、数値の算出に用いられる方針、手法、システム、統制に関する保証を伴います。

第3の柱 — 短期／中期／長期の活動計画概要



出典：KPMGインターナショナル、2014年3月

長期活動計画

- 中間報告要件
- 保証
- 新たに開示される指標に関する経営上の課題

ドライランとモニタリング

中間報告要件

2015

Q1

Q2

Q3

Q4

定量的報告書
テンプレート
(QRT) 策定
計画 — 暫定

四半期QRT

年次QRT

2014会計年度の年次グループQRT (28週間)

2014会計年度の年次単体QRT (22週間)

2014会計年度の年次グループ記述式報告 (28週間)

2014会計年度の年次単体記述式報告 (22週間)

監査保証

第3四半期の四半期グループ
QRT (14週間)

第3四半期の四半期
単体QRT (8週間)

取締役会
の承認

取締役会
の承認

EIOPA規制
スケジュール

データ
ディレクトリ

記述式報告

保証



バーレーン



バーレーンは引き続き湾岸地域における主要な金融センターです。タカフル（およびリタカフル）の複数の大手プレイヤーも活動しており、その市場は2011年からの1年間で成長率22%と、相当な勢いで拡大しています。さらに、バーレーンの保険業界全体も成長を続け、2012年（データ入手可能な最新年）には総保険料が9%増加しました。特に自動車事業と長期事業が好調です。市場参加者は2014年も引き続き堅調な伸びを見せると楽観視しています。

バーレーンのソルベンシー資本フレームワークはいまだリスクベースではなく、バーレーン中央銀行（CBB）がIAISの保険基本原則（ICPs）で求められる新たなリスクベース資本、統合的リスク管理（ERM）、評価基準の導入に向けて重要な動きを見せたこともありません。

CBBは2013年にCBB規則書第3号（CBB Rule Book Volume 3）の修正案を公表しました。これは主にタカフル／リタカフル・セクターに焦点を当てていますが、財務状況報告書（FCR）に関する要件など、保険セクター全体にも一定の影響を与えるものです。修正案は2014年に施行されるとみられています。タカフル／リタカフル・セクターに影響を及ぼす規則書の主な変更点には、企業の資本が最低資金を下回った場合にただちに資本を注入し、CBBに通知しなければならないこと、タカフル事業者に対し、成績報酬や変動ワカラ手数料（運営手数料）を禁止することなどが含まれます。さらに、すべての企業は今後、財務状況報告書（FCR）を少なくとも年に1度、CBBに提出しなければならなくなります。これはCBBの監督アプローチの変革を予感させる動きです。FCRの詳細な要件は、規則書の修正案で説明されています。

中東

中東でも規制改革が起き始めています。カタールで国内保険セクター規制の強化と近代化を目的に、規制権限がカタール中央銀行（QCB）に委譲されたことは、この地域における重要な進展です。中東地域では引き続き、タカフルのようなシャリーア（イスラム法）に準拠した保険商品が圧倒的な存在感を示しています。特に、シャリーア準拠商品が最も活発に進展しているのがアラブ首長国連邦（UAE）です。同国のドバイ首長国では、ドバイをイスラムの国際ハブに転換することを目的としたイスラム経済戦略の下、発展を推進するセクターの1つにリタカフル（イスラム再保険）業界が指定されました。

この他、中東で注目すべき進展は、バーレーン中央銀行とカタール金融センター規制機構（QFCRA）が一連の新規制を導入したことです。これらについては本文で概説します。

中東地域では引き続き、タカフルのようなシャリーア（イスラム法）に準拠した保険商品が圧倒的な存在感を示しています。

クウェート



クウェートは湾岸協力会議 (GCC) 加盟国で唯一、独立した保険規制当局を持たない国ですが、現在、独立した保険監督機関の創設や、保険規制の近代化について議論が進められています。クウェートはまた、GCCで唯一、IAISに加盟していません。生命保険セクターは相変わらず低成長で、普及率も低迷しています。

クウェートの国家発展計画「ビジョン2035」により、今後数年間で保険需要が伸びることが期待されています。同計画の目的は、クウェートを金融および商業のハブに転換し、投資を呼び込むことです。改革および発展計画の一環として、独立した保険監督機関が創設され、保険規制が近代化されることも期待されます。

オマーン



オマーンでは、ドゥクム経済特区の開発と鉄道プロジェクト案が保険セクターに貴重な機会をもたらす可能性があるとして、保険市場の注目を集めています。

オマーン以外のGCC地域では、タカフル企業が総引受保険料シェアの33%を占めています。オマーンでもタカフル企業が営業を始めれば、同等の引受保険料を達成するとみられています。近隣のGCC諸国を基準に考えれば、大きな成長機会が期待できます。

銀行セクターでは、オマーン中央銀行 (CBO) が公布したイスラム銀行規制フレームワーク (Islamic Banking Regulatory Framework: IBRF) に基づき、イスラム銀行および従来型銀行のイスラミック・ウインドウ¹⁹がオマーン国内で活動を開始しました。IBRFの下、新たなイスラム銀行と従来型銀行のイスラミック・ウインドウは、タカフルの手法で自社の資金調達を支えることが求められています。そのため、イスラム保険商品に対する需要が増大すると期待されています。

資本市場庁 (CMA) はタカフル企業3社に仮免許を発行しました。CMAによる法規が法制化され、完全なタカフル企業のみが最低資本1,000万オマーン・リアル (OMR) でオマーン国内での営業を認められることになりました（銀行セクターでウインドウ事業が認められているのとは異なる）。新たな法律では、従来型保険会社は完全にシャリーア準拠に転換し、CMAの規制要件と免許要件を満たさない限り、タカフル事業の運営を禁止されています。CMAは現在、タカフル法の制定途上にあります。同法は勅令に従い、CMAによる決定をもって正式に法制化されることになります。

カタール



カタールにおける最も重要な進展は、国内保険セクターの監督権限がカタール中央銀行 (QCB) に委譲されたことです。これは、カタールの保険セクターがほとんど規制を受けてこなかった状況に鑑みると重大な変革であり、正しい方向への第1歩と言えます。QCBは現在、規制を策定中ですが、国内で保険事業を営むすべての企業に対し、QCBからの認可取得意思を登録するよう要求しています。

- ・資本充実度 — 保険集中リスクとオペレーショナル・リスクの要件を策定し、健全性資本フレームワークのその他のリスク要素を合理化・再調整することによって、健全性保険規則書 (PINS) のリスクベース資本モデルのリスク感応度を改善する。
 - ・統合的リスク管理 (ERM) — 保険会社におけるリスクとソルベンシーの年次自己評価に社内の統治組織を関与させ、承認するよう求めることで、リスク管理のフレームワークを強化する。
 - ・評価 — 資産と保険負債の評価に用いられる保険数理の技法、手法、前提に関し、規則とガイダンスを強化する。
 - ・投資 — 資産・負債マッチング要件、投資集中制限、資産適格性基準を策定し、受託者責任の原則を導入することで、保険会社の投資リスク管理を改善する。
 - ・保険グループ — グループに所属する保険会社への追加情報の要請に関連し、QFCRAの監督権限を拡大する。
- 全般的にカタールの保険セクターが、国内保険法令の強化や、国際基準に合わせた保険規制の近代化を歓迎していることは注目に値します。

サウジアラビア



サウジアラビアの保険業界は、主に国内経済の堅調な拡大に牽引され、成長を続けています。プレイヤーの数、販売手段、規制上の進展、技術の進歩、好調な経済成長といった要素すべてが業界の前進を促しています。この点で、セクターの最大の成長要因となっているのが強制加入商品、すなわち健康保険と自動車保険の拡大です。しかし堅調な成長にもかかわらず、市場参加企業は市場シェアや収益性の維持に困難を抱えています。主な原因は、保険金支払および費用の増加や、不安定な資産運用利回りに加え、市場参加企業が収益性より市場シェアの獲得・維持を優先し、競争が激化する結果、価格下げ圧力が高まっていることがあります。

サウジアラビアの保険セクターは33社で構成されていますが、さらにいくつかの企業がサウジアラビア通貨庁 (SAMA) から免許を取得し、近い将来、事業を開始するとみられます。保険セクターは、特に好調な強制加入商品に牽引され、過去数年間、約30%の力強い成長を遂げてきました。今後は、政府がインフラ、教育、ヘルスケア、エンジニアリング関連プロジェクトへの設備投資を拡大するのに合わせ、保険セクターにもさらなる成長機会が訪れることが期待されています。ただし、近年の成長にもかかわらず、保険会社が市場シェアと長期的収益性の維持において大きな課題に直面していることを改めて述べておく必要があります。

19 「ウインドウ」は、従来型金融機関の中で行われるシャリーアに準拠した事業を意味する。

アラブ首長国連邦 (UAE)



UAEは、2012年のGCC地域における総引受保険料 (GWP) の44.1%を占めました。2008年から2012年の年平均成長率は9.6%で、市場規模は72億米ドルに達しています。UAEの生命保険市場は、GCC地域の中でも特に発展していますが、損害保険セグメントも総保険料に大きく寄与し続けています。ただし近年は、生命保険セグメントの成長率が損害保険セグメントを著しく上回っています。

以下に示す重要要因が成長を推進しています。

- **人口要因**：UAEでは2012年から2017年に約3%の人口増が見込まれており、これが保険業界の最大の成長要因になるとみられる。海外からの駐在員の割合が高いことや高齢化も、特に医療保険や生命保険のセグメントにとって有利な兆候である。
- **個人所得**：UAEは国民1人当たりGDPが中東で最も高い国の一つである。住民の一般所得はさらなる伸びが予想され、保険への投資の拡大につながる可能性が高い。
- **事業環境**：UAEは投資家を優遇した政府政策を有し、政治状況も安定しているため、大型インフラ投資や事業活動を誘致するのに適している。それゆえ、保険の対象となる資産が豊富にある。
- **強制加入商品**：アブダビ同様、ドバイや他の首長国でも今後、医療保険が強制加入となることが予想される。同国的新車販売台数は2017年まで年平均成長率9%のベースで拡大する見通しである。こうした要因がそれぞれ健康保険商品と自動車保険商品の需要を支えるとみられる。
- **タカフル市場**：イスラム保険も、UAEにおける保険商品の認知および受容性の高まりに貢献している。

もう1つの今年の重要動向は、ドバイのイスラム経済戦略が公表され、リタカフルがドバイをイスラム金融の国際ハブに転換する上での重要な柱と位置付けられたことです。これは、ドバイのイスラム経済最高委員会 (Supreme Committee of Islamic Economy) が全セクターに立脚して策定した包括的な戦略です。



ソルベンシーIIの前進が確実になつた今、中東欧においても監督アプローチがリスクベースへと移行しつつあり、監督当局が企業内のリスクやそれが市場にもたらし得る影響を評価するようになっています。

中東欧

中東欧 (CEE) は、規模も市場環境も経済発展状況も異なる18ヵ国で構成される地域です。特筆すべきは、多くの国が似たような経緯を辿ってきたことです。まず中央集権的な社会主義体制から脱却した後、一部の国がEUに加盟してEUの法律を国内法化した一方、その他の国々もEU加盟に向けた合意形成の「成熟」段階に達しています。2013年7月1日のクロアチアの加盟を受け、中東欧地域では最近、EUの存在感が高まっています。

法的および経済的環境が成熟してきた証として、一部の国々が民法の原理を見直し始めています。例えば、チェコ共和国とハンガリーで新たな民法が採用されたほか、スロバキアでも2014年中に新民法が採用される見通しです。チェコ共和国の例を見ると、新民法の導入により、中央重視型だった社会文化から、個人の自由を尊重する新しい環境への転換が起きています。

新たに導入されたこれらの民法は、保険の観点からも重要な意味を持っています。例えば、こうした変化の結果、企業は従来のようなコンプライアンス重視の体制から、自己ガバナンスや自己責任を重視した体制へと転換しつつあり、具体的には、内部ガバナンス (プロセス、責任) やビジネスモデル (販売プロセスのレビュー、商品開発フェーズや苦情処理におけるクライアント問題への対応) を強化したり、企業が提供する全商品の現行の契約条件を見直したりしています。この文化的な変化には副次的效果もあります。すなわち、より弱い立場の契約当事者に対する保護の強化です。このため中東欧地域では、行為規制の導入が漸進的に進められています。例えばスロバキアは、消費者保護に関する新法を作成している上、新たな監督機関の創設も検討しています。ポーランドは、市場行為に関するコンプライアンス審査を新たな監督アプローチに取り入れたほか、消費者権利をさらに強化するための具体的な措置を多数講じています。中東欧全域で、保険契約者保護や行為規制の重要性が高まっていることは明白です。ただし、各国の規制や慣行には大きなばらつきがあり、多数の異なる機関や当局が関与しているのが実情です。

監督機能の面では、一部で統合も進められています。最近では2013年末に、ハンガリーで金融市場の監督権限がハンガリー国立銀行に統合されたほか、ルーマニアでも保険会社・資本市場・年金基金の総合監督当局としてルーマニア保険監督委員会 (Autoritatea de Supraveghere Financiara) が新設されました。

ソルベンシーIIの前進が確実になった今、中東欧における監督アプローチがリスクベースへと移行しつつあり、監督当局が企業内のリスクやそれが市場にもたらし得る影響を評価するようになっています。最も透明かつ進歩的な例は、企業の監督上の焦点をリスクプロファイルに応じて優先順位付けする独自の手法「BION」(監督機関のレビューと評価) を編み出したポーランド金融監督委員会でしょう。他の国々も異なる手法を採用しており、例えばルーマニアでは早期警戒指標を用いています。中東欧の一部の監督機関 (ポーランドやクロアチアなど) は、全国的な定量的影響度調査を実施し、最新のソルベンシーII要件が自国市場に与える影響を検証しました。監督当局のアプローチがよりリスクベースになるに従い、保険会社が規制当局との、より集中的な、積極的かつ厳しいやりとりに備え、準備をしなければならないことは明らかです。

さらに、EIOPAの予備的ガイドラインが中東欧地域に浸透し始め、監督機関から優れた予行演習と見なされています。各監督当局が公表した回答を見ると、大半が新たなガイドラインに従い、自国内の該当する保険会社に適用する意向を持っています。しかし、ほとんどの監督機関は導入に向けた具体的な手順、要件、スケジュールをまだ明確にしていません。チェコ共和国では、監督機関が今後2年間になすべきことの詳細なスケジュールを公表し、業界との活発な議論が始まりました。今後、中東欧全域で多くの監督機関がソルベンシーII要件の大規模導入を想定し始めるでしょう。保険会社としては今からその準備を整えておく必要があります。できるだけ早く監督当局と良好な対話を開始し、自分たちに求められていることを明確に理解することも保険会社にとって重要です。

南アフリカ

規制上のソルベンシー資本とリスク管理の最新動向

金融サービス委員会 (FSB) は2013年初め、ソルベンシー評価・管理 (SAM)²⁰ フレームワークの施行日を2016年1月1日に延期すると発表しました。新制度への移行を促進するため、当初の導入計画を修正し、2014年後半に「簡略的」な並行運用を、2015年に「包括的」な並行運用を行うことになりました。包括的フェーズには、定量的報告テンプレート式の作成、およびリスクとソルベンシーの自己評価 (ORSA) の試行が含まれます。

計画されていた保険法修正法案 (ILAB) の導入は、議会の法制化プロセスにより延期される結果となりました。この法案が採用されれば、現行の保険法が改正され、ガバナンス、リスク管理、内部統制措置がより厳格に規制されるようになります。

FSBによる第2の柱の準備状況調査に応じて業界が実施した自己評価によると、取締役会、外部委託に関する指令、ORSAに関する特定の要件の遵守が主な課題となっているようです。

第2回定量的影響度調査 (SA QIS2) では、参加した保険会社数が27%増と、大幅に増加しました。保険料収入で見ると、南アフリカの保険業界の98.5%が網羅されたことになります。調査の結果、生命保険会社については、SA QIS2の下でのフリーサーパラス総額と現状下でのそれとでは、ほとんど差がないことも明らかになりました。損害保険会社については、資本要件が大幅に増加しました。

強制参加の第3回定量的影響度調査 (SA QIS3) は現在実施中であり、提出期限は2014年4月となっています。

FSBは、様々なシナリオ下で、SAMフレームワークの導入が経済成長に及ぼし得る影響を分析するため、別個の調査も開始しました。

南アフリカは、ソルベンシーIIの下での暫定的同等性の認定を申請しています。

20 ソルベンシーIIの第三国同等性基準を満たすと同時に、南アフリカ保険業界特有の要件にも対応するリスクベースのソルベンシーフレームワーク

リスク管理に対する 保険監督アプローチの変化

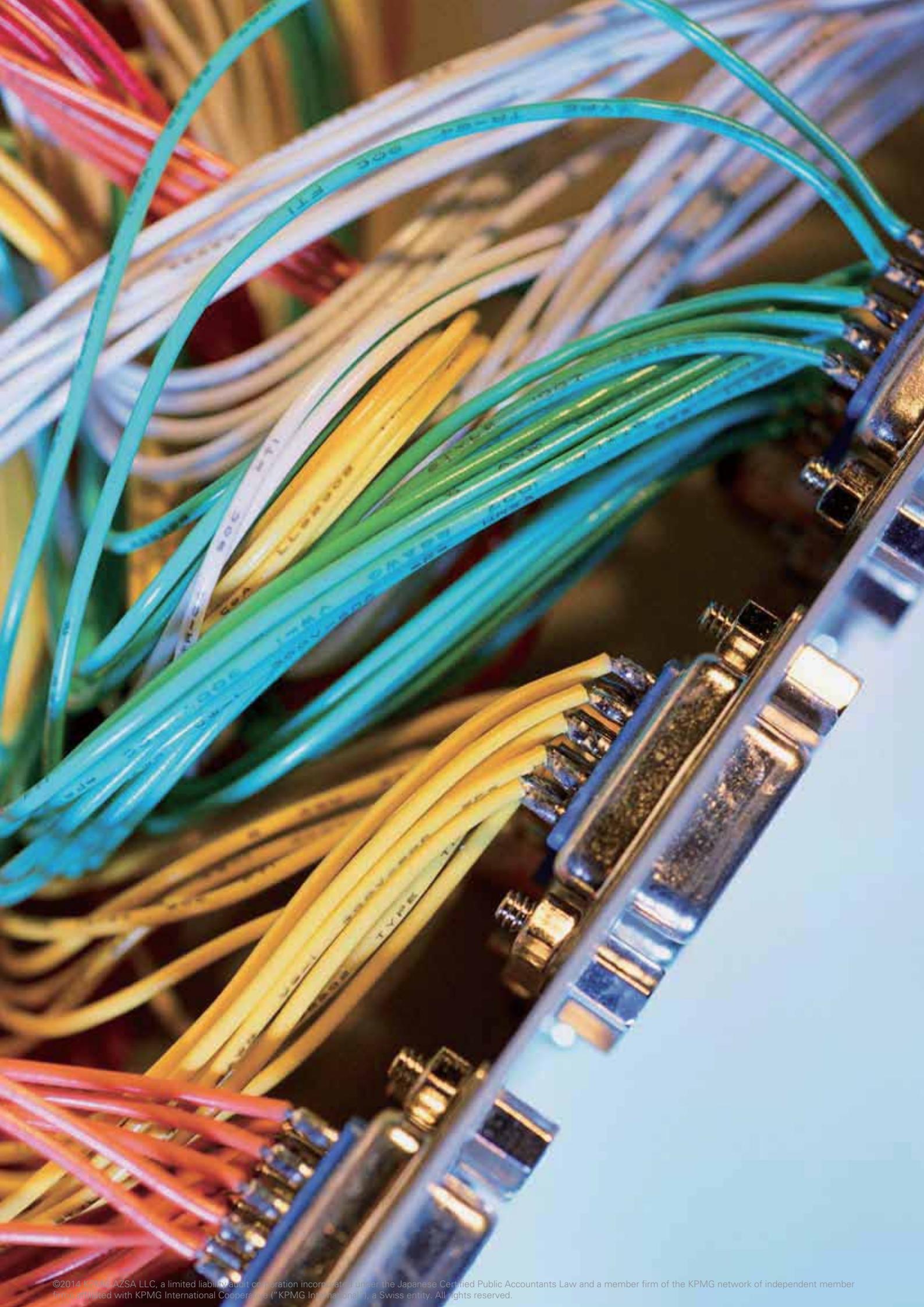
ここ12ヶ月間の傾向として、保険監督権限を既存の中央銀行機能に統合させる意向を発表する監督当局が増えています。こうした動きは今後の保険監督の焦点に影響を及ぼすでしょう。すなわち、監督機関のアプローチがより「銀行中心的」になることで、保険会社のリスク管理活動を監視する方法にも変化が生じるとみられます。これにより予想される多くの変化、および保険会社にとっての潜在的な意味合いを以下にまとめました。

銀行監督機関の役割と焦点が変わり始める中、予想される最も重要な変化の1つは、監督対象企業のビジネスモデルとオペレーティング・モデルを主に資本（特に資本の入手性と質）と流動性ニーズの面から理解することが、より重視されるようになることです。また、組織全体におけるリスクガバナンス、説明責任、リスク管理に関連し、グループ構造への注目が高まることも予想されます。この点で、企業文化が重要な監視対象になりつつありますが、これは主に、監督機関が金融危機後、不適切な経営判断と説明責任が誤った意思決定を導いたという教訓を学んだことが影響しています。また、こうした教訓の下、監督機関は経営陣や取締役会のガバナンス活動に積極的に介入したり、予測分析ツールを活用して将来のソルベンシー状態を監視したりするために、監督ツールやモデルの改良も行っています。

ビジネスモデルとオペレーティング・モデル

企業のビジネスモデルの持続可能性は、今やセクターを越えて監督上の最大の焦点となりつつあります。この傾向はほとんどの国／地域の保険会社に影響を与えるでしょう。監督機関が特に関心を持っているのは、保険会社が資本基盤に対する将来的なストレスに耐え得るかどうか、そしてそれが保険会社の長期的な資本要件と継続企業としての存続能力にどう影響し得るかという点です。こうした監督は、ますます「健全性」重視の性質を帯びるようになる（顧客や公平性の視点よりむしろ、資本、リスク、管理が改めて重視される）と予想されます。G20とIAISが最近、グローバルな資本基準の策定や、関連するシステム問題およびバックストップ資本要件への取り組みなどに関して行った発表も、こうした今後数年間に予想される保険監督機関の方向性を明確に示しています。

こうした監視の厳格化を受け、保険会社は、事業上の意思決定が全社的なリスク調整後の収益性に与える影響や、企業および企業グル



リスク管理に対する 保険監督アプローチの変化

が将来のソルベンシーおよび流動性ニーズに対処できるか（再保険プログラムの選択を含む）について、より効果的に実証しなければならなくなるでしょう。大半の保険会社にとって、今後の監督審査では、特にテール・イベントとそれが保険会社の将来成長を支える資金力に与え得る影響、およびその緩和策に関し、適切なストレステストとシナリオテストを実施し、その分析結果を適用しているかどうかが主な焦点になるとみられます。グループ内での資本移動の実現性や、子会社単体での資本基盤の強さなどについても、監視が厳しくなるでしょう。

監督機関が特に関心を持っているのは、リスクとソルベンシーの自己評価（ORSA）という用語に取って代わった自己のリスクに関する将来を見据えた評価（FLAOR）です。

FLAORは、企業の過去、現在、将来のリスク、戦略、資本基盤を評価するために設計された手法です。当然ながら企業は、事業計画の全期間にわたり将来的なリスクプロファイルを予想することは難しいと感じていますが、規制当局や格付け機関、市場は安心感を得るために、この点に注目しています。

保険会社にとっての大きな課題は、現在のリスクが事業計画期間中にどのように進化するかを予測すること（例えば、特にランオフ状態の企業がさらなる支出リスクにさらされる、代替資

産に投資した企業が低金利環境下で市場リスク・エクスポージャーの増大に見舞われるなど）、および将来生じ得る（新たな）リスクを特定することです。将来を見据えたリスク分析のほとんどは、規制リスクのみを重視し、外部リスクと内部リスクを明確に区別しない傾向があった上、規制変更を促すかもしれない潜在リスクの分析は多くの場合、限定的でした。

さらに、資本モデルでは数学的に複雑な相関関係を用いて個々のリスク間の相互作用を予想しますが、これが事業計画期間中にどう変化するかについての分析はほとんど行われません。監督機関は、将来のリスクプロファイルを評価する際に相関関係に適用される感応度分析が発達し、ひいては余剰資本の投資や既存資本からの利益の最適化における意思決定を促すツールとなることを期待するでしょう。

ORSA／FLAORの動態分析を下図に示します。

規制環境の変化のさらなる兆候として、現在、多くの監督機関が正式な四半期報告プロセスへと移行しつつあります。これは、ORSA／FLAORのリスクデータや資本データを用いて意思決定（リスク選好や価格設定の変更など）を定期的に把握できるようにするためのものであり、取締役会はこの領域で進展を図ることが期待されるでしょう。

監督機関は、規制対象企業の重要な事業上の意思決定により積極的に介入するようになっており、保険会社に対する監視も同様に厳しくなることが予想されます。

ORSA／FLAORの策定領域

プロセスの設計と有効性

- 四半期プロセスの策定
- 統合 — 多領域要件
- 頻度 — 指標
- 堅牢性 — 重大な変更をした後にプロセスを再実行する能力も必要
- ORSAを組み込んだことの実証

将来のリスクプロファイルの明確化

- リスクプロファイルがどのように進化するか
- ソルベンシー予測
- 戦略と事業計画の関連性
- 相関関係の変動
- ストレステストと感度分析
- エマージングリスク

リスク要素の策定

- グループリスクと行為リスクをどのように組み込むか
 - グループ内エクスポージャー／非保険事業体
 - 行為リスク：顧客ターゲティング、過去の契約の分析、市場行為に係る問題の定量化

ORSAに関するコミュニケーション／情報開示

- 投資家や外部利害関係者（格付け機関を含む）の期待は何か？
 - どうすればORSA／FLAORでそれに応えられるか？
- 最低限遵守しなければならないこと以上を行うことにより、差別化を図るチャンス
- 優れたリスク管理に基づく高評価

出典：KPMGインターナショナル、2014年3月

こうした変化の結果、詳細な年次ORSA／FLAORでは、事業計画への戦略的インプットやそれに伴う意思決定に焦点を絞ることができます。

監督機関はまた、ORSA／FLAORに含まれるコンダクトリスク分析の定量化が推進されることも期待しています。特に、コンダクトリスクと保険会社の事業計画、価格設定、準備金積立との相互関係がポイントとなります。

さらに、保険会社のリスクと資本のプロファイル、およびそれが保有資本の質、流動性、配当支払能力にもたらす影響についての情報開示を増やすことも、規制上の注目点です。同時にこれは、投資家や格付け機関にとっても大きな関心事です。透明性が向上すれば投資家の信頼は高まるはずです。特に、資本への圧力、利益の変動、一部企業のビジネスモデルの持続可能性に対する懸念が続いた時代の後ではなおさらです。

経営陣がリスクと資本のプロファイルを監視し、事業計画との整合性を確認する様子を、今やあらゆる利害関係者が検証するようになっています。その結果、リスクと資本管理を最適化している企業と遵守状況のチェックを行っているだけの企業を第三者が区別することが可能になりました。

保険会社はORSA／FLAOR分析のグッド・プラクティスとして、単に規制を遵守したレポートを作成して満足するのではなく、どうすればより深い洞察を得て、それを主要な利害関係者に示し、事業戦略や事業計画の健全性と適切性を証明できるかを自問し続けなければなりません。

資本

銀行監督機関にとって、資本充実度は常に監督の要とされてきました。保険セクターと銀行セクターではビジネスモデルが大きく異なるため、必ずしも銀行と同じ厳格さが保険会社に適用されてきたわけではありません。それは従来、流動性懸念が保険業より銀行業において深刻化してきたことからも明らかです。

しかし、金融危機をきっかけに、こうした考え方方が少なくとも疑問視されるようになりました。保険監督を中央銀行に統合する例が増えていることは、資本および資本資源の質が改めて重視されるようになったことの表れです。監督機関は、保険会社やグループの資本十分性を、規制資本の計算に使われる200年に1度という点推定ではなく、5～10年という期間で分析する傾向が高まっています。監督機関は、従来型の規制資本指標のみに依存するのではなく、組織が実際に必要とするエコノミック・キャピタル、および格付け機関の評価やその後の

市場の反応・心理といった営業上の課題との関連性を検証するようになります。米国でORSA要件が来年から導入されること、ソルベンシー近代化構想(SMI)プログラムの一環として変革が行われたにもかかわらず、今後大きな焦点の変化が起きることを示す良い例です。

監督機関はまた、規制対象企業の重要な事業上の意思決定により積極的に介入するようになっており、保険会社に対する監視も同様に厳しくなることが予想されます。以下にその例を挙げます。

- ・全社的な資本管理計画およびガバナンス体制の十分性を実証する必要性が高まる。
- ・ストレスシナリオ、経営陣の行動、およびその結果により企業とグループ全体の資本基盤とソルベンシー状態にもたらされる影響について、より詳細に分析しなければならない。これには破綻処理事象の影響の策定が含まれる。
- ・取締役会と上級経営陣が、特に非伝統的・非保険業務における資本の流れや関連する投資判断について、より詳細に理解していることが期待される。
- ・より多くの事前承認要件を導入し、配当の設定や支払いなどの問題に関しては「異議なし」の立場を示す規制当局もある。

リスクガバナンスと文化

世界金融危機は、多くの保険会社のリスクガバナンスとリスク管理フレームワークの脆弱さを浮き彫りにしました。保険監督機関は特に、以下のような多くの問題点を指摘しています。

- ・保険会社内のリスク管理責任者が誰なのかが明確ではなかった。
- ・多くの場合、リスク管理機能のリソースや実行能力に不足があった。
- ・多くの場合、リスク管理や意思決定において1人の人物がCRO、CFO、アボインテッド・アクチュアリーなど、複数の役割を兼任していた。
- ・取締役会による監視や指示が不十分で、上級経営陣やアクチュアリーに過度に依存していた。
- ・リスク文化が組織内に定着していなかった。
- ・リスク選好ステートメントとリスク許容度が明確化されておらず、事業戦略や業績との関連付けもなされていなかった。
- ・個人の重要業績評価指標(KPI)がリスク管理におけるパフォーマンスと関連付けられていなかった。
- ・リスクの監視、報告、統制に不備があった。
- ・コンプライアンス文化が全般的にリスク管理に偏っていた。

監督機関は、組織が実際に必要とするエコノミック・キャピタル、および営業上の課題との関連性を検証するようになります。

リスク管理に対する 保険監督アプローチの変化

基礎	変革
当局への明確な説明責任 <ul style="list-style-type: none">組織におけるリスクと統制の重要な意思決定およびプロセスに関し、責任および説明責任の分担を明確に定める。	リスク機能とコンプライアンス機能の役割強化 <ul style="list-style-type: none">リスク機能とコンプライアンス機能において「信頼されるアドバイザー」(ビジネスパートナー)の役割を定義・導入する。取締役会レベルとの接触を認める。
コミュニケーションとエンゲージメント <ul style="list-style-type: none">優れたリスク管理の重要性を繰り返し表明する、影響力のあるコミュニケーション戦略を策定する。フレームワークを支えるマネジメント・インフォメーション (MI) を策定する。	第一線における真のリスクに対するオーナーシップ <ul style="list-style-type: none">ライン・マネジャーがリスクと統制における優れた態度の重要性を強調・推進する。スタッフが自分の管理するリスクについて説明責任を負う。
リーダーシップと指示 <ul style="list-style-type: none">リスクとコンプライアンスの役割を戦略、ビジョン、ミッション、バリューの中で明確に説明する。リスク関連情報を要求／要請する。	恐怖の文化の一掃 <ul style="list-style-type: none">問題を積極的に上層部に上げられるような開放的な環境を創出する。リーダー陣が模範を示す。
能力開発 <ul style="list-style-type: none">第一線のスタッフがリスクを特定・低減できるよう研修を実施する。技術的、専門的な研修を、よりリスクとコンプライアンスを重視したものに作り替える。	変革的活動へのスタッフの参加 <ul style="list-style-type: none">オンライン・フォーラム、討論会、継続的な対話を通じ、スタッフに現在の文化について意見を述べさせる。 網羅的なリスク視点 <ul style="list-style-type: none">網羅的なリスクプロセスとマネジメント・インフォメーション (MI) を策定する。

リスク文化の抜本的な変革に成功した組織はほとんどありません。保険セクターでも文化の変革はいまだに大きな課題となっています。これは、確立されたプログラム手法ばかりを採用し、適切な方策をなかなか見出せないためです。

監督機関はこうした問題に対応するため、強固なリスク文化を確立することが優れたリスクガバナンスの必須要素であり、「先回りして」役割を果たすには現状のリスク管理の監督手法を再評価する必要がある、との結論に至るようになりました。

その結果、監督機関は、保険会社に対する新たなリスク管理上の期待を設定し始めました。以下にその例を挙げます。

- リスク管理をより効果的に強化し、発生する資本ニーズと関連付けるために、よりリスク感応度の高い資本制度を確立する。
- 破綻処理を含め、ストレスおよびシナリオに関する要件を導入する。またはそうした要件がすでに存在する場合はさらに強化する。
- 企業のリスク管理フレームワークと長期的な財務利益を支える態度を奨励する、上級経営陣向けの報酬方針が求められる。
- リスク選好ステートメントを明確化し、保険会社の業務に確実に組み込む必要がある。
- 保険会社のリスク文化の継続的な評価を含め、リスク管理フレームワークの適切性と十分性に関してより質の高い評価が求められる。

重要な点は、監督機関が既存の構造ではなく態度を検証するようになっていること、そして質の高いリスク管理には実効性のあるリスクガバナンスが必要だと確信していることです。このことは特に、保険会社の文化や経営陣に常に大きな影響を持つ、取締役会によって設定された基準や期待に表れています。リスクガバナンスの質を決定付けるのは大抵、こうした要素です。

しかし、リスク文化の抜本的な変革に成功した組織はほとんどありません。保険セクターでも文化の変革はいまだに大きな課題となっています。これは、確立されたプログラム手法ばかりを採用し、適切な方策をなかなか見出せないためです。以下にその例を挙げます。

- 活動を推進するものの、実質的な意味を持たないアウトプットや成果物を追求している。
- 活動が短期志向かつ利益偏重で、リスク本位ではない。
- 多くの情報を収集しているが、皆それを口で言いたがるだけで、本当に確信、実践してはいない。
- 態度や信念より、メカニズム(報酬構造などを重視している)。
- 焦点が広すぎる(すなわち、文化を定義するだけでも膨大な時間がかかりかねない)。
- 社内にばかり目を向け、社外の関係者(顧客、規制当局、元スタッフなど)の経験を参考にしていない。

優れたリスク文化は個人やグループの態度を指導・制限するために必要なものです。保険会社のリスク文化を理解する最善の方法は、リスク管理慣行の適切性、十分性、有効性を評価することです。リスクに対するオーナーシップの文化は、基本的に以下の要素から成り立ちます。

- 効果的に遂行されるリスク管理戦略
- リスクとコンプライアンスにおいて模範的態度を実践するリーダー陣
- コンプライアンスを推進・強化するパフォーマンス管理および報酬システム
- 事業との整合性および関連性を持ったリスク機能
- 説明責任と結果に対するスタッフ全員の理解

保険会社への影響は2つあります。第1に、構造的なマネジメント・インフォメーション(MI)を策定し、優れたリスク文化の基礎的要素を作り上げられるような介入を行う必要があります。第2に、組織の目標に沿った強固なリスク文化を創出する、変革的な活動に取り組む必要があります。これに関する詳細を68ページの表にまとめています。

マクロ監視活動の推進

金融危機の教訓の1つとして、監督機関はよりマクロな視点に基づいて業界の状況(総合的なソルベンシーと資本の水準、特に事業体固有のキャッシュフロー創出やバランスシート構造について)を監視・分析する必要があることが明らかになりました。

これを受け、監督機関が通常の四半期・年次報告サイクル以外にデータ要請を行うケースが増えています。要請される情報は、保険会社が価格設定に用いるアプローチや手法、資産モデル評価のパラメータやインプット、準備金計算に関する統制・ガバナンス体制の十分性、外部ベンダーやアウトソーシングの使用程度などに関するものです。ソルベンシーⅡなどで受託者責任の原則が導入されることで、保険会社に対する監督機関の目は一層厳しくなるとみられます。

マクロ経済問題の重要性の高まりを受け、業界に対する監督機関のかかわり方に変化が現れています。以下にその例を挙げます。

- 「将来を見据えた」情報を用いて、通常の「特定時点」のデータ分析を補強している。
- 新しいシステム全体の指標や要件を導入し(G-SIIs向けに計画されているものなど)、リスクが山積する可能性を確認している。
- 取締役会とより頻繁かつ広範に交流している。

- 保険会社の財務状況や資本基盤を評価する際に、様々な参照情報を使用するようにしている。
- 早期警戒指標を導入し、保険会社の内部モデルのアウトプットの健全性と十分性を判断するのに役立てている。

これらの取組みが相まって、監督機関は今後、より判断力に基づいたスタイルを取り、特に資本・リスクガバナンスに関する問題に対し、自信と覚悟を持って率先して介入するようになるでしょう。

私たちの考える、保険会社にとっての現実的な対応を以下に挙げます。

- 適切な期間分析を行い、既存のリスク評価手法で新たな潜在的リスクを特定できるようにし、自社の戦略的目的に及ぼし得る影響を把握する。
- リスク選好指標、リスク管理戦略、および総合的な戦略的事業目的を、適切に統合できる能力を確保する。
- 自社を取り巻くダイナミックなリスク環境に関し、より効果的な分析を行えるよう、リスクと資本に関するツールを複数用意する。
- 行為リスクに関する検討事項をORSA／FLAOR評価に組み込み、事業計画、価格設定、準備金積立への影響を確認し始める。
- リスクガバナンスにおける適切な態度を組織全体に浸透させ、リスク文化を強化する。
- 保険監督における新たなトレンドを捉える能力と十分な準備態勢を確保し、自社のリスク管理フレームワークでどう対応できるかをよく理解する。

監督機関は既存の構造ではなく態度を検証するようになっており、質の高いリスク管理には実効性のあるリスクガバナンスが必要だと確信しています。

国際基準を目指すIASB

国際会計基準審議会（IASB）の保険契約に関する公開草案のコンサルテーションが完了しましたが、依然として以下のような問題が未解決のままとなっています。

- 新たに策定される基準は利益認識にどのような影響を及ぼすか、また商品設計、投資戦略、再保険プログラムへの影響はどうか？
- 他の市場参加者と比べて、どのような会計処理の選択肢および判断が利用可能で、それらはどうのように適用されるか？
- 特に、内部でのパフォーマンス測定、および外部への長期的付加価値の報告を目的に、新たな財務パフォーマンス指標を定義する必要があるか？
- 各種会計基準（IFRS、現地のGAAP、ソルベンシーIIベース）の間の相違をどのように説明、調整すればよいか？ どうすればIFRSへの移行年度の比較可能性を実現できるか？
- 金融商品に関する会計処理はどう変わるのでか？
- IFRS要件を遵守するために、ITシステム、データ、プロセスをどの程度修正するべきか？ ソルベンシーIIプロジェクトでは、このような修正をどの程度想定できるか？ どうすればソルベンシーIIとのシナジー効果が得られるか？
- IFRSと米国会計基準（US GAAP）の相違がどのような影響をもたらすか？

現 行の国際財務報告基準（IFRS）の下、保険負債は主に、他の会計制度（現地のGAAP、US GAAP、英国会計基準（UK GAAP）など）を使用した会計方針に従って測定されています。さらに、連結財務諸表では会計方針を統一して適用することは要求されません。その結果、保険会社の財務諸表は比較ができない状況となっています。IFRS第4号フェーズIIでは初めて、保険契約に関して一貫性のある会計処理が要求されることになり、パブリックコメントを求める公開草案が2013年6月に公表されました。最終基準は2015年に公表される見通しで、2018年1月1日以降に始まる報告期間から適用されるとみられています。公開草案では、保険負債の測定の出発点は、契約を履行するための予想将来キャッシュフローとされています。保険契約の義務の履行は企業の見通し（履行価値、すなわち出口価値や公正価値ではない）に基づいて決められ、測定時点の前提が使用されます。

保険負債の測定においては、予想将来キャッシュフローを割り引いて、貨幣の時間的価値を反映させます。割り引かれた予想将来キャッシュフローに、キャッシュフローの金額とタイミングに関する不確実性を反映するためのリスク調整を加えます。各報告日に最新情報を用いて、予測将来キャッシュフロー、割引計算（貨幣の時間的価値）、リスク調整という、これらの3つの「ビルディング・ブロック」を再測定します。もう1つの「ビルディング・ブロック」である契約上

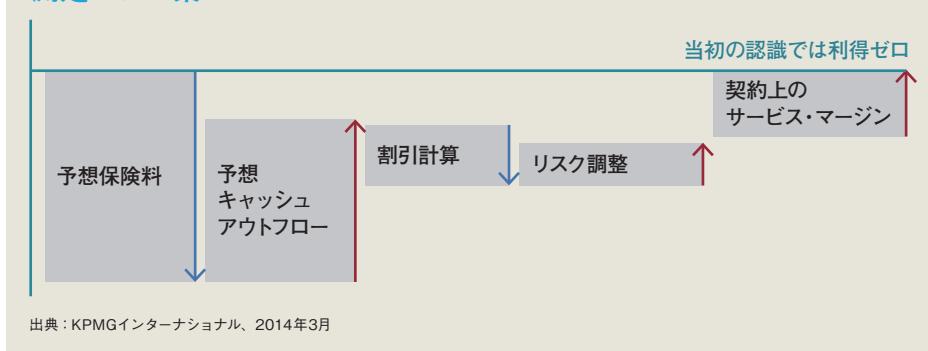
のサービス・マージン（CSM）は、契約開始時の利得を排除するために適用されます。一部の予想に反し、履行価値は、ソルベンシーIIの財政状態計算書が基準とするような市場整合的価値と同じではなく、また、似通ったものでもないかもしれません。

CSMは、事業体がカバー期間にわたり純損益で認識する未稼得利益を表します。これは、保険契約下で提供されるサービスの移転を最もよく反映する体系的な方法で認識されます。利益はカバー期間にわたり認識されますが、これはカバーを提供する約束が保険契約の関連サービスであるためです。カバー期間には保険金の支払いまでに要する期間は含まれません。カバー期間にわたる利益の配分は現在の会計慣行とも整合しています。一方で、他の3つのビルディング・ブロックの基礎となる前提およびその前提を変更したときの会計処理は大きく異なります。

予想将来キャッシュフローの割引計算は、貨幣の時間的価値のみを反映します。キャッシュフローの金額とタイミングに関する不確実性は、予想キャッシュフローとリスク調整を見積もる時に考慮されます。IASBは概念上、適切な割引率は、タイミング・通貨・流動性の面で保険契約と同様の特徴を持つキャッシュフローを伴う金融商品の観察可能な現行市場価格と整合したレートであると考えています。これは、非流動性に関して調整されたリスクフリーレート（ボトムアップ・アプローチと呼ばれ、一般に



測定モデル案



損害保険に使用されると想定されるレート)、あるいは想定内・想定外の損失に関する市場リスクプレミアムを除外するために調整された実際の資産または参照ポートフォリオに基づくレート(トップダウン・アプローチと呼ばれ、一般に生命保険に使用されると想定されるレート)のいずれかになります。

公開草案では、損害保険の支払備金は一部の例外を除いて割り引かれ、リスク調整が割引計算の影響を越えない限り、利益は現行の会計処理(通常、損害保険の支払備金が割り引かれることはない)より早期に認識されることになります。

保険契約から生じるキャッシュフローの金額、タイミング、不確実性が完全または部分的に裏付け資産の利益に依存する場合(有配当契約)、割引率はその依存の程度を反映しなければなりません。この概念は最低保証の測定には適用されません。最低保証に関しては、ビルディング・ブロック・アプローチが適用されます。公開草案では、特定の有配当契約については、保険負債の測定は裏付け資産の帳簿価額を反映するとされています。しかし、関連のガイダンスは複雑で、状況によっては適用することが困難です。特定の有配当契約に関する測定および表示の例外が最終基準でも維持されるかどうかはまだわかりません。

保険契約の長期性とそれに伴うレバレッジ効果ゆえに、割引率の決定およびその変更は自己資本と純利益に多大な影響を及ぼします。公開草案では、割引率の決定方法は説明せず、むしろ前述したように、幅広い方針が認められています。そのため、事業体の種類や事業セグメントによっては、異なる割引率が適用されることもあるでしょう。割引率やその採用方針に関する開示要求は、透明性と市場規律の実現を意図しています。

短期金利の変動に起因する純損益のボラティリティに関しては、保険事業の長期性と矛盾しかねないこともあり、多くの懸念が表明されました。公開草案では、割引率の変更に起因する保険負債の変動は、純損益ではなく、そ

の要素を除外しなければならないためです。

出再保険については、契約開始時の利得または損失を排除するために再保険資産に関する当時のCSMが決定されます。再保険の保険料は出再手数料によって減額されます。そのため、比例再保険については、再保険資産が必ずしも総保険負債における契約上の割合と一致しません。元受保険契約と再保険契約からの収益認識が異なる場合がありますが、これは例えば、複雑なポートフォリオにおいて元受保険契約からの損失を予想する必要がある場合などです。

IASBの提案の影響

IASBは公開草案において、多くの保険会社の懸念に対応し、国際的な保険会計基準の公表を実現に近づけました。短期金利の変動に起因するボラティリティをOCIに表示することを認めたことは、保険会社の長期的な事業モデルにさらに一致するとみられ、また長期的な配当可能利益を予想したいアナリストへの譲歩でもあります。私たちの考える現行提案の重要領域と関連する影響を以下に示します。

- 特定の提案によって生じ得るボラティリティ: 例えば、保険負債の測定に現在の前提を使用することによって、あるいは短期金利の変動による最低保証の価値の変動を純損益に表示した場合に、純損益および自己資本のボラティリティが生じる可能性がある。
- 金融商品と保険契約に関する会計要件の相互の影響: 利用者が財務業績を長期にわたり比較できるよう、この相互の影響を包括的に考慮する必要がある。IASBが最近、IFRS第9号の強制施行日を2018年1月1日にすると決定したことは、IASB自身にとって、施行日の整合を図る目的で保険契約プロジェクトを迅速に進める動機になっている。
- 新たに提案された測定指標や、保険契約における「収益」という語の新たな定義など、純損益およびその他の包括利益計算書の表示方法に関する懸念: こうした提案は実務に大きな変更をもたらす可能性がある。IASBは、変動の影響を純損益、OCI、CSMに表示する方法の変更を含め、表示に関する提案によって、財務諸表利用者が最も適切と考える情報を提供できるかどうかを検討する必要がある。いずれにせよ、保険会社と財務諸表利用者にとっては複雑性が増し、業務上の変革が必要になるだろう。
- 有配当性を伴う契約: 現在の提案は複雑であり、理解するのも一貫して適用するのも困難である。最終基準には、有配当性を伴う契約に関する明確に定義された総合的な会計原則が含まれるべきである。

FASBによる保険プロジェクトの方向性と範囲の変更

FASBは最近、保険契約プロジェクトの将来的方向性を変更するとともに、対象範囲を保険会社に限定することを決定しました。ただし、プロジェクトの進展に伴い、非保険会社が引き受けた契約を対象範囲に戻す可能性があると述べています。

重要事項

- FASBはプロジェクトの方向性について決定を下しました。具体的な決定内容は以下の通りです。
 - 短期契約については、開示の改善に的を絞って注力するが、認識と測定に関する現行のUS GAAPモデルは変更しない。
 - 長期契約については、現行のUS GAAPの改善に的を絞って取り組んだ上で、そうした改善をIASBの決定したビルディング・ロック・アプローチと比較評価する。
 - FASBはプロジェクトの対象範囲を現行のUS GAAPと同様に保険会社に限定し、保険契約を発行するその他の事業体には拡大しないことを決めた（ただし、一部の非保険会社は後に対象範囲に戻される可能性がある）。

主な影響

- プロジェクトの将来的方向性に関する決定は、IASBとのコンバージェンスを一層妨げるとみられる。
- 対象範囲に関する決定は、保険契約プロジェクトの対象となる企業を限定することになる。以前は、保険契約（第三者が発行した製品保証、一部の金融保証、保証証券など）を発行するすべての企業が、保険契約に関する会計基準案の対象範囲に含まれていた。

用語集

APRA	Australian Prudential Regulation Authority : オーストラリア健全性規制庁	IFSA	Islamic Financial Services Act : イスラム金融サービス法
BCR	Basic Capital Requirement : 基礎的資本要件	IIA	Independent Insurance Authority : 独立保険局
BCR	Backstop Capital Requirements : バックストップ資本要件	ILAB	Insurance Laws Amendment Bill : 保険法修正法案
BION	Badanie i Ocena Nadzorcza – Supervisory Review and Assessment : 監督機関のレビューと評価	IMD	Insurance Mediation Directive : 保険仲介業務指令
BMA	Bermuda Monetary Authority : バミューダ金融庁	IMF	International Monetary Fund : 國際通貨基金
BNM	Bank Negara Malaysia : マレーシア中央銀行	IRDA	Insurance Regulatory and Development Authority : 保険業規制開発委員会
CAR	Capital Adequacy Ratio : 自己資本比率	KID	Key Information Document : 主要情報説明書
CBB	Central Bank of Bahrain : バーレーン中央銀行	LAGIC	Life and General Insurance Capital : 生命・損害保険資本
CEE	Central and Eastern Europe : 中東欧	LIRF	Life Insurance Regulatory Framework : 生命保険規制のフレームワーク
CIF	Coordinated Implementation Framework : 協調的導入のフレームワーク	MAS	Monetary Authority of Singapore : シンガポール金融管理局
CIRC	China Insurance Regulatory Commission : 中国保険監督管理委員会	MPS	Macropredaptive Policy and Surveillance : マクロ健全性政策・監視
CMA	Capital Market Authority : 資本市場庁	NAIC	National Association of Insurance Commissioners : 全米保険監督官協会
CNSF	Insurance and Surety National Commission : 国家保険・保証委員会	NARAB	National Association of Registered Agents and Brokers Reform Act : 全米登録エージェント・ブローカー協会
ComFrame	Common Framework for the Supervision of Insurance Groups : 保険グループの監督に関する共通のフレームワーク	NCA	National Competent Authority : 各国の所轄官庁
CRA	Credit Rating Agencies : 信用格付け機関	NRRA	The Nonadmitted and Reinsurance Reform Act : 非認可・再保険改革法
CRO	Chief Risk Officer : リスク管理最高責任者	NTNI	Non-Traditional Non-Insurance : 非伝統的・非保険
C-ROSS	China Risk Oriented Solvency System : 中国リスク・オリエンテッド・ソルベンシー・システム	OCI	Office of the Commissioner of Insurance : 保険業監理処
D-SIIs	Domestic Systemically Important Insurers : 国内のシステム上重要な保険会社	OCI	Other Comprehensive Income : その他の包括利益
EIOPA	European Insurance and Occupational Pensions Authority : 歐州保険年金監督機構	OECD	Organization for Economic Co-operation and Development : 経済協力開発機構
EOF	Eligible Own Funds : 適格自己資本	OJK	Otoritas Jasa Keuangan – Financial Services Authority of Indonesia : インドネシア金融庁
ERM	Enterprise Risk Management : 統合的リスク管理	ORSA	Own Risk and Solvency Assessment : リスクとソルベンシーの自己評価
ESRB	European Systemic Risk Board : 歐州システム・リスク理事会	OSFI	Office of the Superintendent of Financial Institutions : 金融機関監督庁
FASB	Financial Accounting Standards Board : 米国財務会計基準審議会	PBR	Principles-Based Reserving : 原則主義的責任準備金評価
FATF	Financial Action Task Force : 金融活動業部会	PCR	Prescribed Capital Requirement : 所定の資本要件
FCR	Financial Condition Report : 財務状況報告書	PHIAC	Private Health Insurance Administration Council : 民間健康保険管理評議会
FinCoNet	The International Financial Consumer Protection Organization : 金融消費者保護国際組織	PINS	Prudential Insurance Rulebook : 健全性保険規則書
FIO	Federal Insurance Office : 連邦保険局	PRA	Prudential Regulation Authority : 健全性規制機関
FLAOR	Forward Looking Assessment of Own Risks : 自己のリスクに関する将来を見据えた評価	PRIPs	Packaged Retail Investment Products : パッケージ型個人向け投資商品
FSAP	Financial Sector Assessment Program : 金融セクター評価プログラム	QCB	Qatar Central Bank : カタール中央銀行
FSB	Financial Stability Board : 金融安定理事会	QFC	Qatar Financial Centre : カタール金融センター
FSOC	Federal Stability Oversight Council : 金融安定監視委員会	QFCRA	Qatar Financial Centre Regulatory Authority : カタール金融センター規制機構
FTTF	Field Testing Task Force : フィールドテスト・タスクフォース	QISs	Quantitative Impact Studies : 定量的影響度調査
GAAP	Generally Accepted Accounting Principles : 一般に公正妥当と認められた会計原則	RBC	Risk-Based Capital : リスクベース資本
G-SIIs	Global Systemically Important Insurers : グローバルにシステム上重要な保険会社	RRP	Recovery and Resolution Planning : 再生・破綻処理計画
HLA	Higher Loss Absorption : より高い損失吸収	SAM	Solvency Assessment and Management : ソルベンシー評価・管理
HPS	Health Protection Scheme : 医療保障計画	SAMA	Saudi Arabia Monetary Authority : サウジアラビア通貨庁
IAIGs	Internationally Active Insurance Groups : 國際的に活動する保険グループ	SCR	Solvency Capital Requirement : ソルベンシー資本要件
IAIS	International Association of Insurance Supervisors : 保険監督者国際機構	SFCR	Solvency and Financial Condition Report : ソルベンシー及び財務状況報告書
IBRF	Islamic Banking Regulatory Framework : イスラム金融規制のフレームワーク	SMI	Solvency Modernization Initiative : ソルベンシー近代化構想
ICAAP	Internal Capital Adequacy Assessment Process : 自己資本充実度評価プロセス	SVS	Superintendencia de Valores y Seguros : 証券・保険監督局
ICM	Internal Capital Models : 内部資本モデル	ULIP	Unit Linked Insurance Plan : ユニットリンク保険プラン
IASB	International Accounting Standards Board : 國際会計基準審議会		
ICPs	Insurance Core Principles : 保険基本原則		
ICS	Insurance Capital Standard : 保険資本基準		
FSA	Financial Services Act : 金融サービス法		

お問い合わせ先

Jeremy Anderson
Chairman Global Financial Services
KPMG
T: +44 20 7311 5800
E: jeremy.anderson@kpmg.co.uk

Laura Hay
Americas Coordinating Insurance Partner
KPMG in the US
T: +1 212 872 3383
E: ljhay@kpmg.com

Frank Pfaffenzeller
Joint Global Insurance Audit Lead
Partner, KPMG in Germany
T: +49 89 9282 1027
E: fpfaffenzeller@kpmg.com

Mark Longworth
Global Insurance Management Consulting Lead
Partner, KPMG in the UK
T: +44 11 3231 3311
E: mark.longworth@kpmg.co.uk

Sam Evans
Global Insurance Transactions and Restructuring Lead
Partner, KPMG in Switzerland
T: +41 58 249 55 63
E: samevans@kpmg.com

Gary Reader
Global Head of Insurance and EMA Coordinating Partner
KPMG in the UK
T: +44 20 7694 4040
E: gary.reader@kpmg.co.uk

Simon Donowho
ASPAC Coordinating Insurance Partner
KPMG in China
T: +852 2826 7105
E: simon.donowho@kpmg.com

Frank Ellenbürger
Joint Global Insurance Audit Lead
Partner, KPMG in Germany
T: +49 89 9282 1867
E: fellenbuerger@kpmg.com

Mike Walker
Global Insurance Restructuring Lead
Partner, KPMG in the UK
T: +44 20 7694 3198
E: mike.s.walker@kpmg.co.uk

Rob Curtis
Global Insurance Regulatory Lead
KPMG in Australia
T: +61 3 9838 4692
E: rcurtis1@kpmg.com.au

Brian Daly
Global Insurance Tax Lead
Partner, KPMG in Ireland
T: +353 1410 1278
E: brian.daly@kpmg.ie

Matt McCorry
Global Insurance Risk Consulting Lead
Partner, KPMG in the US
T: +1 212 954 3945
E: memccorry@kpmg.com

Ferdia Byrne
Global Insurance Actuarial Lead
Partner, KPMG in the UK
T: +44 20 7694 2984
E: ferdia.byrne@kpmg.co.uk

Mary Trussell
Global Innovation and Emerging Markets Lead
Partner, KPMG in the UK
T: +44 20 7311 5461
E: mary.trussell@kpmg.co.uk

Seiji Kamiya
Partner, Financial Services
Regulatory Center of Excellence, AS PAC region, KPMG in Japan
T: +81 3 3548 5100
E: seiji.kamiya@jp.kpmg.com

fsregulation@kpmg.co.uk
www.kpmg.com/regulatorychallenges

KPMGファイナンシャルサービス・ジャパン

〒100-8172
東京都千代田区大手町1丁目9番7号
大手町ファイナンシャルシティ サウスタワー
TEL : 03-3548-5100

financialservices@jp.kpmg.com

本レポートは、KPMGインターナショナルが2014年3月に発行した“Evolving Insurance Regulation”を翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2014 KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. Member firms of the KPMG network of independent firms are affiliated with KPMG International. KPMG International provides no client services. No member firm has any authority to obligate or bind KPMG International or any other member firm vis-à-vis third parties, nor does KPMG International have any such authority to obligate or bind any member firm. All rights reserved. Printed in the UK.

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in the Japan.

The KPMG name, logo and “cutting through complexity” are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

Produced by KPMG's Global Financial Services Practice in the UK.

Designed by Myton Williams

Publication name: Evolving Insurance Regulation

Publication number: 131264 Japan 14-1519

Publication date: March 2014